令和３年第１回箕面市議会定例会議案
（追加第１号）

箕　　面　　市

令和３年第１回箕面市議会定例会議案
（追加第１号）

第２９号議案　特定事業契約一部変更の件（（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業特定事業契約）…… 4

第３０号議案　箕面市高齢者等介護総合条例改正の件…… 5

第３１号議案　箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件…… 9

第３２号議案　箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件…… 32

第３３号議案　箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例改正の件…… 43

第３４号議案　箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件…… 49

第３５号議案　北部大阪都市計画箕面駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件…… 57

第３６号議案　北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件…… 64

第３７号議案　箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例改正の件…… 67

第３８号議案　箕面市建築基準法施行条例改正の件……　78

第３９号議案　箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例改正の件……　81

第４０号議案　令和２年度箕面市一般会計補正予算（第１８号）……　85

第４１号議案　令和２年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第２号）……　179

第４２号議案　令和２年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第５号）……　188

第４３号議案　令和２年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第４号）……　195

第４４号議案　令和２年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第１号）……　207

第４５号議案　令和２年度箕面市病院事業会計補正予算（第４号）……　216

第４６号議案　令和２年度箕面市病院事業会計補正予算（第５号）……　224

第４７号議案　令和２年度箕面市水道事業会計補正予算（第４号）……　233

第４８号議案　令和２年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第４号）……　241

第４９号議案　令和２年度箕面市競艇事業会計補正予算（第４号）……　249

第５０号議案　令和３年度箕面市一般会計補正予算（第１号）……　254

第２９号議案

特定事業契約一部変更の件

平成３０年３月２３日議決を経た「第２９号議案　特定事業契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

「４　契約の金額　１３，７８４，０１８，９８５円」を「４　契約の金額　１３，７８２，９３４，０３６円にこの契約に定める基準金利の確定に伴う利息の増減額を加算した額」に、「６　契約の期間　平成３０年３月２４日から平成４８年３月３１日まで」を「６　契約の期間　平成３０年３月２４日から令和１８年３月３１日まで」に改める。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため工事を一時中断したことによる引渡日の変更に伴い契約の金額を変更し、及び基準金利の確定による利息の増減額を加算するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により提案するものである。

第三十号議案

箕面市高齢者等介護総合条例改正の件

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市高齢者等介護総合条例の一部を改正する条例

箕面市高齢者等介護総合条例（平成十二年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第一号中「三万四千二百円」を「三万二千四百円」に改め、同項第二号中「四万四千四百六十円」を「四万二千百二十円」に改め、同項第三号中「五万千三百円」を「四万八千六百円」に改め、同項第四号中「五万八千百四十円」を「五万五千八十円」に改め、同項第五号中「六万八千四百円」を「六万四千八百円」に改め、同項第六号中「七万五千二百四十円」を「七万千二百八十円」に改め、同号イ中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を、「得た額」の下に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号ロ中「、第十三号ロ又は第十四号ロ」を「又は第十三号ロ」に改め、同項第七号中「七万八千六百六十円」を「七万七千七百六十円」に改め、同号イ中「百二十五万円以下」を「二百十万円未満」に改め、同号ロ中「、第十三号ロ又は第十四号ロ」を「又は第十三号ロ」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「十万二千六百円」を「九万七千二百円」に改め、同号イ中「二百万円以上三百万円未満」を「二百十万円以上三百二十万円未満」に改め、同号ロ中「第十一号ロ、第

十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロ」を「第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「十一万七千六百四十八円」を「十一万千四百五十六円」に改め、同号イ中「三百万円」を「三百二十万円」に改め、同号ロ中「第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロ」を「第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「十二万七千九百八円」を「十二万千百七十六円」に改め、同号ロ中「第十三号ロ又は第十四号ロ」を「第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「十四万三千六百四十円」を「十三万六千八十円」に改め、同号ロ中「第十四号ロ」を「第十三号ロ」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「十五万五千二百六十八円」を「十四万七千九十六円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「十六万四千百六十円」を「十五万五千五百二十円」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「十七万千円」を「十六万二千円」に改め、同号を同項第十四号とし、同条第二項中「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に、「二万五百二十円」を「一万九千四百四十円」に改め、同条第三項中「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に、「二万五百二十円」を「一万九千四百四十円」に、「三万四千二百円」を「三万二千四百円」に改め、同条第四項中「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に、「二万五百二十円」を「一万九千四百四十円」に、「四万七千八百八十円」を「四万五千三百六十円」に改める。

附則に次の一条を加える。

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第八条　第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭

和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第十六条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2　前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十六条の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和三年度から令和五年度までの介護保険料を改定するとともに、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正に伴い関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十一号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　運営に関する基準（第百九十八条―第二百四条）」を「第四節　運営に関する基準（第百九十八条―第二百四条）　第十一章　雑則（第二百五条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第八条第五項第一号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第一号及び」

を加え、同項第二号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第二号において同じ。」を加え、同項第三号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第三号において同じ。」を加え、同項第四号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第四号において同じ。」を加え、同項第五号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第五号、」を加え、同項第六号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第六号、」を加え、同項第七号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第七号、」を加え、同項第八号中「をいう。」の下に「第四十九条第四項第八号及び」を加える。

第三十三条第九号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

5　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対

応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十五条に次の一項を加える。

3　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十六条に次の一項を加える。

2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十一条第一項中「協議会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第六十一条の十七第一項及び第八十九条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十二条の二　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十九条第一項第一号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第二号中「とする。」を削り、同項第三号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の五項を加える。

3　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただ

し、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

一　指定短期入所生活介護事業所

二　指定短期入所療養介護事業所

三　指定特定施設

四　指定小規模多機能型居宅介護事業所

五　指定認知症対応型共同生活介護事業所

六　指定地域密着型特定施設

七　指定地域密着型介護老人福祉施設

八　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

九　指定介護老人福祉施設

十　介護老人保健施設

十一　指定介護療養型医療施設

十二　介護医療院

5　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第一項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第五十七条第九号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第五十八条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第五十八条第三項を次のように改める。

3　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利

用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第五十八条に次の一項を加える。

5　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条に次の一項を加える。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第六十一条中「第三十五条から第四十条まで、第四十二条及び第四十三条」を「第三十四条の二から第四十条まで及び第四十二条から第四十三条まで」に改め、「、「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従事者」と」を削り、「第二十一条、第三十五条及び第三十六条」を「同項、第二十一条、第三十四条の二第二項、第三十五条第一項並びに第三項第一号及び第三号、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号」に改める。

第六十一条の十二第十二号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第六十一条の十三第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに

類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第六十一条の十三に次の一項を加える。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十一条の十六第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第六十一条の十七第一項中「協議会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第六十一条の二十中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を、「第四十条まで」の下に「、第四十二条の二」を、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第六十一条の二十の三中「、第三十条」の下に「、第三十四条の二」を、「第四十条まで」の下に「、第四十二条の二」を加え、「。第三十六条」を「。第三十六条第一項」に、「と、第三十六条」を「と、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号」に、「及び第六十一条の十三第三項」を「、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号」に改める。

第六十一条の三十四中「次に」を「、次に」に改め、同条第十二号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第六十一条の三十六第一項中「安全・サービス提供管理委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第六十一条の三十八中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を、「第四十条まで」の下に「、第四十二条の二」を加え、「第三十六条中」を「第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十六条第一項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第六十一条の十三第三項」を「第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号」に改める。

第六十六条第一項中「又は施設」の下に「(第六十八条第一項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第六十七条第二項中「第八十四条第七項」の下に「、第百十二条第九項」を加える。

第六十八条第一項ただし書中「とする。」の下に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第七十五条第十二号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第八十二条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を、「第四十条まで」の下に「、第四十二条の二」を、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を削り、「第六十一条の十七第一項」を「第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第六十一条の十七第一項」に改める。

第八十四条第六項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第八十五条第三項中「第百十三条第二項」を「第百十三条第三項」に改める。

第八十九条中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テ

レビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第百二条第十二号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第百三条に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が、次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第百十条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を加え、「、第四十三条」を「から第四十三条まで」に改め、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第六十一条の十三第三項」を「第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号」に改める。

第百十二条第一項中「）をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第百十二条第五項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第百十三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合

は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第百十五条第一項中「又は二」を「以上三以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、一又は二）」に改め、同項ただし書を削る。

第百十九条第七項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第八項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　外部の者による評価

二　第百三十条において準用する第六十一条の十七第一項に規定する運営推進会議における評価

第百二十三条中「指定地域密着型サービス」の下に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第百二十四条第九号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第百二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百二十五条に次の一項を加える。

4　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共

同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百三十条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を加え、「、第四十三条」を「から第四十三条まで」に改め、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第七章第四節」と」の下に「、第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第百四十条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第百四十七条第十一号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第百四十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百四十八条に次の一項を加える。

5　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務

上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百五十一条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を加え、「、第四十三条」を「から第四十三条まで」に、「第三十六条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第八章第四節」と」の下に「、第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第百五十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第百五十三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第百五十三条第八項各号列記以外の部分中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第十三項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第百五十九条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。)」を加える。

第百六十条第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第百六十五条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第百六十五条の二　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第百六十五条の三　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第百七十条第十号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第百七十一条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百七十一条に次の一項を加える。

4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百七十三条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第百七十七条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第百七十九条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を、「第四十条」の下に「、第四十二条の二」を、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第百八十二条第一項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「次のいずれかを満たす」を「十・六五平方メートル以上とする」に改め、同号イ(3)に次のただし書を加える。

ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第百八十二条第一項第一号イ(3)(ⅰ)及び(ⅱ)を削る。

第百八十四条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第百八十八条第十一号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第百八十九条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百八十九条に次の一項を加える。

5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百九十一条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を、「第四十条」の下に「、第四十二条の二」を、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第百九十三条第十一項ただし書中「前項各号」を「第七項各号」に改める。

第二百四条中「第三十条」の下に「、第三十四条の二」を加え、「、第四十三条」を「から第四十三条まで」に改め、「規程」と、」の下に「同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及

び第三号中」を加え、「、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第六十一条の十三第三項」を「第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十一章　雑則

（電磁的記録等）

第二百五条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十四条第一項（第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第百十条、第百三十条、第百五十一条、第百七十九条、第百九十一条及び前条において準用する場合を含む。）、第百十七条第一項、第百三十八条第一項及び第百五十七条第一項（第百九十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等で行

うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第三条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項及び第四十二条の二（改正後の第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第百十条、第百三十条、第百五十一条、第百七十九条、第百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十四条の二（改正後の第六十一条、第六十一条の二十、第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第百十条、第百三十条、第百五十一条、第百七十九条、第百九十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第三十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三

項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十五条第三項（改正後の第六十一条において準用する場合を含む。）及び第六十一条の十六第二項（改正後の第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第百十条、第百三十条、第百五十一条及び第二百四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第六十一条の十三第三項（改正後の第六十一条の二十の三、第六十一条の三十八、第八十二条、第百十条及び第二百四条において準用する場合を含む。）、第百二十五条第三項、第百四十八条第四項、第百七十一条第三項及び第百八十九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

6　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第百六十五条の二（改正後の第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第百六十五条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

7　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第百六十五条の三（改正後の第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第百六十五条の三中「行わなければ」とあるのは、

「行うよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

8　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第百七十三条第二項第三号（改正後の第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

9　施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第百七十七条第一項（改正後の第百九十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

10　施行日以降、当分の間、改正後の第百八十二条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第百五十三条第一項第三号イ及び第百八十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

11　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の第百八十二条第一項第一号イ(3)

(ii)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十二号議案

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十九条―第九十二条）」を「　第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第八十九条―第九十二条）　第六章　雑則（第九十三条）」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよ

う努めなければならない。

第七条第一項中「特定施設」の下に「をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「)の」を「)の」に改める。

第十条第一項中「又は施設」の下に「(第十二条第一項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第十一条第二項中「第四十六条第七項」を「同条第七項及び第七十三条第九項」に改める。

第十二条第一項ただし書中「とする。」の下に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第二十九条第十二号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防

認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十四条に次の一項を加える。

2　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の二　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条第一項中「協議会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第五十一条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、

テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四十六条第六項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第七項中「(以下」の下に「この章において」を加える。

第四十七条第三項中「第七十四条第二項」を「第七十四条第三項」に改める。

第五十一条中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第五十九条第十二号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第六十条に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市介護保険事業計画(法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市長が、次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存

の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第六十七条中「第三十条」の下に「、第三十条の二」を加え、「第三十八条まで、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条及び第四十一条」を「第四十一条まで（第三十九条第四項を除く。）」に改め、「規程」と、」の下に「同項、第三十条第三項及び第四項、第三十条の二第二項、第三十三条第二項第一号及び第三号、第三十四条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十条第三項及び第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第七十三条第一項中「）をいう。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が三である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて二以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第七十三条第五項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共

同生活介護事業所」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　第七項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第六項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第七十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第七十六条第一項中「又は二」を「以上三以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、一又は二）」に改め、同項ただし書を削る。

第八十条第三項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第八十一条中「地域密着型介護予防サービス」の下に「（サテライト型指

定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第八十二条第九号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第八十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第八十三条に次の一項を加える。

4　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第八十八条中「第二十八条」の下に「、第三十条の二」を加え、「、第三十九条(第四項を除く。)、第四十条、第四十一条」を「から第四十一条まで(第三十九条第四項及び第四十一条第五項を除く。)」に改め、「規程」と、」の下に「同項、第三十条の二第二項、第三十三条第二項第一号及び第三号、第三十四条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十四条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第八十九条第二項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に

改め、同項に次の各号を加える。

一　外部の者による評価

二　前条において準用する第四十一条第一項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の一章を加える。

第六章　雑則

（電磁的記録等）

第九十三条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十六条第一項（第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をい

う。）によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項及び第三十九条の二（改正後の第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

3　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条第三項（改正後の第六十七条において準用する場合を含む。）及び第八十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条の二（改正後の第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

5　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十三条第二項（改正後の第六十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）

の規定の適用については、改正後の第三十三条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十三号議案

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十七年箕面市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　基準該当介護予防支援に関する基準（第三十六条）」を「第六章　基準該当介護予防支援に関する基準（第三十六条）　第七章　雑則（第三十七条）」に改める。

第三条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二十一条第八号中「高齢者の虐待防止」を「虐待の防止のための措置」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

4　指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十二条の二　指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十四条の二　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができ

るものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二十五条に次の一項を加える。

2　指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十条の二　指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十四条第九号中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレ

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

本則に次の一章を加える。

第七章　雑則

（電磁的記録等）

第三十七条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十条及び第三十四条第二十六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第五項及び第三十条の二（これらの規定を改正後の第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十二条の二（改正後の第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十二条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条の二（改正後の第三十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十四条の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十四号議案

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成三十年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十五条）」を「第六章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十五条）　第七章　雑則（第三十六条）」に改める。

第五条に次の二項を加える。

5　指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要

な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第七条第二項中「主任介護支援専門員」の下に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第八条第二項中「できること」の下に「、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第十七条第九号中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改め、同条中第三十号を第三十一号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号にお

いて「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。

第二十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　虐待の防止のための措置に関する事項

第二十三条に次の一項を加える。

4　指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二　指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなけれ

ばならない。

3　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第二十五条の二　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二十六条に次の一項を加える。

2　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十一条の二　指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を

防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

二　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の一章を加える。

第七章　雑則

（電磁的記録等）

第三十六条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十一条及び第十七条第二十八号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、

交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

3　令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「指定居宅介護支援事業所（令和三年三月三十一日までに法第四十六条第一項の指定を受け、かつ、同日において当該指定居宅介護支援事業所における第七条第一項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）」と、「介護支援専門員を同条第一項に規定する」とあるのは「引き続き介護支援専門員（令和三年三月三十一日において当該指定居宅介護支援事業所における管理者であった者に限る。）を」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十七条の改正規定（同条中第三十号を第三十一号とし、第二十一号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に一号を加える部分に限る。）　令和三年十月一日

二　附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に一項を加える改正規定　公布の日

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第五条第五項及び第三十一条の二（これらの規定を改正後の第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第二十二条（改正後の第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十二条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十三条の二（改正後の第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十三条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4　施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十五条の二（改正後の第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第二十五条の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十五号議案

北部大阪都市計画箕面駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件

北部大阪都市計画箕面駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

北部大阪都市計画箕面駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき、北部大阪都市計画箕面駅前地区地区計画（令和二年箕面市告示第三百十三号。以下「箕面駅前地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）並びに箕面駅前地区計画の定めるところによる。

（適用区域）

第三条　この条例は、箕面駅前地区計画の区域内に適用する。

（建築物の用途の制限）

第四条　建築物の用途は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表

（い）欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。

２　法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

一　増築又は改築が基準時（法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、同条第二項の規定により引き続き前項の規定（同項の規定が改正された場合は、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるもので、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項、第二項及び第七項並びに法第五十三条の規定に適合すること。

二　増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

三　増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第五条　建築物の敷地面積の最低限度は、二千平方メートルとする。

（壁面の位置の制限）

第六条　施設整備地区内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、二メートル以上とする。

２　箕面駅前地区計画の計画図に示す次の各号に掲げる部分においては、建築物の高さ（前面道路の路面の中心からの高さによる。以下この条に

おいて同じ。）が十六メートルを超える部分の外壁等の面から道路境界線までの距離は、当該各号に定める距離とする。ただし、建築物の高さが十六メートルを超える部分において、本文の規定による壁面の位置の制限により建築できない部分の水平投影面積以上に建築物がない部分の水平投影面積を確保できる場合は、この限りでない。

一　壁面位置の制限Ａ部　六メートル以上

二　壁面位置の制限Ｂ部　三メートル以上

３　前二項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、前二項の規定は、適用しない。

一　地区施設を構成するものであること。

二　物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが二・三メートル以下で、かつ、床面積の合計が五平方メートル以内であること。

（建築物の高さの最高限度）

第七条　建築物の高さの最高限度は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、五メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

（建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置）

第八条　建築物の敷地が箕面駅前地区計画の区域の内外にわたる場合又は施設整備地区と駐車場集約地区とにわたる場合における第四条及び第五条の規定については、その敷地の過半が当該区域内又は地区内に存するときは当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、

その敷地の過半が当該区域外又は地区外に存するときは当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定は、適用しない。

（総合的設計による一団地の建築物の取扱い）

第九条　一団地内に二以上の構えをなす建築物を総合的設計によって建築する場合において、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定により特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて、第五条又は第六条の規定を適用する場合においては、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

（公益上必要な建築物の特例）

第十条　市長が、公益上必要な建築物で、用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして良好な住環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で第四条から前条までの規定は、適用しない。

（罰則）

第十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

二　第五条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより同条の規定に違反した場合は、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

三　第六条又は第七条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、当該建築物の工事施工者）

四　法第八十七条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

２　前項第三号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

３　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第一項の刑を科する。

（委任）

第十二条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第四条、第七条関係）

地区			駐車場集約地区
施設整備地区	（い）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 一　法別表第二（り）項に掲げるもの 二　法別表第二（ほ）項第二号に掲げるもの（勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものを除く。） 三　大阪府建築基準法施行条例（昭和四十六年大阪府条例第四号）第七条第七号イ又はハに掲げるもの 四　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第五号に係るもの 五　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの 六　工場（令第百三十条の五の二第四号に定めるものを除く。） 七　倉庫（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供するものに限る。） 八　畜舎（店舗に附属する畜舎であって床面積が十五平方メートル以下のものを除く。） 九　法別表第二（と）項第四号に掲げるもの 十　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第五項の届出住宅	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 一　住宅 二　共同住宅、寄宿舎又は下宿 三　法別表第二（り）項に掲げるもの
	（ろ）	建築物の高さの最高限度は、四十メートルとする。	建築物の高さの最高限度は、二十二メートルとする。

四　法別表第二(ほ)項第二号に掲げるもの（勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものを除く。） 五　大阪府建築基準法施行条例第七条第七号イ又はハに掲げるもの 六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に係るもの 七　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの 八　工場（令第百三十条の五の二第四号に定めるものを除く。） 九　倉庫（倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供するものに限る。） 十　畜舎（店舗に附属する畜舎であって床面積が十五平方メートル以下のものを除く。） 十一　法別表第二(と)項第四号に掲げるもの 十二　住宅宿泊事業法第二条第五項の届出住宅	

（提案理由）

北部大阪都市計画箕面駅前地区地区計画の決定に伴い、当該地区内における建築物に関する制限を定めるため、本条例を制定するものである。

第三十六号議案

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例改正の件

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成二十九年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図（第６条関係）

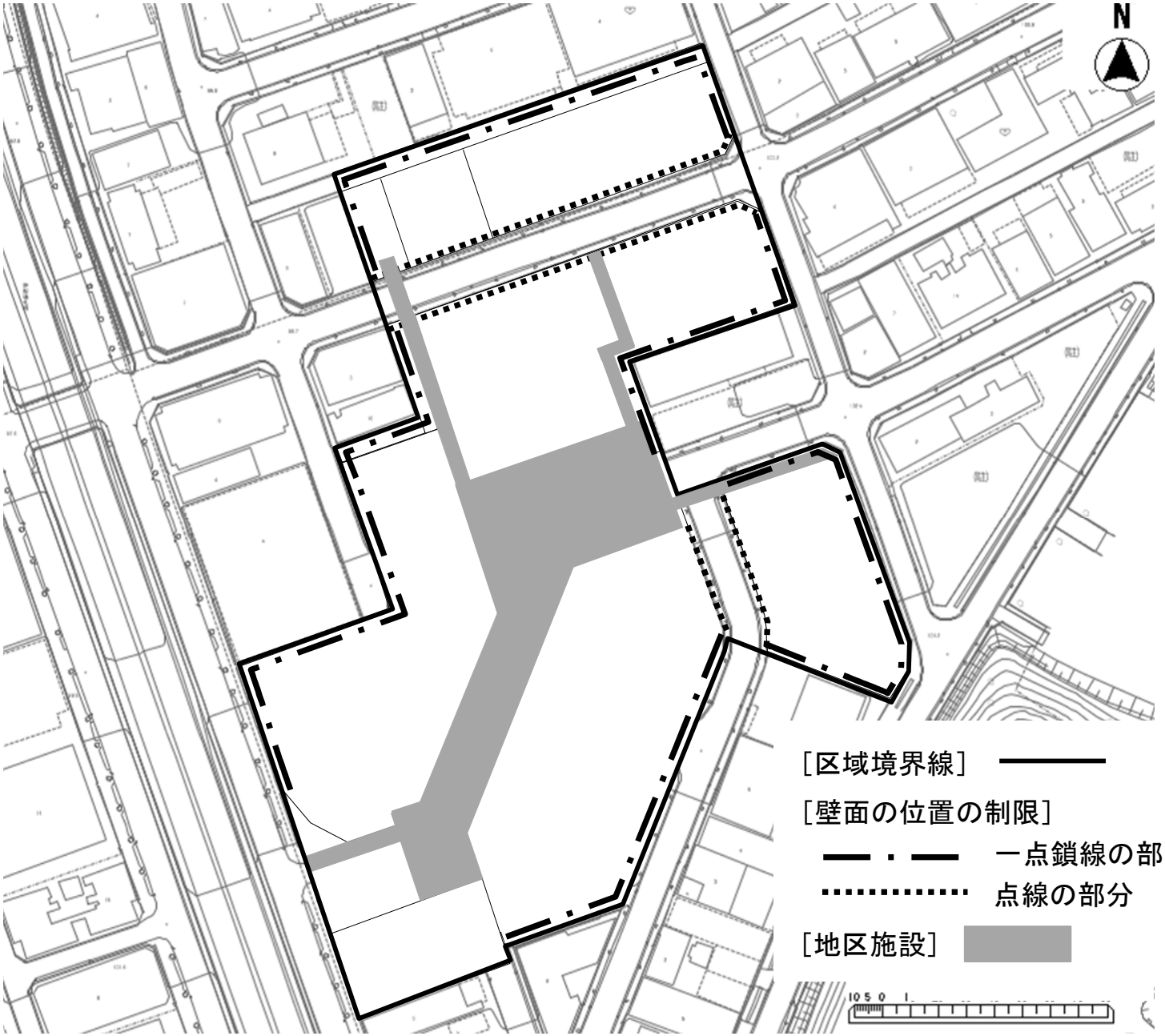

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の変更に伴い、地区施設の配置を変更するため、本条例を改正するものである。

第三十七号議案

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく判定等に係る事務手数料条例（平成二十八年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「による判定」の下に「（以下この条において「判定」という。）」を、「の判定」の下に「（以下この条において「変更の判定」という。）」を、「又は判定」の下に「若しくは変更の判定（以下この条において「判定等」という。）」を、「増加を含むものに限る。）を受けようとする者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同号の表を次のように改める。

項	区分			金額
一	建築物の用途	工場等のみのもの		
	評価方法	モデル建物法によるもの		
	床面積の合計	三百平方メートル未満のもの		三〇、〇〇〇円
		三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		四〇、〇〇〇円
		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		五〇、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		一二〇、〇〇〇円

		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一七〇、〇〇〇円
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二二〇、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二七〇、〇〇〇円
		五万平方メートル以上のもの	三七〇、〇〇〇円
	その他のもの	三百平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
		三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円
		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六〇、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一三〇、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二三〇、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二八〇、〇〇〇円
		五万平方メートル以上のもの	三八〇、〇〇〇円
二	その他のもの	三百平方メートル未満のもの	一一〇、〇〇〇円
	モデル建物法によるもの	三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二八〇、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三七〇、〇〇〇円
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	五二〇、〇〇〇円

その他のもの	五万平方メートル以上のもの	六七〇、〇〇〇円
	三百平方メートル未満のもの	二七〇、〇〇〇円
	三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
	千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円
	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	六二〇、〇〇〇円
	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	七七〇、〇〇〇円
	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	九一〇、〇〇〇円
	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一、〇三〇、〇〇〇円
	五万平方メートル以上のもの	一、二九〇、〇〇〇円

備考

一　「建築物の用途」とは、建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。

二　「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。）又は改築（以下「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネル

ギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。

三　「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

四　「モデル建物法」とは、基準省令第一条第一項第一号ロの基準に適合することを確認することをいう。

五　床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に定めるところによる。

第三条第二号中「法第十二条第二項若しくは第十三条第三項の規定による」を削り、「者又は」を「者（前号に掲げる者を除く。）又は」に、「前号の」を「第一号の」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十七条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る他の建築物（法第三十四条第三項に規定する他の建築物をいう。以下この条において同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が基準省令第十条第一号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）による確認を含む。）を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について基準省令第一条第一項第一号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が基準省令第十条第一号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー

消費性能判定機関による確認を含む。）を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について基準省令第一条第一項第一号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。）を受けようとする者　次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

項	床面積の合計	金額
一	三百平方メートル未満のもの	二〇、〇〇〇円
二	三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
三	千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円
四	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一〇〇、〇〇〇円
五	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一六〇、〇〇〇円
六	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一九〇、〇〇〇円
七	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	二四〇、〇〇〇円
八	五万平方メートル以上のもの	三四〇、〇〇〇円

備考

一　「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請をする場合にあっては、当該変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積とする。

二　前号の表の備考五の規定は、この表について適用する。

第四条第一号中「第二十九条第一項の規定による認定の申請又は法第三十一条第一項」を「第三十四条第一項の規定による認定の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（同項に規定する建築物エネル

ギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）に同条第三項各号に掲げる事項（以下この条において「他の建築物に係る事項」という。）を記載していないものに限る。）又は法第三十六条第一項」に、「又は認定」を「又は法第三十四条第一項の認定若しくは法第三十六条第一項の変更の認定（以下この条において「認定等」という。）」に、「含むものに限る」を「含むものであって、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないものに限る」に改め、同号の表中「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」

に改め、同表備考二のイ中「認定」を「認定等」に改め、「（法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ハにおいて同じ。）」を削り、同表備考二のロ及びハ中「認定」を「認定等」に改め、同表備考三中「消費性能基準省令」を「基準省令」に改め、同表備考四中「備考二」を「備考五」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　認定等の申請（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているものに限る。）をしようとする者　当該認定等に係る一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　法第三十四条第一項の規定による認定の申請の場合又は法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請（当該一の建築物に係る部分の評価方法の変更を含むもの、認定等に係る当該一の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含むもの又は当該申請に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物に係るものに限る。）の場合　前号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

ロ　法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請（当該一の建

築物に係る部分の評価方法の変更を含むもの、認定等に係る当該一の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含むもの及び当該申請に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない建築物に係るものを除く。）の場合　第五号の金額

第四条第七号中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「に係る建築物」を「の申請に係る一の建築物ごと」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「次の表」を「当該書面の交付の申請に係る一の建築物ごとに次の表」に改め、同号の表中

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」に改め、同表備考

中「備考二並びに」を「備考五並びに」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「除く」を「除き、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないものに限る」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第一号（」を「当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合にあっては第一号（」に改め、「前号の金額」の下に「、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合にあっては同号の金額」を加え、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　法第三十五条第二項（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者　当該申出に係る一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額

（1）　法第三十五条第二項の規定による申出又は法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第二項の規定による申出（評価方法の変更を含むもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をしようとする場合　第一号の金額のほか、当該申出に係る建築物について箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）第六条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

（2）　法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第二項の

規定による申出（評価方法の変更を含むもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。）をしようとする場合　第五号の金額のほか、当該申出に係る建築物について箕面市建築基準法施行条例第六条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

ロ　申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合　前号の金額のほか、当該申出に係る建築物について箕面市建築基準法施行条例第六条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額

第五条第一号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号の表中「建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）」を「消費性能基準」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」に改め、同表備考一中「備考一及び備考二並びに」を「備考四及び備考五並びに」に改め、同表備考四中「消費性能基準省令」を「基準省令」に改め、同条第二号中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

附　則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の改正に伴い建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の区分を変更し、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料を定めるとともに、工場等に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第三十八号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の七中「床面積の合計の」を削り、同条の表を次のように改める。

項	区分		金額
一	建築物の用途	工場等のみのもの	
	床面積の合計	千平方メートル未満のもの	二二、〇〇〇円
		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三二、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	七九、〇〇〇円
		五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	一一九、〇〇〇円
		一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	一四八、〇〇〇円
		二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	一八四、〇〇〇円
		五万平方メートル以上のもの	二五五、〇〇〇円
二	その他のもの		
		千平方メートル未満のもの	九二、〇〇〇円
		千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一二一、〇〇〇円
		二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一九六、〇〇〇円

五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二五六、〇〇〇円	
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三〇七、〇〇〇円	
二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	三六一、〇〇〇円	
五万平方メートル以上のもの	四六七、〇〇〇円	

備考

一　「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。

二　「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この表において同じ。）又は改築（以下この表において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十五条第一項又は建築物省エネルギー法第三十六条第一項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第十二条第三項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、

当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積を加えた面積とする。

三　「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

附　則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の改正に伴い建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた特定建築物に係る完了検査の手数料の区分を変更するとともに、新たに工場等に係る完了検査の手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第三十九号議案

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例改正の件

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月二十五日提出

箕面市長　上　島　一　彦

箕面市条例第　　号

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等に係る事務手数料条例（平成二十四年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「申請及び」を「申請又は」に、「又は認定」を「又は法第五十三条第一項の認定若しくは法第五十五条第一項の変更の認定（以下「認定等」という。）」に改める。

第二条第一項の表中

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」に改め、同表備考第四号を同表備考第五号とし、同表備考第三号中「法第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準」を「技術的基準」に改め、同号を同表備考第四号とし、同表備考第二号中「認定」を「認定等」に改め、同号を同表備考第三号とし、同表備考第一号中「(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同表備考第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途

に供する部分から成る建築物をいう。以下同じ。）であって、当該建築物について技術的基準に基づき算出した住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に共用部分（同省令第四条第三項第一号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を含まない場合については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。

第二条第三項中「（建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加え、同条第五項の表中

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一八〇、〇〇〇円

」に、

「

三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」を

「

三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	三四〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四四〇、〇〇〇円

」に改め、同表備考中「備考第二号から第四号まで」を「備考第三号から第五号まで」に改める。

附　則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の区分を変更するため、本条例を改正するものである。

第４０号議案

令和２年度箕面市一般会計補正予算（第１８号）

令和２年度箕面市の一般会計の補正予算（第１８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 595,349 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 82,782,926 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の変更は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の変更は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条　地方債の変更は、「第５表　地方債補正」による。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 市　　税		23,701,000	△20,390	23,680,610
	1 市　民　税	11,362,000	30,000	11,392,000
	3 軽 自 動 車 税	157,000	△4,390	152,610
	5 入　湯　税	76,000	△46,000	30,000
6 法人事業税交付金		80,000	△6,671	73,329
	1 法人事業税交付金	80,000	△6,671	73,329
7 地方消費税交付金		2,753,000	△71,000	2,682,000
	1 地方消費税交付金	2,753,000	△71,000	2,682,000
8 環境性能割交付金		80,000	△34,000	46,000
	1 環境性能割交付金	80,000	△34,000	46,000
11 地 方 交 付 税		900,000	408,820	1,308,820
	1 地 方 交 付 税	900,000	408,820	1,308,820
13 分担金及び負担金		1,068,217	△48,664	1,019,553
	1 負　担　金	1,067,717	△48,664	1,019,053
15 国 庫 支 出 金		30,012,535	△1,470,410	28,542,125
	1 国 庫 負 担 金	7,741,749	△123,173	7,618,576
	2 国 庫 補 助 金	14,881,407	△155,084	14,726,323
	3 国 庫 委 託 金	51,887	△3,008	48,879
	4 国 庫 交 付 金	7,337,492	△1,189,145	6,148,347
16 府 支 出 金		4,923,228	△41,256	4,881,972
	1 府 負 担 金	3,106,868	△20,671	3,086,197
	2 府 補 助 金	1,088,444	△7,181	1,081,263
	3 府 委 託 金	86,996	△6,397	80,599
	4 府 交 付 金	640,920	△7,007	633,913
17 財 産 収 入		166,806	9,565	176,371
	1 財産運用収入	166,754	3,171	169,925
	2 財産売払収入	52	6,394	6,446
18 寄　附　金		23,290	30,274	53,564
	1 寄　附　金	23,290	30,274	53,564
19 繰　入　金		3,673,141	189,116	3,862,257
	1 基 金 繰 入 金	3,578,584	189,116	3,767,700
21 諸　収　入		2,930,658	864,674	3,795,332
	3 貸付金元利収入	90,660	△2,668	87,992
	4 収 益 事 業 収 入	1,500,000	1,000,000	2,500,000
	5 雑　入	1,289,858	△132,658	1,157,200
22 市　債		11,236,000	△405,413	10,830,587
	1 市　債	11,236,000	△405,413	10,830,587
23 自動車取得税交付金		0	6	6
	1 自動車取得税交付金	0	6	6
歳 入 合 計		83,378,275	△595,349	82,782,926

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		421,459	△14,310	407,149
	1 議会費	421,459	△14,310	407,149
2 総務費		20,541,401	△209,321	20,332,080
	1 総務管理費	19,277,691	△93,275	19,184,416
	2 徴税費	396,487	△10,409	386,078
	3 戸籍住民基本台帳費	592,583	△85,903	506,680
	4 選挙費	151,292	△14,035	137,257
	5 統計調査費	99,317	△5,348	93,969
	6 監査委員費	24,031	△351	23,680
3 民生費		24,143,187	△684,336	23,458,851
	1 社会福祉費	5,689,310	△269,937	5,419,373
	2 児童福祉費	11,471,578	△493,202	10,978,376
	3 生活保護費	2,420,647	△4,853	2,415,794
	4 国民健康保険費	1,178,030	89,567	1,267,597
	5 介護保険費	1,788,932	△20,049	1,768,883
	6 後期高齢者医療費	1,594,690	14,138	1,608,828
4 衛生費		6,108,587	583,757	6,692,344
	1 保健衛生費	1,353,258	△71,126	1,282,132
	2 清掃費	4,337,435	△4,442	4,332,993
	3 市民医療総合施設対策費	318,156	648,700	966,856
	4 上水道費	99,738	10,625	110,363
5 労働費		64,690	△1,531	63,159
	1 労働諸費	64,690	△1,531	63,159
6 農林水産業費		169,577	△4,085	165,492
	1 農業費	159,720	△4,085	155,635
7 商工費		1,487,602	△84,720	1,402,882
	1 商工費	1,463,116	△83,902	1,379,214
	3 観光費	7,727	△818	6,909
8 土木費		17,589,885	△1,510,235	16,079,650
	1 土木管理費	908,609	△52,841	855,768
	2 道路橋りょう費	965,324	△193,389	771,935
	4 都市計画費	15,077,201	△1,257,065	13,820,136
	6 公共下水道費	387,307	△6,940	380,367

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 消防費		1,663,015	△25,499	1,637,516
	1 消防費	1,663,015	△25,499	1,637,516
10 教育費		7,268,971	△777,198	6,491,773
	1 教育総務費	2,445,480	△130,482	2,314,998
	2 小学校費	1,145,845	△333,657	812,188
	3 中学校費	638,721	△117,135	521,586
	4 幼稚園費	224,424	△2,085	222,339
	5 社会教育費	1,173,980	△122,410	1,051,570
	6 保健体育費	1,640,521	△71,429	1,569,092
11 災害復旧費		89,500	0	89,500
	1 災害応急対策費	89,500	△55,718	33,782
	2 公共土木施設災害復旧費	0	55,718	55,718
12 公債費		2,797,468	△19,263	2,778,205
	1 公債費	2,797,468	△19,263	2,778,205
13 諸支出金		981,670	2,151,392	3,133,062
	1 諸費	157,992	11,390	169,382
	2 基金費	787,937	2,140,002	2,927,939
歳出合計		83,378,275	△595,349	82,782,926

第 2 表　継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	2 徴税費	路線価付設事業（継続費）	千円 13,936	令和元年度	千円 7,412	千円 9,130	令和元年度	千円 7,412
				令和2年度	6,524		令和2年度	1,718
3 民生費	1 社会福祉費	生活介護等基盤整備事業（継続費）	509,600	令和2年度	290,600	509,600	令和2年度	11,990
				令和3年度	219,000		令和3年度	39,885
							令和4年度	457,725
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）	5,484,512	平成26年度	12,204	5,484,512	平成26年度	12,204
				平成27年度	44,516		平成27年度	44,516
				平成28年度	1,811,627		平成28年度	1,811,627
				平成29年度	610,763		平成29年度	610,763
				平成30年度	383,108		平成30年度	383,108
				令和元年度	78,406		令和元年度	78,406
				令和2年度	768,026		令和2年度	23,033
				令和3年度	1,030,869		令和3年度	1,077,753
				令和4年度	744,993		令和4年度	773,932
							令和5年度	669,170

第 3 表　繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費		千円	庁舎管理事業（臨時）	千円 4,494
				新型コロナウイルス市緊急支援事業（市内公共交通整備）	161,899
				地域防災力向上事業	403
				新型コロナウイルス市緊急支援事業（避難所環境整備）	11,677
				急傾斜地崩壊対策工事費負担事業	4,500
				水防整備事業	332,697
4 衛生費	1 保健衛生費			新型コロナウイルスワクチン接種事業	54,658
6 農林水産業費	1 農業費			農業公社支援事業	10,000
				農地施設補修及び改修事業	34,750
7 商工費	1 商工費			休業要請外支援金支給事業	9,500
				新型コロナウイルス市緊急支援事業（プレミアム付商品券）	33,530
8 土木費	2 道路橋りょう費			道路安全対策事業	51,163
				橋りょう長寿命化対策事業	49,481
				道路安全対策事業（R2国補正3号）	64,139
				橋りょう長寿命化対策事業（R2国補正3号）	36,822

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費		千円	荒内谷公園改修事業	千円 73,377
				公園リニューアル事業（R２国補正３号）	48,000
				箕面船場阪大前駅前地区第１期ＰＦＩ整備事業	1,050,362
				箕面船場阪大前駅前地区第２期ＰＦＩ整備事業	63,124
				新病院周辺まちづくり整備事業	19,000
				都市計画道路整備事業	353,242
				都市計画道路整備事業（R２国補正３号）	66,966
	5 住宅費			市営住宅改修事業	106,419
9 消防費	1 消防費			常備消防車両購入更新事業	12,969
10 教育費	1 教育総務費			いじめ防止対策事業	1,129
				新型コロナウイルス緊急対策事業（学校教育）（R２国補正３号）	30,400
				止々呂美小中一貫校増築事業	513,636
	2 小学校費			新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（R２国補正１号）	51,602
	3 中学校費			新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（R２国補正１号）	2,650
	5 社会教育費			成人祭開催事業	10,299

款	項	補　正　前		補　正　後	
		事業名	金　額	事　業　名	金　額
10　教　育　費	6 保健体育費		千円	新型コロナウイルス緊急対策事業 （保健スポーツ）（Ｒ２国補正１号）	千円 98,110
				総合水泳・水遊場整備事業	135,905

第 4 表　債務負担行為補正

事　　項	補　　正　　前		補　　正　　後	
	期　　間	限　度　額	期　間	限　度　額
総合運動場管理運営事業			令和2年度から令和3年度	72,214 千円

第 5 表　地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
土砂災害対策事業	補正前	千円 149,500	普通貸借又は証券発行	%以内 4 (注)	政府その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	144,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
生活介護等基盤整備事業	補正前	150,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後								
橋りょう整備事業	補正前	116,800	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	41,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
道路安全対策事業	補正前	136,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	87,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
		千円		%以内		年以内	年以内		
箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業	補正前	5,964,600	普通貸借又は証券発行	4（注）	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	5,632,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
新病院周辺まちづくり整備事業	補正前								
	補正後	8,500	普通貸借又は証券発行	4（注）	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
街路整備事業	補正前	627,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	251,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公園改修事業	補正前								
	補正後	15,000	普通貸借又は証券発行	4（注）	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
消防車両整備事業	補正前	千円 68,000	普通貸借又は証券発行	%以内 4 (注)	政府その他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	57,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
東生涯学習センター等改修事業	補正前	34,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	22,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
災害復旧事業	補正前								
	補正後	47,900	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。
臨時財政対策債	補正前	1,050,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,375,187	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
減収補てん債	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	208,100	普通貸借又は証券発行	4 (注)	政府その他	25	5	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等	必要に応じて繰上償還することができる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和２年度

（2020 年度）

箕面市一般会計補正予算（第１８号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 市税	23,701,000	△20,390	23,680,610
2 地方譲与税	257,000	0	257,000
3 利子割交付金	37,000	0	37,000
4 配当割交付金	150,000	0	150,000
5 株式等譲渡所得割交付金	110,000	0	110,000
6 法人事業税交付金	80,000	△6,671	73,329
7 地方消費税交付金	2,753,000	△71,000	2,682,000
8 環境性能割交付金	80,000	△34,000	46,000
9 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
10 地方特例交付金	176,161	0	176,161
11 地方交付税	900,000	408,820	1,308,820
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
13 分担金及び負担金	1,068,217	△48,664	1,019,553
14 使用料及び手数料	633,800	0	633,800
15 国庫支出金	30,012,535	△1,470,410	28,542,125
16 府支出金	4,923,228	△41,256	4,881,972
17 財産収入	166,806	9,565	176,371
18 寄附金	23,290	30,274	53,564
19 繰入金	3,673,141	189,116	3,862,257
20 繰越金	444,439	0	444,439
21 諸収入	2,930,658	864,674	3,795,332
22 市債	11,236,000	△405,413	10,830,587
23 自動車取得税交付金	0	6	6
歳入合計	83,378,275	△595,349	82,782,926

歳　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	421,459	△14,310	407,149	0	0	0	△14,310
2 総務費	20,541,401	△209,321	20,332,080	△119,587	△5,000	△55,166	△29,568
3 民生費	24,143,187	△684,336	23,458,851	△298,535	△150,500	△2,668	△232,633
4 衛生費	6,108,587	583,757	6,692,344	295,310	0	667	287,780
5 労働費	64,690	△1,531	63,159	0	0	0	△1,531
6 農林水産業費	169,577	△4,085	165,492	0	0	△80	△4,005
7 商工費	1,487,602	△84,720	1,402,882	0	0	0	△84,720
8 土木費	17,589,885	△1,510,235	16,079,650	△903,351	△892,400	11,519	273,997
9 消防費	1,663,015	△25,499	1,637,516	0	0	△2,431	△23,068
10 教育費	7,268,971	△777,198	6,491,773	△321,639	△11,500	△234,877	△209,182
11 災害復旧費	89,500	0	89,500	7,703	47,900	0	△55,603
12 公債費	2,797,468	△19,263	2,778,205	0	0	0	△19,263
13 諸支出金	981,670	2,151,392	3,133,062	3,200	0	1,024,891	1,123,301
14 予備費	51,263	0	51,263	0	0	0	0
歳出合計	83,378,275	△595,349	82,782,926	△1,336,899	△1,011,500	741,855	1,011,195

2　歳　　入
(款)　1　市税
(項)　1　市民税

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
1 市税			23,701,000	△20,390	23,680,610			
	1 市民税		11,362,000	30,000	11,392,000			
		1 個人	10,445,000	△23,000	10,422,000	1 現年課税分	△23,000	**1　普通徴収** 63,000 補正後 2,197,000,000円－補正前 2,134,000,000円 **2　特別徴収** △86,000 補正後 8,154,000,000円－補正前 8,240,000,000円
						2 滞納繰越分	0	**1　普通徴収** △5,000 補正後　64,000,000円－補正前　69,000,000円 **2　特別徴収** 5,000 補正後　7,000,000円－補正前　2,000,000円
		2 法人	917,000	53,000	970,000	1 現年課税分	53,000	**1　均等割** △41,000 補正後　337,000,000円－補正前　378,000,000円 **2　法人税割** 94,000 補正後　630,000,000円－補正前　536,000,000円
	3 軽自動車税		157,000	△4,390	152,610			
		2 環境性能割	10,000	△4,390	5,610	1 現年課税分	△4,390	**1　環境性能割** △4,390 補正後　5,610,000円－補正前　10,000,000円
	5 入湯税		76,000	△46,000	30,000			
		1 入湯税	76,000	△46,000	30,000	1 現年課税分	△46,000	**1　入湯税** △46,000 補正後　30,000,000円－補正前　76,000,000円
6 法人事業税交付金			80,000	△6,671	73,329			
	1 法人事業税交付金		80,000	△6,671	73,329			
		1 法人事業税交付金	80,000	△6,671	73,329	1 法人事業税交付金	△6,671	**1　法人事業税交付金** △6,671 補正後　73,329,000円－補正前　80,000,000円
7 地方消費税交付金			2,753,000	△71,000	2,682,000			
	1 地方消費税交付金		2,753,000	△71,000	2,682,000			
		1 地方消費税交付金	2,753,000	△71,000	2,682,000	1 地方消費税交付金	△71,000	**1　地方消費税交付金** △71,000 補正後 2,682,000,000円－補正前 2,753,000,000円
8 環境性能割交付金			80,000	△34,000	46,000			
	1 環境性能割交付金		80,000	△34,000	46,000			
		1 環境性能割交付金	80,000	△34,000	46,000	1 環境性能割交付金	△34,000	**1　環境性能割交付金** △34,000 補正後　46,000,000円－補正前　80,000,000円
11 地方交付税			900,000	408,820	1,308,820			
	1 地方交付税		900,000	408,820	1,308,820			

(款)　11　地方交付税
(項)　1　地方交付税

（款）11　地方交付税
（項）　1　地方交付税

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
11	1	1 地方交付税	900,000	408,820	1,308,820	1 地方交付税	408,820	**1 普通交付税** 408,820 補正後 1,208,820,000円－補正前 800,000,000円
13 分担金及び負担金			1,068,217	△48,664	1,019,553			
	1 負担金		1,067,717	△48,664	1,019,053			
		2 民生費負担金	385,033	△46,233	338,800	2 児童福祉費負担金	△46,233	**1 保育料** △46,233 補正後 326,148,000円－補正前 372,381,000円
		4 消防費負担金	299,516	△2,431	297,085	1 消防費負担金	△2,431	**3 豊能町消防事務受託負担金** △2,431 補正後 278,621,000円－補正前 281,052,000円
15 国庫支出金			30,012,535	△1,470,410	28,542,125			
	1 国庫負担金		7,741,749	△123,173	7,618,576			
		1 民生費国庫負担金	7,645,792	△130,876	7,514,916	1 社会福祉費負担金	19,448	**7 障害者自立支援給付費等負担金** 19,448 補正後 1,408,895,000円－補正前 1,389,447,000円
						2 児童福祉費負担金	△156,676	**5 母子生活支援施設入所費負担金** △645 補正後 6,375,000円－補正前 7,020,000円 **6 児童扶養手当費負担金** △8,333 補正後 140,701,000円－補正前 149,034,000円 **7 児童手当費負担金** △55,166 補正後 1,622,333,000円－補正前 1,677,499,000円 **8 子育て支援施設等利用給付費負担金** △39,323 補正後 213,081,000円－補正前 252,404,000円 **10 障害児通所給付費負担金** △53,209 補正後 509,478,000円－補正前 562,687,000円
						4 国民健康保険費負担金	6,342	**1 国民健康保険基盤安定事業費負担金** 6,342 補正後 155,112,000円－補正前 148,770,000円
						5 介護保険費負担金	10	**2 低所得者保険料軽減負担金（過年度分）** 10 20×1／2＝10
		4 災害復旧費国庫負担金	0	7,703	7,703	1 公共土木施設災害復旧費負担金	7,703	**1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金** 7,703 11,550×2／3≒7,703
	2 国庫補助金		14,881,407	△155,084	14,726,323			
		1 総務費国庫補助金	14,100,272	△96,232	14,004,040	1 総務管理費補助金	△96,232	**4 地域共助基盤づくり事業費補助金** 10,386 20,774×1／2≒10,386 **8 特別定額給付金交付事業費補助金（Ｒ２国補正１号）** △106,618 補正後13,881,649,000円－補正前13,988,267,000円
		2 民生費国庫補助金	518,083	△12,062	506,021	1 社会福祉費補助金	899	**1 障害者総合支援事業費補助金** 899 補正後 1,642,000円－補正前 743,000円
						2 児童福祉費補助金	△12,961	**2 母子等自立支援事業費補助金** △2,747 補正後 4,572,000円－補正前 7,319,000円 **11 子ども家庭総合支援拠点設置運営補助金** △10,214 補正後 7,214,000円－補正前 17,428,000円

（款）15　国庫支出金
（項）　2　国庫補助金

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
15	2	3 衛生費国庫補助金	75,235	△10,268	64,967
		6 教育費国庫補助金	164,235	△36,522	127,713
	3 国庫委託金		51,887	△3,008	48,879
		3 教育費国庫委託金	20,000	△3,008	16,992
	4 国庫交付金		7,337,492	△1,189,145	6,148,347
		1 民生費国庫交付金	269,514	△111,400	158,114
		3 土木費国庫交付金	4,485,485	△1,107,879	3,377,606
		4 教育費国庫交付金	148,325	△77,100	71,225
		5 総務費国庫交付金	1,436,410	107,234	1,543,644
16 府支出金			4,923,228	△41,256	4,881,972

節 区分	節 金額	説明
	千円	千円
1 保健衛生費補助金	△10,268	1 健康増進対策事業費補助金 △48 補正後 1,296,000円－補正前 1,344,000円 4 感染症対策事業費補助金 △10,220 補正後 62,458,000円－補正前 72,678,000円
1 教育総務費補助金	908	1 要保護児童生徒等援助費補助金 908 補正後 7,840,000円－補正前 6,932,000円
2 小学校費補助金	10,000	9 学校保健特別対策事業費補助金（Ｒ２国補正３号） 10,000 20,000×1／2＝10,000
3 中学校費補助金	5,200	9 学校保健特別対策事業費補助金（Ｒ２国補正３号） 5,200 10,400×1／2＝5,200
4 社会教育費補助金	△52,630	2 文化芸術振興費補助金（Ｒ２国補正１号） △52,630 補正後 31,370,000円－補正前 84,000,000円
1 教育総務費委託金	△3,008	7 学校先端技術導入事業委託金 △3,008 補正後 16,992,000円－補正前 20,000,000円
1 社会福祉費交付金	△111,400	4 社会資本整備総合交付金 △111,400 補正後 11,900,000円－補正前 123,300,000円
1 土木管理費交付金	△12,250	3 社会資本整備総合交付金 △12,250 補正後 10,625,000円－補正前 22,875,000円
2 道路橋りょう費交付金	△145,467	2 社会資本整備総合交付金 △185,007 補正後 85,169,000円－補正前 270,176,000円 3 社会資本整備総合交付金（Ｒ２国補正３号） 39,540
3 都市計画費交付金	△971,506	3 社会資本整備総合交付金 △1,051,506 補正後 3,092,625,000円－補正前 4,144,131,000円 4 社会資本整備総合交付金（Ｒ２国補正３号） 80,000
4 住宅費交付金	21,344	1 社会資本整備総合交付金 21,344 補正後 69,647,000円－補正前 48,303,000円
1 社会教育費交付金	1,575	1 社会資本整備総合交付金 1,575 補正後 25,200,000円－補正前 23,625,000円
2 小学校費交付金	△58,390	1 学校施設環境改善交付金 12,450 補正後 17,201,000円－補正前 4,751,000円 2 学校施設環境改善交付金（Ｒ２国補正１号） △70,840 補正後 0円－補正前 70,840,000円
3 中学校費交付金	△20,561	1 学校施設環境改善交付金（Ｒ２国補正１号） △21,444 補正後 0円－補正前 21,444,000円 3 学校施設環境改善交付金 883
4 保健体育費交付金	276	1 学校施設環境改善交付金（Ｒ２国補正１号） 276 補正後 27,941,000円－補正前 27,665,000円
1 総務管理費交付金	107,234	1 地方創生臨時交付金 106,910 補正後 1,543,320,000円－補正前 1,436,410,000円 2 社会資本整備総合交付金（Ｒ２国補正３号） 324

(款) 16 府支出金
(項)

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
16	1 府負担金		3,106,868	△20,671	3,086,197
		1 民生費府負担金	3,106,868	△20,671	3,086,197
	2 府補助金		1,088,444	△7,181	1,081,263
		2 民生費府補助金	413,604	△18,217	395,387
		3 衛生費府補助金	34,403	2,041	36,444
		5 土木費府補助金	510,125	9,000	519,125
		7 教育費府補助金	88,907	△5	88,902

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
1 社会福祉費負担金	9,724	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 704,447,000円－補正前 694,723,000円	9,724
2 児童福祉費負担金	△59,505	4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 3,187,000円－補正前 3,510,000円	△323
		5 児童手当費負担金 補正後 358,333,000円－補正前 371,249,000円	△12,916
		7 障害児通所給付費負担金 補正後 254,739,000円－補正前 281,343,000円	△26,604
		8 子育て支援施設等利用給付費負担金 補正後 106,540,000円－補正前 126,202,000円	△19,662
4 国民健康保険費負担金	31,126	1 国民健康保険基盤安定事業費負担金 補正後 519,006,000円－補正前 487,880,000円	31,126
5 介護保険費負担金	5	2 低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 20×1／4＝5	5
6 後期高齢者医療費負担金	△2,021	1 後期高齢者医療基盤安定事業費負担金 補正後 214,380,000円－補正前 216,401,000円	△2,021
1 社会福祉費補助金	△7,675	6 障害者総合支援事業費補助金 700×1／4＝175	175
		64 重度障害者医療費補助金 補正後 150,370,000円－補正前 158,220,000円	△7,850
2 児童福祉費補助金	△11,342	7 ひとり親家庭医療費補助金 補正後 32,072,000円－補正前 37,107,000円	△5,035
		9 子どもの医療費補助金 補正後 28,249,000円－補正前 34,556,000円	△6,307
4 後期高齢者医療費補助金	800	1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 800×10／10＝800	800
1 保健衛生費補助金	2,041	8 保健事業費補助金 補正後 6,551,000円－補正前 4,330,000円	2,221
		15 風しん対策事業費補助金 補正後 300,000円－補正前 480,000円	△180
1 土木管理費補助金	△6,000	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 4,125,000円－補正前 10,125,000円	△6,000
2 都市計画費補助金	15,000	2 猛暑対策事業補助金 15,000×10／10＝15,000	15,000
1 教育総務費補助金	△5	3 訪問型家庭教育相談体制充実事業費補助金 補正後 503,000円－補正前 588,000円	△85
		5 市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金 13,280×1／6≒2,213	2,213
		7 教育支援体制整備事業費補助金（Ｒ２国補正２号） 補正後 75,032,000円－補正前 80,298,000円	△5,266
		18 スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金	3,133

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
16	2	7［教育費府補助金］						6,266×1／2＝3,133
	3 府委託金		86,996	△6,397	80,599			
		1 総務費府委託金	69,978	△6,397	63,581	4 統計調査費委託金	△6,397	**4 国勢調査委託金** △6,276 補正後 62,505,000円－補正前 68,781,000円 **18 経済センサス活動調査委託金** △121 補正後 336,000円－補正前 457,000円
	4 府交付金		640,920	△7,007	633,913			
		1 総務費府交付金	241,792	△6,540	235,252	3 戸籍住民基本台帳費交付金	△6,540	**1 権限移譲事務費交付金** △6,540 補正後 1,919,000円－補正前 8,459,000円
		2 民生費府交付金	350,720	△467	350,253	1 社会福祉費交付金	△3,467	**15 権限移譲事務費交付金（共同処理分）** △3,467 補正後 14,162,000円－補正前 17,629,000円
						2 児童福祉費交付金	3,000	**1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（Ｒ２国補正２号）** 3,000 補正後 62,000,000円－補正前 59,000,000円
17 財産収入			166,806	9,565	176,371			
	1 財産運用収入		166,754	3,171	169,925			
		1 財産貸付収入	166,724	△832	165,892	1 土地建物貸付収入	△832	**5 市有建物貸付料** △832 補正後 46,860,000円－補正前 47,692,000円
		2 基金収益金	30	4,003	4,033	1 財政調整基金運用収入	336	**1 財政調整基金運用収入** 336 補正後 337,000円－補正前 1,000円
						3 環境クリーン基金運用収入	16	**1 環境クリーン基金運用収入** 16 補正後 17,000円－補正前 1,000円
						4 交通遺児奨学基金運用収入	△9	**1 交通遺児奨学基金運用収入** △9 補正後 2,000円－補正前 11,000円
						5 学校教育施設整備基金運用収入	63	**1 学校教育施設整備基金運用収入** 63 補正後 64,000円－補正前 1,000円
						6 土地開発基金運用収入	2,507	**1 土地開発基金運用収入** 2,507 補正後 2,508,000円－補正前 1,000円
						7 災害対策基金運用収入	6	**1 災害対策基金運用収入** 6 補正後 7,000円－補正前 1,000円
						8 市立病院医療体制整備基金運用収入	39	**1 市立病院医療体制整備基金運用収入** 39 補正後 40,000円－補正前 1,000円
						9 都市施設整備基金運用収入	177	**1 都市施設整備基金運用収入** 177 補正後 178,000円－補正前 1,000円
						10 福祉基金運用収入	26	**1 福祉基金運用収入** 26 補正後 27,000円－補正前 1,000円
						11 公債管理基金運用収入	137	**1 公債管理基金運用収入** 137 補正後 138,000円－補正前 1,000円

（款）17 財産収入
（項） 1 財産運用収入

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
17	1	2［基金収益金］			
	2 財産売払収入		52	6,394	6,446
		1 不動産売払収入	1	6,394	6,395
18 寄附金			23,290	30,274	53,564
	1 寄附金		23,290	30,274	53,564
		1 ふるさと寄附金	23,290	30,274	53,564
19 繰入金			3,673,141	189,116	3,862,257
	1 基金繰入金		3,578,584	189,116	3,767,700
		6 公園緑地等整備基金繰入金	10,865	△10,865	0
		7 みどり推進基金繰入金	90,000	18,000	108,000
		8 学校教育施設整備基金繰入金	230,000	△143,832	86,168
		9 奨学資金給付基金繰入金	25,000	△18,650	6,350
		10 財政調整基金繰入金	1,332,719	344,463	1,677,182

節 区分	節 金額	説明
	千円	千円
12 保健福祉総合推進基金運用収入	49	1 保健福祉総合推進基金運用収入 49 補正後 50,000円－補正前 1,000円
13 北大阪急行南北線延伸整備基金運用収入	489	1 北大阪急行南北線延伸整備基金運用収入 489 補正後 490,000円－補正前 1,000円
14 文化施設整備基金運用収入	104	1 文化施設整備基金運用収入 104 補正後 105,000円－補正前 1,000円
15 奨学資金貸付基金運用収入	1	1 奨学資金貸付基金運用収入 1 補正後 2,000円－補正前 1,000円
16 未来子ども基金運用収入	29	1 未来子ども基金運用収入 29 補正後 30,000円－補正前 1,000円
17 公園緑地等整備基金運用収入	8	1 公園緑地等整備基金運用収入 8 補正後 9,000円－補正前 1,000円
18 あんしん消防救急基金運用収入	13	1 あんしん消防救急基金運用収入 13 補正後 14,000円－補正前 1,000円
19 みどり推進基金運用収入	12	1 みどり推進基金運用収入 12 補正後 13,000円－補正前 1,000円
1 不動産売払収入	6,394	1 市有地売払収入 6,394 補正後 6,395,000円－補正前 1,000円
1 ふるさと寄附金	30,274	1 ふるさと寄附金 30,274 補正後 53,564,000円－補正前 23,290,000円
1 公園緑地等整備基金繰入金	△10,865	1 公園緑地等整備基金繰入金 △10,865 補正後 0円－補正前 10,865,000円
1 みどり推進基金繰入金	18,000	1 みどり推進基金繰入金 18,000 補正後 108,000,000円－補正前 90,000,000円
1 学校教育施設整備基金繰入金	△143,832	1 学校教育施設整備基金繰入金 △143,832 補正後 86,168,000円－補正前 230,000,000円
1 奨学資金給付基金繰入金	△18,650	1 奨学資金給付基金繰入金 △18,650 補正後 6,350,000円－補正前 25,000,000円
1 財政調整基金繰入金	344,463	1 財政調整基金繰入金 344,463 補正後 1,677,182,000円－補正前 1,332,719,000円

（款） 19 繰入金
（項） 1 基金繰入金

（款）21 諸収入
（項） 3 貸付金元利収入

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
21 諸収入			2,930,658	864,674	3,795,332			
	3 貸付金元利収入		90,660	△2,668	87,992			
		5 ひとり親家庭等支援貸付金収入	3,548	△2,668	880	1 ひとり親家庭等支援貸付金収入	△2,668	**1 ひとり親家庭等支援貸付金収入** △2,668 補正後 880,000円－補正前 3,548,000円
	4 収益事業収入		1,500,000	1,000,000	2,500,000			
		1 競艇事業収入	1,500,000	1,000,000	2,500,000	1 競艇事業収入	1,000,000	**1 競艇事業会計繰入金** 1,000,000 補正後 2,500,000,000円－補正前 1,500,000,000円
	5 雑入		1,289,858	△132,658	1,157,200			
		2 弁償金	765,263	△70,324	694,939	2 実費弁償金	△70,324	**9 講座等参加料** △80 補正後 1,232,000円－補正前 1,312,000円 **27 メイプル文化財団各種使用料** △1,706 補正後 7,024,000円－補正前 8,730,000円 **34 老人保健施設管理費収入** △2,973 補正後 67,985,000円－補正前 70,958,000円 **35 医療保健センター施設管理費収入** △475 補正後 15,660,000円－補正前 16,135,000円 **36 総合保健福祉センター福祉ショップ等各種使用料** △379 補正後 3,141,000円－補正前 3,520,000円 **61 学校給食費収入** △64,711 補正後 496,870,000円－補正前 561,581,000円
		3 雑入	519,372	△62,334	457,038	2 雑入	△62,334	**10 指定管理施設使用料** △6,685 補正後 33,515,000円－補正前 40,200,000円 **14 広告料収入** 550 補正後 8,145,000円－補正前 7,595,000円 **24 大阪府市町村振興協会市町村交付金** 14,624 補正後 50,034,000円－補正前 35,410,000円 **27 収入印紙売払収入** △68,370 補正後 19,833,000円－補正前 88,203,000円 **29 自動証明写真機設置業務受託者納付金** △1,420 補正後 554,000円－補正前 1,974,000円 **44 大阪府後期高齢者医療広域連合医療費適正化等推進事業費補助金** △33 補正後 247,000円－補正前 280,000円 **47 日本スポーツ振興センター助成金** △1,000 補正後 0円－補正前 1,000,000円
22 市債			11,236,000	△405,413	10,830,587			
	1 市債		11,236,000	△405,413	10,830,587			
		1 臨時財政対策債	1,050,000	325,187	1,375,187	1 臨時財政対策債	325,187	**1 臨時財政対策債** 325,187 補正後 1,375,187,000円－補正前 1,050,000,000円
		2 総務債	525,700	△5,000	520,700	1 総務管理事業債	△5,000	**2 土砂災害対策事業債** △5,000 補正後 144,500,000円－補正前 149,500,000円

（款） 22 市債
（項） 1 市債

（款）22　市債
（項）　1　市債

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
22	1	3 民生債	150,500	△150,500	0
		5 土木債	7,913,800	△808,600	7,105,200
		6 消防債	68,000	△11,000	57,000
		7 教育債	357,200	△11,500	345,700
		8 災害復旧債	0	47,900	47,900
		9 減収補てん債	0	208,100	208,100
23		自動車取得税交付金	0	6	6
	1	自動車取得税交付金	0	6	6
		1 自動車取得税交付金	0	6	6

節 区分	節 金額	説明
	千円	千円
1 社会福祉事業債	△150,500	1　生活介護等基盤整備事業債　△150,500 補正後　0円－補正前　150,500,000円
1 道路橋りょう事業債	△123,700	1　橋りょう整備事業債　△88,400 補正後　28,400,000円－補正前　116,800,000円 2　橋りょう整備事業債（Ｒ２国補正３号）　13,400 3　道路安全対策事業債　△73,300 補正後　63,200,000円－補正前　136,500,000円 4　道路安全対策事業債（Ｒ２国補正３号）　24,600
2 都市計画事業債	△684,900	1　都計道路国文都市４号線道路改良事業債　△93,500 補正後　0円－補正前　93,500,000円 2　新病院周辺まちづくり整備事業債　8,500 3　箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業債　△332,100 補正後　5,632,500,000円－補正前　5,964,600,000円 7　都計道路桜井石橋線道路改良事業債　△151,000 補正後　0円－補正前　151,000,000円 8　都計道路萱野東西線道路改良事業債　△117,300 補正後　12,700,000円－補正前　130,000,000円 9　都計道路芝如意谷線道路改良事業債　△67,600 補正後　185,200,000円－補正前　252,800,000円 11　都計道路萱野東西線道路改良事業債（Ｒ２国補正３号）　20,100 12　都計道路芝如意谷線道路改良事業債（Ｒ２国補正３号）　33,000 13　公園改修事業債（Ｒ２国補正３号）　15,000
1 消防事業債	△11,000	4　消防車両整備事業債　△11,000 補正後　57,000,000円－補正前　68,000,000円
3 社会教育事業債	△11,500	2　東生涯学習センター等改修事業債　△11,500 補正後　22,600,000円－補正前　34,100,000円
1 災害復旧事業債	47,900	1　災害復旧事業債　47,900
1 減収補てん債	208,100	1　減収補てん債　208,100
1 自動車取得税交付金	6	1　自動車取得税交付金　6

（款）23　自動車取得税交付金
（項）　1　自動車取得税交付金

3　歳　　出
(款)　1　議会費
(項)　1　議会費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
1 議会費			421,459	△14,310	407,149	一般財源	△14,310
	1 議会費		421,459	△14,310	407,149	一般財源	△14,310
		1 議会費	421,459	△14,310	407,149	一般財源	△14,310

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
2 給料	△231	**1 人件費（議会費）【人事室】**		**△1,065**
		2 給料		**△231**
3 職員手当等	△4,924	2 一般職給		△231
		一般職給	△231	
7 報償費	△90	**3 職員手当等**		**△834**
		2 扶養手当		△34
8 旅費	△5,820	5 通勤手当		△63
		9 時間外及び休日勤務手当		△510
9 交際費	△500	11 期末勤勉手当		△227
10 需用費	△227	**2 議員報酬等関係事業【議会事務局総務室】**		**△4,090**
		3 職員手当等		**△4,090**
11 役務費	△5	1 議員期末手当		△4,090
12 委託料	△1,516	**3 議会管理事業【議会事務局総務室】**		**△1,561**
		9 交際費		**△500**
13 使用料及び賃借料	△462	1 議会交際費		△500
		10 需用費		**△60**
18 負担金補助及び交付金	△535	3 食糧費		△60
		12 委託料		**△16**
		1 委託料		△16
		写真撮影業務委託	△16	
		13 使用料及び賃借料		**△450**
		2 賃借料		△450
		自動車借上料	△450	
		18 負担金補助及び交付金		**△535**
		1 負担金		△14
		全国市議会議長会他	△14	
		3 交付金		△521
		政務活動費	△521	
		4 議員出張事業【議会事務局総務室】		**△984**
		8 旅費		**△984**
		1 費用弁償		△540
		3 特別旅費		△444
		6 議会報発行事業【議会事務局総務室】		**△1,500**
		12 委託料		**△1,500**
		1 委託料		△1,500
		議会報作成発行委託他	△1,500	
		8 行政視察事業【議事室】		**△4,758**

(款)　1　議会費
(項)　1　議会費

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
1	1	1 [議会費]								**8 旅費**	**△4,758**
										1 費用弁償	△4,278
										3 特別旅費	△480
										50 議員改選関係経費【議会事務局総務室】	**△109**
										10 需用費	**△104**
										1 消耗品費	△104
										11 役務費	**△5**
										4 筆耕翻訳料	△5
										55 議会改革事務事業【議会事務局総務室】	**△243**
										7 報償費	**△90**
										1 報償金	△90
										講師謝礼 △90	
										8 旅費	**△78**
										3 特別旅費	△78
										10 需用費	**△63**
										4 印刷製本費	△63
										広報用チラシ △63	
										13 使用料及び賃借料	**△12**
										1 使用料	△12
2	総務費		20,541,401	△209,321	20,332,080	国庫支出金	△106,650				
						府支出金	△12,937				
						諸収入	△55,166				
						市債	△5,000				
						一般財源	△29,568				
	1	総務管理費	19,277,691	△93,275	19,184,416	国庫支出金	△106,650				
						諸収入	14,624				
						市債	△5,000				
						一般財源	3,751				
		1 一般管理費	2,898,409	21,745	2,920,154	諸収入	14,624	1 報酬	△326	**1 人件費（特別職給与）【人事室】**	**△2,436**
						一般財源	7,121			**2 給料**	**△537**
								2 給料	△1,649	1 特別職給	△537
										市長 △537	
								3 職員手当等	28,619	**3 職員手当等**	**△1,899**
										4 地域手当	△65
								4 共済費	△2,414	11 期末勤勉手当	△1,834
								7 報償費	△200	**2 人件費（一般管理費）【人事室】**	**△50,055**
										2 給料	**△1,112**
								8 旅費	△757	2 一般職給	△1,112
										一般職給 △1,112	
								9 交際費	△500	**3 職員手当等**	**△46,598**
										2 扶養手当	△297
								10 需用費	△766	3 管理職手当	△1,213
										4 地域手当	△460

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
2	1	1 [一般管理費]					
		7 公平委員会費	2,697	△1,959	738	一般財源	△1,959

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
11 役務費	△62	5 通勤手当		△3,252
		9 時間外及び休日勤務手当		△3,743
13 使用料及び賃借料	△200	10 住居手当		△10,746
		11 期末勤勉手当		△25,450
		14 児童手当		△1,410
		15 単身赴任手当		△27
		4 共済費		**△2,345**
		3 職員共済組合負担金		△2,345
		3 人件費（退職手当）【人事室】		**77,116**
		3 職員手当等		**77,116**
		13 退職手当		77,116
		5 人件費（地公災負担金）【人事室】		**△69**
		4 共済費		**△69**
		6 地公災負担金		△69
		6 秘書事務経費【秘書室】		**△900**
		7 報償費		**△200**
		1 報償金		△200
		有功者記念品他	△200	
		9 交際費		**△500**
		2 市交際費		△500
		13 使用料及び賃借料		**△200**
		2 賃借料		△200
		自動車借上料	△200	
		10 事務機器管理事業【総務課】		**△766**
		10 需用費		**△766**
		1 消耗品費		△766
		38 行政不服審査制度運営事業【行政不服審査室】		**△388**
		1 報酬		**△326**
		3 非常勤職員報酬		△326
		審理員	△224	
		行政不服審査会委員	△102	
		11 役務費		**△62**
		4 筆耕翻訳料		△62
		55 東日本大震災被災地支援事業（職員派遣）【人事室】		**△757**
		8 旅費		**△757**
		3 特別旅費		△757
1 報酬	△1,652	**1 公平委員会運営事業【公平委員会事務局】**		**△1,959**
		1 報酬		**△1,652**
8 旅費	△168	2 委員報酬		△1,652
		公平委員会委員	△1,652	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
2	1	7 [公平委員会費]					
		8 人事管理費	64,460	△3,100	61,360	一般財源	△3,100
		10 住居表示費	7,949	△687	7,262	一般財源	△687
		11 職員研修費	15,684	△4,979	10,705	一般財源	△4,979
		12 安全都市推進費	207,163	26,152	233,315	一般財源	26,152
		13 公害対策費	10,663	△1,042	9,621	一般財源	△1,042
		14 自治振興費	38,202	△2,966	35,236	一般財源	△2,966
		15 防災対策費	601,268	△5,000	596,268	市債	△5,000
		17 広聴費	2,612	△351	2,261	国庫支出金 一般財源	△32 △319

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
11 役務費	△139	**8 旅費**	**△168**
		1 費用弁償	△90
		3 特別旅費	△78
		11 役務費	**△139**
		4 筆耕翻訳料	△139
12 委託料	△3,100	**3 職員安全衛生事業【人事室】**	**△1,600**
		12 委託料	**△1,600**
		1 委託料	△1,600
		職員健康診断委託他 △1,600	
		5 職員採用事業【人事室】	**△1,500**
		12 委託料	**△1,500**
		1 委託料	△1,500
		適性検査判定委託他 △1,500	
12 委託料	△687	**50 街区表示板整備事業【戸籍住民異動室】**	**△687**
		12 委託料	**△687**
		1 委託料	△687
		街区表示板整備委託 △687	
7 報償費	△441	**1 職員研修事業【人事室】**	**△4,979**
		7 報償費	**△441**
8 旅費	△4,538	1 報償金	△441
		講師謝礼他 △441	
		8 旅費	**△4,538**
		3 特別旅費	△4,538
18 負担金補助及び交付金	26,152	**55 市内公共交通整備事業【交通政策室】**	**26,152**
		18 負担金補助及び交付金	**26,152**
		1 負担金	26,152
		地域公共交通活性化協議会 26,152	
12 委託料	△1,042	**5 公害対策事業【環境動物室】**	**△1,042**
		12 委託料	**△1,042**
		1 委託料	△1,042
		河川水底質調査委託他 △1,042	
13 使用料及び賃借料	△16	**5 自治振興補助事業【市民サービス政策室】**	**△2,966**
		13 使用料及び賃借料	**△16**
18 負担金補助及び交付金	△2,950	1 使用料	△16
		18 負担金補助及び交付金	**△2,950**
		2 補助金	△2,950
		コミュニティ振興費補助金 △2,950	
12 委託料	△5,000	**61 土砂災害対策推進事業【水防・土砂災害対策推進室】**	**△5,000**
		12 委託料	**△5,000**
		1 委託料	△5,000
		実施設計委託 △5,000	
12 委託料	△351	**2 無料法律相談事業【市民サービス政策室】**	**△351**
		12 委託料	**△351**
		1 委託料	△351
		法律相談業務委託 △287	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
2	1	17 [広　聴　費]					
		19 環境保全費	1,548	△1,248	300	一般財源	△1,248
		20 人権文化推進費	41,112	△1,194	39,918	一般財源	△1,194
		22 業務システム管理運営費	176,318	△4,410	171,908	一般財源	△4,410
		23 コミュニティセンター費	26,007	△3,555	22,452	一般財源	△3,555
		24 市民活動センター費	66,719	△4,063	62,656	一般財源	△4,063

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
		ひとり親法律相談業務委託　△64	
10 需用費	△193	**2 環境政策推進事業【環境動物室】**	**△1,248**
		10 需用費	**△193**
11 役務費	△5	1 消耗品費	△5
		4 印刷製本費	△188
12 委託料	△1,050	封筒他　△188	
		11 役務費	**△5**
		1 通信運搬費	△5
		12 委託料	**△1,050**
		1 委託料	△1,050
		地球温暖化対策子ども版普及啓発業務委託　△1,050	
7 報償費	△400	**2 国際協力推進事業【人権文化部文化国際室】**	**△641**
		18 負担金補助及び交付金	**△641**
8 旅費	△153	1 負担金	△641
18 負担金補助及び交付金	△641	多文化共生社会推進共催事業費　△641	
		50 国際交流員招致事業【人権文化部文化国際室】	**△153**
		8 旅費	**△153**
		1 費用弁償	△153
		52 日本語教育推進事業【人権文化部文化国際室】	**△400**
		7 報償費	**△400**
		1 報償金	△400
		講師謝礼　△400	
10 需用費	△300	**1 住民情報システム管理運営事業【情報政策室】**	**△2,710**
		10 需用費	**△300**
12 委託料	△2,410	1 消耗品費	△300
		12 委託料	**△2,410**
13 使用料及び賃借料	△1,700	1 委託料	△2,410
		システム運用管理委託他　△2,410	
		2 中央電算室管理事業【情報政策室】	**△1,700**
		13 使用料及び賃借料	**△1,700**
		1 使用料	△1,700
12 委託料	△2,078	**1 コミュニティセンター管理運営事業【市民サービス政策室】**	**△3,555**
		12 委託料	**△2,078**
18 負担金補助及び交付金	△1,477	1 委託料	△2,078
		管理運営委託　△2,078	
		18 負担金補助及び交付金	**△1,477**
		2 補助金	△1,477
		自主事業費補助金　△1,477	
13 使用料及び賃借料	△3,386	**1 市民活動センター管理運営事業【人権文化部生涯学習・市民活動室】**	**△4,063**
		13 使用料及び賃借料	**△3,386**
18 負担金補助及び交付金	△677	2 賃借料	△3,386
		施設借上料　△3,386	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
2	1	24 市民活動センター費								**18 負担金補助及び交付金**	**△677**
										1 負担金	△677
										共益費 △677	
		33 特別定額給付金交付費	13,988,267	△106,618	13,881,649	国庫支出金	△106,618	10 需用費	△3,444	**50 特別定額給付金交付事業（Ｒ２国補正１号）【特別定額給付金室】**	**△106,618**
										10 需用費	**△3,444**
								11 役務費	△58,011	1 消耗品費	△297
										4 印刷製本費	△3,147
								12 委託料	△13,843	申請書他 △3,147	
										11 役務費	**△58,011**
								13 使用料及び賃借料	△20	1 通信運搬費	△12,663
										3 手数料	△45,348
								18 負担金補助及び交付金	△31,300	**12 委託料**	**△13,843**
										1 委託料	△13,843
										システム構築委託他 △13,843	
										13 使用料及び賃借料	**△20**
										2 賃借料	△20
										事務機器借上料 △20	
										18 負担金補助及び交付金	**△31,300**
										3 交付金	△31,300
										特別定額給付金 △31,300	
	2	徴税費	396,487	△10,409	386,078	一般財源	△10,409				
		1 徴税総務費	315,887	△4,172	311,715	一般財源	△4,172	2 給料	△719	**1 人件費（徴税総務費）【人事室】**	**△4,172**
										2 給料	**△719**
								3 職員手当等	△3,060	2 一般職給	△719
										一般職給 △719	
								4 共済費	△393	**3 職員手当等**	**△3,060**
										3 管理職手当	△295
										4 地域手当	△115
										5 通勤手当	△214
										11 期末勤勉手当	△2,436
										4 共済費	**△393**
										3 職員共済組合負担金	△393
		2 賦課徴収費	80,600	△6,237	74,363	一般財源	△6,237	12 委託料	△4,806	**7 地方税電子化システム推進事業【市民税室】**	**△1,431**
										18 負担金補助及び交付金	**△1,431**
								18 負担金補助及び交付金	△1,431	1 負担金	△1,431
										地方税共同機構 △1,431	
										61 路線価付設業事業（継続費）【固定資産税室】	**△4,806**
										12 委託料	**△4,806**
										1 委託料	△4,806
										路線価付設業務委託 △4,806	
	3	戸籍住民基本台帳費	592,583	△85,903	506,680	府支出金	△6,540				
						諸収入	△69,790				
						一般財源	△9,573				

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
2	3	1 戸籍住民基本台帳費	592,583	△85,903	506,680	府支出金	△6,540
						諸収入	△69,790
						一般財源	△9,573
	4	選挙費	151,292	△14,035	137,257	一般財源	△14,035
		1 選挙管理委員会費	52,096	△105	51,991	一般財源	△105
		3 市長市議会議員選挙費	99,102	△13,930	85,172	一般財源	△13,930

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
2 給料	△3,588	**1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】**	**△10,754**
		2 給料	**△3,588**
		2 一般職給	△3,588
		一般職給 △3,588	
3 職員手当等	△5,660	**3 職員手当等**	**△5,660**
		3 管理職手当	△780
		4 地域手当	△538
		5 通勤手当	△162
		11 期末勤勉手当	△4,055
		14 児童手当	△125
4 共済費	△1,506	**4 共済費**	**△1,506**
		3 職員共済組合負担金	△1,506
10 需用費	△68,370	**20 パスポート発給事務事業【戸籍住民異動室】**	**△68,370**
		10 需用費	**△68,370**
		1 消耗品費	△68,370
12 委託料	△6,779	**50 証明発行事務事業（臨時）【窓口課】**	**△6,779**
		12 委託料	**△6,779**
		1 委託料	△6,779
		システム改修委託 △6,779	
3 職員手当等	△105	**1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】**	**△105**
		3 職員手当等	**△105**
		11 期末勤勉手当	△105
1 報酬	△105	**51 市長市議会議員選挙事業【選挙管理委員会事務局】**	**△13,930**
		1 報酬	**△105**
3 職員手当等	△3,034	3 非常勤職員報酬	△105
		投票管理者・立会人他 △105	
7 報償費	△124	**3 職員手当等**	**△3,034**
		9 時間外及び休日勤務手当	△3,034
8 旅費	△17	**7 報償費**	**△124**
		1 報償金	△124
10 需用費	△3,296	ポスター掲示場設置協力謝礼他 △124	
		8 旅費	**△17**
11 役務費	△2,060	1 費用弁償	△10
		2 普通旅費	△7
13 使用料及び賃借料	△777	**10 需用費**	**△3,296**
		1 消耗品費	△111
17 備品購入費	△220	4 印刷製本費	△2,801
		啓発チラシ他 △2,801	
18 負担金補助及び交付金	△4,297	6 修繕料	△384
		投開票所器材修理他 △384	
		11 役務費	**△2,060**
		1 通信運搬費	△1,263

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
2	4	3 [市長市議会議員選挙費]					
	5 統計調査費		99,317	△5,348	93,969	府支出金	△6,397
						一般財源	1,049
		1 統計調査総務費	31,860	△348	31,512	府支出金	△121
						一般財源	△227
		2 統計調査費	67,457	△5,000	62,457	府支出金	△6,276
						一般財源	1,276
	6 監査委員費		24,031	△351	23,680	一般財源	△351
		1 監査委員費	24,031	△351	23,680	一般財源	△351
3 民生費			24,143,187	△684,336	23,458,851	国庫支出金	△255,205
						府支出金	△43,330
						諸収入	△2,668
						市債	△150,500
						一般財源	△232,633

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
		3 手数料	△642
		4 筆耕翻訳料	△155
		13 使用料及び賃借料	**△777**
		1 使用料	△364
		2 賃借料	△413
		事務機器等借上料 △413	
		17 備品購入費	**△220**
		1 庁用器具費	△220
		選挙事務用 △220	
		18 負担金補助及び交付金	**△4,297**
		3 交付金	△4,297
		選挙公営交付金 △4,297	
3 職員手当等	△348	**1 人件費（統計調査総務費）【人事室】**	**△348**
		3 職員手当等	**△348**
		9 時間外及び休日勤務手当	△288
		11 期末勤勉手当	△60
7 報償費	△3,376	**53 国勢調査事業【総務課】**	**△5,000**
		7 報償費	**△3,376**
12 委託料	△858	1 報償金	△3,376
		統計調査員謝礼 △3,376	
13 使用料及び賃借料	△766	**12 委託料**	**△858**
		1 委託料	△858
		物品搬送等委託 △858	
		13 使用料及び賃借料	**△766**
		2 賃借料	△766
		事務機器借上料 △766	
3 職員手当等	△50	**1 人件費（監査委員費）【人事室】**	**△50**
		3 職員手当等	**△50**
8 旅費	△162	11 期末勤勉手当	△50
10 需用費	△139	**2 監査運営事業【監査委員事務局】**	**△301**
		8 旅費	**△162**
		1 費用弁償	△121
		3 特別旅費	△41
		10 需用費	**△139**
		4 印刷製本費	△139
		決算審査意見書 △139	

(款) 3 民生費
(項)

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
3	1 社会福祉費		5,689,310	△269,937	5,419,373	国庫支出金	△91,952
						府支出金	△1,593
						市債	△150,500
						一般財源	△25,892
		1 社会福祉総務費	1,042,458	△18,160	1,024,298	府支出金	△3,467
						一般財源	△14,693
		4 重度障害者医療助成費	316,401	△15,701	300,700	府支出金	△7,850
						一般財源	△7,851
		7 老人福祉費	175,983	△13,088	162,895	一般財源	△13,088
		9 障害福祉費	3,694,748	△222,988	3,471,760	国庫支出金	△91,952
						府支出金	9,724
						市債	△150,500
						一般財源	9,740

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
2 給料	△6,521	**1 人件費（社会福祉総務費）【人事室】**		**△18,160**
		2 給料		**△6,521**
3 職員手当等	△8,098	2 一般職給		△6,521
		一般職給	△6,521	
4 共済費	△3,541	**3 職員手当等**		**△8,098**
		3 管理職手当		△290
		4 地域手当		△769
		5 通勤手当		△908
		11 期末勤勉手当		△6,131
		4 共済費		**△3,541**
		3 職員共済組合負担金		△3,541
19 扶助費	△15,701	**5 重度障害者医療費助成事業（扶助費）【介護・医療・年金室】**		**△15,701**
		19 扶助費		**△15,701**
		1 扶助費		△15,701
		重度障害者医療扶助費	△15,701	
19 扶助費	△13,088	**21 老人保護事業（扶助費）【高齢福祉室】**		**△13,088**
		19 扶助費		**△13,088**
		1 扶助費		△13,088
		老人扶助費	△13,088	
1 報酬	△1,743	**4 障害者地域生活支援事業【障害福祉室】**		**△1,743**
		1 報酬		**△1,743**
12 委託料	6,990	5 会計年度任用職員報酬		△1,743
		手話通訳業務員	△1,743	
14 工事請負費	△285,600			
		7 障害者共同生活支援事業【障害福祉室】		**△2,686**
18 負担金補助及び交付金	△8,876	**18 負担金補助及び交付金**		**△2,686**
		2 補助金		△2,686
		障害者グループホーム補助金	△2,686	
19 扶助費	66,241			
		21 障害者（児）ホームヘルプ事業（扶助費）【障害福祉室】		**66,241**
		19 扶助費		**66,241**
		1 扶助費		66,241
		障害者（児）ホームヘルプ費	66,241	
		52 生活介護等基盤整備事業（継続費）【障害福祉室】		**△278,610**
		12 委託料		**6,990**
		1 委託料		6,990
		実施設計委託	11,990	
		現場監理委託	△5,000	
		14 工事請負費		**△285,600**
		1 工事請負費		△285,600
		生活介護施設整備工事	△285,600	

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
3	1	9 [障害福祉費]					
	2 児童福祉費		11,471,578	△493,202	10,978,376	国庫支出金	△169,605
						府支出金	△70,847
						諸収入	△2,668
						一般財源	△250,082
		1 児童福祉総務費	4,808,230	△242,293	4,565,937	国庫支出金	△129,637
						府支出金	△39,520
						諸収入	△2,668
						一般財源	△70,468

節 区分	金額	説明	
	千円		千円
		54 新型コロナウイルス市緊急支援事業（障害福祉）【障害福祉室】	**△6,190**
		18 負担金補助及び交付金	**△6,190**
		3 交付金	△6,190
		緊急支援金 △6,190	
1 報酬	△17,847	**15 児童扶養手当給付事業（扶助費）【子育て支援課】**	**△25,000**
		19 扶助費	**△25,000**
3 職員手当等	△1,560	1 扶助費	△25,000
		児童扶養手当 △25,000	
8 旅費	△619		
		16 母子等自立支援事業（扶助費）【子育て支援課】	**△3,620**
18 負担金補助及び交付金	△3,560	**19 扶助費**	**△3,620**
		1 扶助費	△3,620
19 扶助費	△216,039	母子家庭等自立支援教育訓練給付金他 △3,620	
20 貸付金	△2,668	**17 児童手当給付事業（扶助費）【子育て支援課】**	**△81,000**
		19 扶助費	**△81,000**
		1 扶助費	△81,000
		児童手当 △81,000	
		28 障害児通所給付事業（扶助費）【総合保健福祉センター分室】	**△106,419**
		19 扶助費	**△106,419**
		1 扶助費	△106,419
		障害児通所給付費 △106,419	
		32 子ども家庭総合支援事業【児童相談支援センター】	**△20,026**
		1 報酬	**△17,847**
		5 会計年度任用職員報酬	△17,847
		子ども家庭総合支援員 △17,847	
		3 職員手当等	**△1,560**
		11 期末勤勉手当	△1,560
		8 旅費	**△619**
		1 費用弁償	△619
		52 ひとり親家庭等支援貸付事業【子育て支援課】	**△2,668**
		20 貸付金	**△2,668**
		1 貸付金	△2,668
		ひとり親家庭等支援貸付金 △2,668	
		55 保育士確保対策支援事業【幼児教育保育室】	**△3,560**
		18 負担金補助及び交付金	**△3,560**
		2 補助金	△3,560
		生活支援補助金 △2,480	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
3	2	1 [児童福祉総務費]					
		2 児童福祉施設費	4,682,988	△96,026	4,586,962	国庫支出金	△39,968
						府支出金	△19,985
						一般財源	△36,073
		3 保育所費	878,043	△19,816	858,227	一般財源	△19,816
		4 ひとり親家庭医療助成費	73,458	△10,069	63,389	府支出金	△5,035
						一般財源	△5,034
		5 子どもの医療助成費	669,941	△124,998	544,943	府支出金	△6,307
						一般財源	△118,691
	3	生活保護費	2,420,647	△4,853	2,415,794	一般財源	△4,853
		1 生活保護総務費	169,257	△4,853	164,404	一般財源	△4,853

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
		学生支援補助金 △1,080	
18 負担金補助及び交付金	△16,090	**6 母子生活支援施設入所事業（扶助費）【子育て支援課】**	**△1,290**
		19 扶助費	**△1,290**
19 扶助費	△79,936	1 扶助費	△1,290
		母子生活支援施設入所費 △1,290	
		10 教育・保育給付施設等運営費補助事業【幼児教育保育室】	**△16,090**
		18 負担金補助及び交付金	**△16,090**
		2 補助金	△16,090
		教育・保育給付施設等運営費補助金 △16,090	
		16 施設等利用給付費事業（扶助費）【幼児教育保育室】	**△78,646**
		19 扶助費	**△78,646**
		1 扶助費	△78,646
		施設等利用給付費 △78,646	
2 給料	△6,998	**1 人件費（保育所費）【人事室】**	**△19,816**
		2 給料	**△6,998**
3 職員手当等	△8,649	2 一般職給	△6,998
		一般職給 △6,998	
4 共済費	△4,169	**3 職員手当等**	**△8,649**
		4 地域手当	△832
		5 通勤手当	△152
		9 時間外及び休日勤務手当	△3,689
		11 期末勤勉手当	△3,841
		14 児童手当	△135
		4 共済費	**△4,169**
		3 職員共済組合負担金	△4,169
19 扶助費	△10,069	**5 ひとり親家庭医療費助成事業（扶助費）【介護・医療・年金室】**	**△10,069**
		19 扶助費	**△10,069**
		1 扶助費	△10,069
		ひとり親家庭医療扶助費 △10,069	
11 役務費	△5,847	**1 子どもの医療費助成事業【介護・医療・年金室】**	**△5,847**
		11 役務費	**△5,847**
19 扶助費	△119,151	3 手数料	△5,847
		5 子どもの医療費助成事業（扶助費）【介護・医療・年金室】	**△119,151**
		19 扶助費	**△119,151**
		1 扶助費	△119,151
		子どもの医療扶助費 △119,151	
2 給料	△913	**1 人件費（生活保護総務費）【人事室】**	**△4,853**
		2 給料	**△913**
3 職員手当等	△3,006	2 一般職給	△913
		一般職給 △913	

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
3	3	1 [生活保護総務費]						4 共済費	△934	**3 職員手当等**	**△3,006**
										3 管理職手当	△525
										4 地域手当	△100
										9 時間外及び休日勤務手当	△1,630
										10 住居手当	△134
										11 期末勤勉手当	△617
										4 共済費	**△934**
										3 職員共済組合負担金	△934
	4	国民健康保険費	1,178,030	89,567	1,267,597	国庫支出金	6,342				
						府支出金	31,126				
						一般財源	52,099				
		1 国民健康保険費	1,178,030	89,567	1,267,597	国庫支出金	6,342	27 繰出金	89,567	**1 特別会計国民健康保険事業費繰出金（経常）【国民健康保険室】**	**49,957**
						府支出金	31,126			**27 繰出金**	**49,957**
						一般財源	52,099			3 特別会計国民健康保険事業費繰出金	49,957
										保険基盤安定繰出 49,957	
										50 特別会計国民健康保険事業費繰出金（臨時）【国民健康保険室】	**39,610**
										27 繰出金	**39,610**
										3 特別会計国民健康保険事業費繰出金	39,610
										財政安定化支援事業費繰出 35,249	
										市条例に基づく障害者等減免分繰出 4,296	
										老人等医療費助成事業影響分繰出他 65	
	5	介護保険費	1,788,932	△20,049	1,768,883	国庫支出金	10				
						府支出金	5				
						一般財源	△20,064				
		1 介護保険費	1,788,932	△20,049	1,768,883	国庫支出金	10	27 繰出金	△20,049	**1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護・医療・年金室】**	**△20,065**
						府支出金	5			**27 繰出金**	**△20,065**
						一般財源	△20,064			5 特別会計介護保険事業費繰出金	△20,065
										職員給与費等繰出 △18,514	
										地域支援事業費繰出 △1,551	
										51 特別会計介護保険事業費繰出金（臨時）【介護・医療・年金室】	**16**
										27 繰出金	**16**
										5 特別会計介護保険事業費繰出金	16
										低所得者保険料軽減繰出（過年度分） 16	
	6	後期高齢者医療費	1,594,690	14,138	1,608,828	府支出金	△2,021				
						一般財源	16,159				
		1 後期高齢者医療費	1,594,690	14,138	1,608,828	府支出金	△2,021	18 負担金補助及び交付金	26,937	**1 後期高齢者医療費負担事業【介護・医療・年金室】**	**30,257**
						一般財源	16,159			**18 負担金補助及び交付金**	**30,257**
								27 繰出金	△12,799	1 負担金	30,257
										後期高齢者療養等給付費 30,257	
										2 後期高齢者医療広域連合運営事業【介護・医療・年金室】	**△3,320**
										18 負担金補助及び交付金	**△3,320**
										1 負担金	△3,320
										管理運営費 △3,320	

（款） 3 民生費
（項） 6 後期高齢者医療費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
3	6	1 後期高齢者医療費								**3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】**	**△12,799**
										27 繰出金	**△12,799**
										9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金	△12,799
										保険基盤安定繰出 △2,694	
										職員給与費等繰出 △10,105	
4 衛生費			6,108,587	583,757	6,692,344	国庫支出金	293,269				
						府支出金	2,041				
						寄附金	700				
						諸収入	△33				
						一般財源	287,780				
	1 保健衛生費		1,353,258	△71,126	1,282,132	国庫支出金	△10,268				
						府支出金	2,041				
						諸収入	△33				
						一般財源	△62,866				
		1 保健衛生総務費	253,856	△5,965	247,891	一般財源	△5,965	2 給料	△515	**1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】**	**△5,965**
										2 給料	**△515**
								3 職員手当等	△2,696	2 一般職給	△515
										一般職給 △515	
								4 共済費	△2,754	**3 職員手当等**	**△2,696**
										2 扶養手当	△74
										3 管理職手当	△500
										4 地域手当	△69
										9 時間外及び休日勤務手当	△378
										10 住居手当	△80
										11 期末勤勉手当	△1,595
										4 共済費	**△2,754**
										3 職員共済組合負担金	△2,254
										7 社会保険料	△314
										11 協会けんぽ負担金	△186
		2 予防費	904,757	△55,486	849,271	国庫支出金	△10,268	12 委託料	△54,164	**4 在宅寝たきり高齢者歯科保健推進事業【地域保健室】**	**△529**
						府支出金	2,041			**12 委託料**	**△529**
						諸収入	△33	19 扶助費	△1,322	1 委託料	△529
						一般財源	△47,226			歯科保健推進事業委託 △529	
										6 保健事業【地域保健室】	**△27,924**
										12 委託料	**△27,924**
										1 委託料	△27,924
										健康診査委託他 △27,924	
										51 風しん対策事業【地域保健室】	**△25,711**
										12 委託料	**△25,711**
										1 委託料	△25,711
										予防接種委託他 △25,711	
										60 風しん対策事業（扶助費）【地域保健室】	**△1,322**
										19 扶助費	**△1,322**

（款） 4 衛生費
（項） 1 保健衛生費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
4	1	2［予防費］								1 扶助費	△1,322
										予防接種自己負担助成費 △1,322	
		4 母子保健推進費	153,938	△9,675	144,263	一般財源	△9,675	12 委託料	△9,675	**1 母子保健事業【子どもすこやか室】**	**△9,675**
										12 委託料	**△9,675**
										1 委託料	△9,675
										妊婦健康診査委託他 △9,675	
	2	清掃費	4,337,435	△4,442	4,332,993	一般財源	△4,442				
		1 清掃総務費	612,051	△4,442	607,609	一般財源	△4,442	2 給料	△916	**1 人件費（清掃総務費）【人事室】**	**△4,442**
										2 給料	**△916**
								3 職員手当等	△3,235	2 一般職給	△916
										一般職給 △916	
								4 共済費	△291	**3 職員手当等**	**△3,235**
										9 時間外及び休日勤務手当	△379
										11 期末勤勉手当	△2,676
										14 児童手当	△180
										4 共済費	**△291**
										3 職員共済組合負担金	△291
	3	市民医療総合施設対策費	318,156	648,700	966,856	国庫支出金 寄附金 一般財源	303,537 700 344,463				
		2 病院事業費	38,156	648,700	686,856	国庫支出金 寄附金 一般財源	303,537 700 344,463	18 負担金補助及び交付金	648,700	**50 病院事業会計繰出事業（臨時）【市立病院】**	**700**
										18 負担金補助及び交付金	**700**
										2 補助金	700
										医療機器等購入補助金 700	
										51 病院事業会計繰出事業（新型コロナウイルス市緊急支援分）	**16,694**
										【市立病院】	
										18 負担金補助及び交付金	**16,694**
										2 補助金	16,694
										新型コロナウイルス市緊急支援事業費補助金 16,694	
										52 病院事業会計繰出事業（減収補填）【市立病院】	**631,306**
										18 負担金補助及び交付金	**631,306**
										2 補助金	631,306
										新型コロナウイルス市緊急支援事業費補助金 631,306	
	4	上水道費	99,738	10,625	110,363	一般財源	10,625				
		1 水道事業費	99,738	10,625	110,363	一般財源	10,625	18 負担金補助及び交付金	10,625	**50 水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス市緊急支援分）**	**10,625**
										【上下水道局】	
										18 負担金補助及び交付金	**10,625**
										1 負担金	10,625
										新型コロナウイルス市緊急支援事業費負担金 10,625	

(款) 5 労働費
(項) 1 労働諸費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
5 労働費			64,690	△1,531	63,159	一般財源	△1,531
	1 労働諸費		64,690	△1,531	63,159	一般財源	△1,531
		1 労働対策費	26,762	△1,531	25,231	一般財源	△1,531
6 農林水産業費			169,577	△4,085	165,492	諸収入	△80
						一般財源	△4,005
	1 農業費		159,720	△4,085	155,635	諸収入	△80
						一般財源	△4,005
		1 農業委員会費	29,004	△288	28,716	一般財源	△288
		2 農業総務費	40,877	△2,375	38,502	一般財源	△2,375
		3 農業振興費	37,061	△1,422	35,639	諸収入	△80
						一般財源	△1,342

節 区分	金額	説明	
	千円		千円
3 職員手当等	△1,101	**1 人件費（労働対策費）【人事室】**	**△1,101**
		3 職員手当等	**△1,101**
12 委託料	△430	5 通勤手当	△103
		9 時間外及び休日勤務手当	△694
		10 住居手当	△111
		11 期末勤勉手当	△33
		14 児童手当	△160
		52 地域就労支援事業【箕面営業室】	**△430**
		12 委託料	**△430**
		1 委託料	△430
		障害者市民就職支援講座運営委託 △150	
		就職支援講座運営委託 △280	
3 職員手当等	△256	**1 人件費（農業委員会費）【人事室】**	**△256**
		3 職員手当等	**△256**
8 旅費	△32	9 時間外及び休日勤務手当	△224
		11 期末勤勉手当	△32
		3 農業委員会一般事務経費【農業委員会事務局】	**△32**
		8 旅費	**△32**
		1 費用弁償	△32
2 給料	△1,179	**1 人件費（農業総務費）【人事室】**	**△2,375**
		2 給料	**△1,179**
3 職員手当等	△865	2 一般職給	△1,179
		一般職給 △1,179	
4 共済費	△331	**3 職員手当等**	**△865**
		4 地域手当	△131
		9 時間外及び休日勤務手当	△472
		11 期末勤勉手当	△247
		14 児童手当	△15
		4 共済費	**△331**
		3 職員共済組合負担金	△331
7 報償費	△235	**1 農業振興課一般運営経費（農業振興費）**	**△145**
		【みどりまちづくり部農業振興課】	
10 需用費	△17	**7 報償費**	**△145**
		1 報償金	△145
18 負担金補助及び交付金	△1,170	農業関係調査報償金 △145	

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
6	1	3 [農業振興費]								**3 農業祭開催事業【みどりまちづくり部農業振興課】**	**△1,170**
										18 負担金補助及び交付金	**△1,170**
										1 負担金	△1,170
										農業祭実行委員会 △1,170	
										50 農業体験事業【みどりまちづくり部農業振興課】	**△107**
										7 報償費	**△90**
										1 報償金	△90
										農業体験指導謝礼他 △90	
										10 需用費	**△17**
										1 消耗品費	△17
7		商工費	1,487,602	△84,720	1,402,882	一般財源	△84,720				
	1	商工費	1,463,116	△83,902	1,379,214	一般財源	△83,902				
		1 商工総務費	95,347	△879	94,468	一般財源	△879	3 職員手当等	△392	**1 人件費（商工総務費）【人事室】**	**△879**
										3 職員手当等	**△392**
								4 共済費	△487	11 期末勤勉手当	△392
										4 共済費	**△487**
										7 社会保険料	△299
										11 協会けんぽ負担金	△188
		2 商工業振興費	1,367,769	△83,023	1,284,746	一般財源	△83,023	10 需用費	△1,338	**52 箕面まつり開催補助事業【箕面営業室】**	**△8,416**
										18 負担金補助及び交付金	**△8,416**
								11 役務費	△15,831	2 補助金	△8,416
										箕面まつり開催補助金 △8,416	
								12 委託料	△7,008	**56 止々呂美ふるさと自然館管理運営事業（臨時）【箕面営業室】**	**△1,070**
								18 負担金補助及び交付金	△58,846	**10 需用費**	**△1,070**
										6 修繕料	△1,070
										施設修繕 △1,070	
										59 新型コロナウイルス市緊急支援事業（箕面営業）【箕面営業室】	**△39,075**
										11 役務費	**△13,592**
										1 通信運搬費	△13,592
										12 委託料	**△4,817**
										1 委託料	△4,817
										テイクアウト・クーポン実施事業等委託 △4,817	
										18 負担金補助及び交付金	**△20,666**
										1 負担金	△20,666
										テイクアウト・クーポン実施事業費 △20,666	
										60 休業要請外支援金支給事業【箕面営業室】	**△29,900**
										11 役務費	**△1,000**
										3 手数料	△1,000
										18 負担金補助及び交付金	**△28,900**
										3 交付金	△28,900

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
7	1	2 [商工業振興費]								休業要請外支援金 △28,900	
										61 新型コロナウイルス市緊急支援事業（お買い物割引券）	**△4,562**
										【箕面営業室】	
										10 需用費	**△268**
										1 消耗品費	△200
										4 印刷製本費	△68
										封筒他 △68	
										11 役務費	**△1,239**
										1 通信運搬費	△1,239
										12 委託料	**△2,191**
										1 委託料	△2,191
										店舗募集等委託 △2,191	
										18 負担金補助及び交付金	**△864**
										1 負担金	△864
										お買い物割引券事業費 △864	
	3	観光費	7,727	△818	6,909	一般財源	△818				
		1 観光事業費	7,727	△818	6,909	一般財源	△818	18 負担金補助及び交付金	△818	**1 観光振興対策事業【箕面営業室】**	**△818**
										18 負担金補助及び交付金	**△818**
										2 補助金	△818
										観光振興補助金 △818	
8		土木費	17,589,885	△1,510,235	16,079,650	国庫支出金	△912,351				
						府支出金	9,000				
						財産収入	2,507				
						寄附金	1,877				
						繰入金	7,135				
						市債	△892,400				
						一般財源	273,997				
	1	土木管理費	908,609	△52,841	855,768	国庫支出金	△12,250				
						府支出金	△6,000				
						財産収入	2,507				
						一般財源	△37,098				
		1 土木総務費	894,224	△51,677	842,547	国庫支出金	△12,250	2 給料	△13,915	**1 人件費（土木総務費）【人事室】**	**△29,684**
						府支出金	△6,000			**2 給料**	**△13,915**
						財産収入	2,507	3 職員手当等	△10,729	2 一般職給	△13,915
						一般財源	△35,934			一般職給 △13,915	
								4 共済費	△5,040	**3 職員手当等**	**△10,729**
										4 地域手当	△1,058
								18 負担金補助及び交付金	△24,500	5 通勤手当	△445
										9 時間外及び休日勤務手当	△2,780
								27 繰出金	2,507	10 住居手当	△403
										11 期末勤勉手当	△6,043
										4 共済費	**△5,040**
										3 職員共済組合負担金	△4,657
										7 社会保険料	△248

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
8	1	1［土木総務費］								11 協会けんぽ負担金	△135
										50 土地開発基金繰出事業【地域活性化室】	**2,507**
										27 繰出金	**2,507**
										12 土地開発基金繰出金	2,507
										60 住宅・建築物耐震改修促進事業【審査指導室】	**△24,500**
										18 負担金補助及び交付金	**△24,500**
										2 補助金	△24,500
										民間建築物耐震診断補助金 △5,500	
										木造住宅耐震改修設計費補助金 △3,000	
										木造住宅耐震改修工事費補助金 △16,000	
		3 公共用地先行取得費	11,797	△1,164	10,633	一般財源	△1,164	27 繰出金	△1,164	**1 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金（経常）【地域活性化室】**	**△1,164**
										27 繰出金	**△1,164**
										6 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金	△1,164
	2	2 道路橋りょう費	965,324	△193,389	771,935	国庫支出金 市債 一般財源	△145,301 △117,700 69,612				
		2 道路維持・交通安全施設整備事業費	920,238	△193,389	726,849	国庫支出金 市債 一般財源	△145,301 △117,700 69,612	12 委託料	△17,237	**55 道路安全対策事業【道路整備室】**	**△137,068**
										14 工事請負費	**△136,408**
								14 工事請負費	△175,492	1 工事請負費	△136,408
										自転車利用環境整備工事 △136,408	
								17 備品購入費	△660	**17 備品購入費**	**△660**
										1 庁用器具費	△660
										高所点検カメラ △660	
										56 橋りょう長寿命化対策事業【道路整備室】	**△157,282**
										12 委託料	**△54,059**
										1 委託料	△54,059
										実施設計委託 △54,059	
										14 工事請負費	**△103,223**
										1 工事請負費	△103,223
										橋りょう長寿命化対策工事 △103,223	
										58 道路安全対策事業（Ｒ２国補正３号）【道路整備室】	**64,139**
										14 工事請負費	**64,139**
										1 工事請負費	64,139
										舗装改修工事 64,139	
										59 橋りょう長寿命化対策事業（Ｒ２国補正３号）【道路整備室】	**36,822**
										12 委託料	**36,822**
										1 委託料	36,822
										実施設計委託 36,822	
	4	4 都市計画費	15,077,201	△1,257,065	13,820,136	国庫支出金 府支出金 寄附金	△754,800 15,000 1,877				

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
8	4					繰入金	7,135
						市債	△774,700
						一般財源	248,423
		1 都市計画総務費	5,188	△425	4,763	一般財源	△425
		2 公園維持費	267,868	48,000	315,868	国庫支出金	15,000
						繰入金	18,000
						市債	15,000
		5 地域整備推進費	13,158,521	△724,116	12,434,405	国庫支出金	△266,242
						寄附金	1,877
						市債	△413,400
						一般財源	△46,351
		6 街路事業費	1,597,618	△569,659	1,027,959	国庫支出金	△503,558
						府支出金	15,000
						市債	△376,300
						一般財源	295,199

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
1 報酬	△175	**9 都市計画推進事業【まちづくり政策室】**		**△58**
		1 報酬		**△58**
18 負担金補助及び交付金	△250	3 非常勤職員報酬		△58
		都市計画審議会臨時委員	△58	
		50 都市景観形成事業【まちづくり政策室】		**△367**
		1 報酬		**△117**
		3 非常勤職員報酬		△117
		都市景観審議会委員	△22	
		都市景観審議会臨時委員	△15	
		景観審査委員会委員	△30	
		都市景観アドバイザー	△50	
		18 負担金補助及び交付金		**△250**
		2 補助金		△250
		都市景観形成補助金	△250	
14 工事請負費	48,000	**52 公園リニューアル事業（Ｒ２国補正３号）【公園緑地室】**		**48,000**
		14 工事請負費		**48,000**
		1 工事請負費		48,000
		公園リニューアル工事	48,000	
12 委託料	△877	**58 箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）**		**△744,993**
		【北急まちづくり推進室】		
14 工事請負費	△725,116	**12 委託料**		**△19,877**
		1 委託料		△19,877
18 負担金補助及び交付金	1,877	現場監理委託	△19,877	
		14 工事請負費		**△725,116**
		1 工事請負費		△725,116
		箕面船場エントランス整備工事	△725,116	
		62 新病院周辺まちづくり整備事業【北急まちづくり推進室】		**19,000**
		12 委託料		**19,000**
		1 委託料		19,000
		土木実施設計委託他	19,000	
		64 大阪大学箕面キャンパス公共空間整備事業【箕面営業室】		**1,877**
		18 負担金補助及び交付金		**1,877**
		1 負担金		1,877
		大阪大学箕面キャンパス公共空間整備費	1,877	
11 役務費	△133	**50 都市計画道路整備事業【道路整備室】**		**△739,008**
		11 役務費		**△133**
12 委託料	△6,993	3 手数料		△133
		12 委託料		**△13,493**
14 工事請負費	△257,128	1 委託料		△13,493
		補償調査委託	△1,969	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
8	4	6 [街路事業費]					
		7 都市公園費	10,865	△10,865	0	繰入金	△10,865
	6 公共下水道費		387,307	△6,940	380,367	一般財源	△6,940
		1 公共下水道事業費	387,307	△6,940	380,367	一般財源	△6,940

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
16 公有財産購入費	△23,867	用地総合補償技術業務委託	△11,524	
		14 工事請負費		**△257,128**
21 補償補填及び賠償金	△281,538	1 工事請負費		△257,128
		道路改良工事	△257,128	
		16 公有財産購入費		**△179,497**
		1 土地購入費		△179,497
		道路改良事業用地	△179,497	
		21 補償補填及び賠償金		**△288,757**
		1 補償金		△288,757
		建物等移転補償	△288,757	
		51 都市計画道路整備事業（Ｒ２国補正３号）【道路整備室】		**169,349**
		12 委託料		**6,500**
		1 委託料		6,500
		測量設計委託	6,500	
		16 公有財産購入費		**155,630**
		1 土地購入費		155,630
		道路改良事業用地	155,630	
		21 補償補填及び賠償金		**7,219**
		1 補償金		7,219
		建物等移転補償	7,219	
11 役務費	△1	**50 中央公園整備事業【公園緑地室】**		**△10,865**
		11 役務費		**△1**
12 委託料	△9,780	3 手数料		△1
		12 委託料		**△9,780**
16 公有財産購入費	△1,084	1 委託料		△9,780
		建物調査業務委託	△1,553	
		測量委託	△7,909	
		不動産鑑定評価委託	△318	
		16 公有財産購入費		**△1,084**
		1 土地購入費		△1,084
		公園整備用地	△1,084	
18 負担金補助及び交付金	△6,940	**1 公共下水道事業会計繰出事業（経常）【上下水道局】**		**△25,185**
		18 負担金補助及び交付金		**△25,185**
		1 負担金		△25,185
		雨水処理負担金	△20,387	
		汚水処理負担金	△4,914	
		児童手当負担金	116	
		50 公共下水道事業会計繰出事業（臨時）【上下水道局】		**10,276**
		18 負担金補助及び交付金		**10,276**
		1 負担金		10,276
		雨水処理負担金	10,276	

(款) 8 土木費
(項) 6 公共下水道費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
8	6	1 [公共下水道事業費]								**51 公共下水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス市緊急支援分）**	**7,969**
										【上下水道局】	
										18 負担金補助及び交付金	**7,969**
										1 負担金	7,969
										新型コロナウイルス市緊急支援事業費負担金 7,969	
9	消防費		1,663,015	△25,499	1,637,516	分担金及び負担金	△2,431				
						一般財源	△23,068				
	1	消防費	1,663,015	△25,499	1,637,516	分担金及び負担金	△2,431				
						一般財源	△23,068				
		1 常備消防費	1,521,500	△20,657	1,500,843	分担金及び負担金	△2,431	2 給料	△1,800	**1 人件費（常備消防費）【人事室】**	**△19,784**
						一般財源	△18,226			**2 給料**	**△1,800**
								3 職員手当等	△16,878	2 一般職給	△1,800
										一般職給 △1,800	
								4 共済費	△1,106	**3 職員手当等**	**△16,878**
										3 管理職手当	△840
								10 需用費	△573	4 地域手当	△436
										5 通勤手当	△296
								12 委託料	△300	8 夜間勤務手当	△587
										9 時間外及び休日勤務手当	△8,790
										11 期末勤勉手当	△5,489
										14 児童手当	△440
										4 共済費	**△1,106**
										3 職員共済組合負担金	△1,106
										4 人事管理事業（消防）【人事室】	**△300**
										12 委託料	**△300**
										1 委託料	△300
										職員定期健康診断委託 △300	
										6 行政情報ネットワーク等管理運営事業（消防）【情報政策室】	**△573**
										10 需用費	**△573**
										1 消耗品費	△573
		2 非常備消防費	113,708	△416	113,292	一般財源	△416	17 備品購入費	△416	**53 非常備消防車両購入更新事業【消防企画室】**	**△416**
										17 備品購入費	**△416**
										2 機械器具費	△416
										消防ポンプ自動車１台 △416	
		3 消防施設費	27,807	△4,426	23,381	一般財源	△4,426	18 負担金補助及び交付金	△4,426	**55 消火栓新設事業【消防企画室】**	**△4,426**
										18 負担金補助及び交付金	**△4,426**
										1 負担金	△4,426
										消火栓新設 △4,426	
10	教育費		7,268,971	△777,198	6,491,773	国庫支出金	△316,288				
						府支出金	△5,351				
						財産収入	1				
						繰入金	△162,482				
						諸収入	△72,396				

(款) 10 教育費
(項)

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
10						市債	△11,500
						一般財源	△209,182
	1 教育総務費		2,445,480	△130,482	2,314,998	国庫支出金	27,392
						府支出金	△5,351
						財産収入	1
						繰入金	△18,650
						一般財源	△133,874
		1 教育委員会費	9,773	△980	8,793	一般財源	△980
		2 事務局費	930,675	△28,413	902,262	一般財源	△28,413
		3 教育指導費	802,580	△73,712	728,868	国庫支出金	27,392
						府支出金	△5,351
						一般財源	△95,753

節 区分	金額	説明	
	千円		千円
1 報酬	△980	**1 教育委員会設置事業【教育政策室】**	**△980**
		1 報酬	**△980**
		2 委員報酬	△980
		教育委員会委員 △980	
2 給料	△5,549	**1 人件費（事務局費）【人事室】**	**△21,878**
		2 給料	**△5,549**
3 職員手当等	△13,498	2 一般職給	△5,549
		一般職給 △5,549	
4 共済費	△2,880	**3 職員手当等**	**△13,449**
		3 管理職手当	△702
10 需用費	△50	4 地域手当	△475
		5 通勤手当	△618
13 使用料及び賃借料	△6,436	9 時間外及び休日勤務手当	△5,797
		10 住居手当	△597
		11 期末勤勉手当	△5,260
		4 共済費	**△2,880**
		3 職員共済組合負担金	△2,880
		2 人件費（教育長給与）【人事室】	**△49**
		3 職員手当等	**△49**
		11 期末勤勉手当	△49
		10 職員被服貸与事業（人権施策）【子ども未来創造局人権施策室】	**△50**
		10 需用費	**△50**
		1 消耗品費	△50
		50 英語指導助手住宅管理事業（臨時）【学校教育室】	**△6,436**
		13 使用料及び賃借料	**△6,436**
		2 賃借料	△6,436
		住宅借上料 △6,436	
1 報酬	△87,640	**10 人権教育支援事業（小中学校）【子ども未来創造局人権施策室】**	**△420**
		7 報償費	**△220**
4 共済費	△11,776	1 報償金	△220
		視覚障害児支援アドバイザー謝礼他 △220	
7 報償費	△344	**8 旅費**	**△200**
		2 普通旅費	△200
8 旅費	△2,651	**36 私立幼稚園振興助成事業【幼児教育保育室】**	**2,814**

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
			千円	千円	千円	千円
10	1	3 [教育指導費]				

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
10 需用費	27,707	**18　負担金補助及び交付金**		**2,814**
		2　補助金		2,814
		私立幼稚園補助金	2,814	
12 委託料	△3,008			
17 備品購入費	△200	**51　新校区移行準備事業【教育政策室】**		**△1,000**
		10　需用費		**△1,000**
18 負担金補助及び交付金	4,200	4　印刷製本費		△1,000
		パンフレット	△1,000	
		53　教育専門員配置事業【教職員人事室】		**△8,712**
		1　報酬		**△8,712**
		5　会計年度任用職員報酬		△8,712
		教育専門員	△8,712	
		55　訪問型家庭教育相談体制充実事業【子ども未来創造局人権施策室】		**△124**
		7　報償費		**△124**
		1　報償金		△124
		家庭教育支援員謝礼	△124	
		56　人権教育支援事業（小中学校）（臨時）		**△200**
		【子ども未来創造局人権施策室】		
		17　備品購入費		**△200**
		1　庁用器具費		△200
		支援学級用	△200	
		57　学校における先端技術活用事業【教育センター】		**△3,008**
		12　委託料		**△3,008**
		1　委託料		△3,008
		システム開発等委託	△3,008	
		64　英語教育強化事業【学校教育室】		**△82,930**
		1　報酬		**△68,396**
		5　会計年度任用職員報酬		△68,396
		英語指導助手	△68,396	
		4　共済費		**△11,776**
		7　社会保険料		△7,308
		11　協会けんぽ負担金		△4,468
		8　旅費		**△2,451**
		1　費用弁償		△2,451
		10　需用費		**△307**
		4　印刷製本費		△307
		冊子	△307	
		71　新型コロナウイルス緊急対策事業（教職員人事）（Ｒ２国補正２号）		**△10,532**
		【教職員人事室】		
		1　報酬		**△10,532**

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
10	1	3 [教育指導費]								5　会計年度任用職員報酬	△10,532
										スクール・サポート・スタッフ　△10,532	
										73　新型コロナウイルス緊急対策事業（学校教育）（Ｒ２国補正３号）	**30,400**
										【学校教育室】	
										10　需　用　費	**29,014**
										1　消耗品費	29,014
										18　負担金補助及び交付金	**1,386**
										3　交　付　金	1,386
										新型コロナウイルス感染対策・学習保障交付金　1,386	
		4 奨学資金費	26,416	△18,649	7,767	財産収入	1	7 報償費	△18,650	**50　奨学資金貸付基金繰出事業【学校生活支援室】**	**1**
						繰入金	△18,650			**27　繰　出　金**	**1**
								27 繰出金	1	25　奨学資金貸付基金繰出金	1
										51　奨学資金給付事業【学校生活支援室】	**△18,650**
										7　報　償　費	**△18,650**
										1　報　償　金	△18,650
										奨学資金給付金　△18,650	
		5 教育センター費	28,486	△1,481	27,005	一般財源	△1,481	8 旅費	△1,481	**50　教育研修事業（臨時）【教育センター】**	**△1,481**
										8　旅　費	**△1,481**
										3　特別旅費	△1,481
		6 放課後等児童対策費	89,892	△7,247	82,645	一般財源	△7,247	10 需用費	△7,247	**1　学童保育実施事業【放課後子ども支援室】**	**△7,247**
										10　需　用　費	**△7,247**
										3　食　糧　費	△7,247
	2	小学校費	1,145,845	△333,657	812,188	国庫支出金	△200,070				
						繰入金	△104,599				
						一般財源	△28,988				
		1 学校管理費	1,027,853	△330,860	696,993	国庫支出金	△200,070	2 給料	△11,241	**1　人件費（小学校・学校管理費）【人事室】**	**△23,952**
						繰入金	△104,599			**2　給　　料**	**△11,241**
						一般財源	△26,191	3 職員手当等	△11,498	2　一般職給	△11,241
										一般職給　△11,241	
								4 共済費	△1,213	**3　職員手当等**	**△11,498**
										2　扶養手当	△876
								12 委託料	△25,244	3　管理職手当	△2,038
										4　地域手当	△1,553
								14 工事請負費	△279,903	5　通勤手当	△532
										11　期末勤勉手当	△6,499
								17 備品購入費	△1,761	**4　共　済　費**	**△1,213**
										3　職員共済組合負担金	△413
										7　社会保険料	△533
										11　協会けんぽ負担金	△267
										50　小学校管理事業（臨時）【学校生活支援室】	**△1,761**
										17　備品購入費	**△1,761**
										1　庁用器具費	△1,761

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
10	2	1［学校管理費］								管理用	△1,761
										53　新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正１号	**△305,147**
										）【学校施設管理室】	
										12　委　託　料	**△25,244**
										1　委　託　料	△25,244
										実施設計委託	△17,615
										現場監理委託	△7,629
										14　工事請負費	**△279,903**
										1　工事請負費	△279,903
										衛生環境改善工事	△279,903
		2 教育振興費	63,028	△2,797	60,231	一般財源	△2,797	19 扶助費	△2,797	**50　塾代等助成モデル事業（扶助費）【放課後子ども支援室】**	**△2,797**
										19　扶　助　費	**△2,797**
										1　扶　助　費	△2,797
										塾代等助成費	△2,797
	3	中学校費	638,721	△117,135	521,586	国庫支出金	△63,449				
						繰入金	△39,233				
						一般財源	△14,453				
		1 学校管理費	534,401	△117,135	417,266	国庫支出金	△63,449	2 給料	△7,389	**1　人件費（中学校・学校管理費）【人事室】**	**△13,917**
						繰入金	△39,233			**2　給　　料**	**△7,389**
						一般財源	△14,453	3 職員手当等	△5,845	2　一般職給	△7,389
										一般職給	△7,389
								4 共済費	△683	**3　職員手当等**	**△5,845**
										3　管理職手当	△1,000
								12 委託料	△9,832	4　地域手当	△1,027
										11　期末勤勉手当	△3,818
								14 工事請負費	△93,386	**4　共　済　費**	**△683**
										7　社会保険料	△492
										11　協会けんぽ負担金	△191
										62　新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正１号	**△103,218**
										）【学校施設管理室】	
										12　委　託　料	**△9,832**
										1　委　託　料	△9,832
										実施設計委託	△6,861
										現場監理委託	△2,971
										14　工事請負費	**△93,386**
										1　工事請負費	△93,386
										衛生環境改善工事	△93,386
	4	幼稚園費	224,424	△2,085	222,339	一般財源	△2,085				
		1 幼稚園費	224,424	△2,085	222,339	一般財源	△2,085	2 給料	△200	**1　人件費（幼稚園費）【人事室】**	**△2,085**
										2　給　　料	**△200**
								3 職員手当等	△1,226	2　一般職給	△200
										一般職給	△200

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
10	4	1 [幼　稚　園　費]					
	5 社会教育費		1,173,980	△122,410	1,051,570	国庫支出金	△81,069
						諸収入	△6,685
						市債	△11,500
						一般財源	△23,156
		1 社会教育総務費	641,247	△117,871	523,376	国庫支出金	△82,644
						諸収入	△6,685
						一般財源	△28,542

節 区分	節 金額	説明		
	千円			千円
4 共済費	△659	**3 職員手当等**		**△1,226**
		3 管理職手当		△90
		9 時間外及び休日勤務手当		△672
		11 期末勤勉手当		△464
		4 共済費		**△659**
		3 職員共済組合負担金		△659
2 給料	△5,565	**1 人件費（社会教育総務費）【人事室】**		**△15,271**
		2 給料		**△5,565**
3 職員手当等	△7,442	2 一般職給		△5,565
		一般職給	△5,565	
4 共済費	△2,264	**3 職員手当等**		**△7,442**
		3 管理職手当		△250
7 報償費	48	4 地域手当		△689
		5 通勤手当		△101
10 需用費	△10,197	9 時間外及び休日勤務手当		△3,360
		10 住居手当		△100
11 役務費	419	11 期末勤勉手当		△2,942
		4 共済費		**△2,264**
12 委託料	3,323	3 職員共済組合負担金		△1,939
		7 社会保険料		△212
13 使用料及び賃借料	3,065	11 協会けんぽ負担金		△113
14 工事請負費	△88,646	**4 社会教育関係団体育成事業【子ども未来創造局文化国際室】**		**△432**
		18 負担金補助及び交付金		**△432**
17 備品購入費	△3,495	2 補助金		△432
		社会教育事業補助金	△432	
18 負担金補助及び交付金	△432	**5 美術展開催事業【子ども未来創造局文化国際室】**		**△1,270**
		12 委託料		**△1,270**
22 償還金利子及び割引料	△6,685	1 委託料		△1,270
		市民展開催業務委託	△1,270	
		15 公共施設予約システム管理運営事業		**△6,685**
		【子ども未来創造局生涯学習・市民活動室】		
		22 償還金利子及び割引料		**△6,685**
		1 償還金		△6,685
		指定管理施設使用料還付金	△6,685	
		16 成人祭開催事業【子ども未来創造局生涯学習・市民活動室】		**9,394**
		7 報償費		**48**
		1 報償金		48
		協力者謝礼	48	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
10	5	1［社会教育総務費］								**10　需　用　費**	**306**
										4　印刷製本費	306
										プログラム他　306	
										11　役　務　費	**419**
										1　通信運搬費	375
										3　手　数　料	44
										12　委　託　料	**5,556**
										1　委　託　料	5,556
										成人祭イベント企画運営委託他　5,556	
										13　使用料及び賃借料	**3,065**
										1　使　用　料	3,065
										53　新型コロナウイルス緊急対策事業（文化国際）（Ｒ２国補正１号）	**△103,607**
										【子ども未来創造局文化国際室】	
										10　需　用　費	**△10,503**
										1　消耗品費	△10,503
										12　委　託　料	**△963**
										1　委　託　料	△963
										実施設計委託　△963	
										14　工事請負費	**△88,646**
										1　工事請負費	△88,646
										空調設備等改修工事　△88,646	
										17　備品購入費	**△3,495**
										1　庁用器具費	△3,495
										空気清浄機他　△3,495	
		3　青少年対策費	21,155	△2,394	18,761	一般財源	△2,394	7　報償費	△800	**2　青少年健全育成推進事業【青少年育成室】**	**△800**
										7　報　償　費	**△800**
								13　使用料及び賃借料	△1,594	2　賞　賜　金	△800
										青少年健全育成活動表彰　△800	
										8　青少年文化活動振興事業【青少年育成室】	**△1,594**
										13　使用料及び賃借料	**△1,594**
										1　使　用　料	△1,594
		5　生涯学習センター費	189,465	△2,145	187,320	国庫支出金	1,575	12　委託料	△2,145	**51　東生涯学習センター等改修事業**	**△2,145**
						市債	△11,500			**【子ども未来創造局生涯学習・市民活動室】**	
						一般財源	7,780			**12　委　託　料**	**△2,145**
										1　委　託　料	△2,145
										現場監理委託　△2,145	
	6	保健体育費	1,640,521	△71,429	1,569,092	国庫支出金	908				
						諸収入	△65,711				
						一般財源	△6,626				
		1　保健体育総務費	115,930	△5,696	110,234	諸収入	△1,000	7　報償費	△50	**1　教職員健康管理事業【教職員人事室】**	**△632**
						一般財源	△4,696			**12　委　託　料**	**△632**
								12　委託料	△4,166	1　委　託　料	△632
										教職員健康診断等委託　△632	

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
10	6	1 [保健体育総務費]					
		2 保健体育施設費	326,155	5,227	331,382	一般財源	5,227
		3 学校給食費	1,198,436	△70,960	1,127,476	国庫支出金	908
						諸収入	△64,711
						一般財源	△7,157

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	△1,480	**21　青少年スポーツ奨励事業【子ども未来創造局保健スポーツ室】**	**△303**
		7　報償費	**△50**
		1　報償金	△50
		指導謝礼　△50	
		12　委託料	**△253**
		1　委託料	△253
		バリアフリー子ども水泳教室運営委託　△253	
		22　市民体育大会開催事業【子ども未来創造局保健スポーツ室】	**△1,081**
		12　委託料	**△1,081**
		1　委託料	△1,081
		市民体育大会運営委託　△1,081	
		23　市民スポーツ奨励事業【子ども未来創造局保健スポーツ室】	**△1,480**
		18　負担金補助及び交付金	**△1,480**
		1　負担金	△1,480
		箕面止々呂美・森町ハーフマラソン実行委員会他　△1,480	
		60　大人のスポーツ・トライアル事業	**△2,200**
		【子ども未来創造局保健スポーツ室】	
		12　委託料	**△2,200**
		1　委託料	△2,200
		各種スポーツプログラム業務委託　△2,200	
12 委託料	5,227	**1　総合運動場管理運営事業【子ども未来創造局保健スポーツ室】**	**5,227**
		12　委託料	**5,227**
		1　委託料	5,227
		管理運営委託　5,227	
10 需用費	△64,711	**5　児童生徒就学援助事業（給食関係）（扶助費）【学校生活支援室】**	**5,120**
		19　扶助費	**5,120**
12 委託料	△7,849	2　給付金	5,120
		準要保護児童生徒給食費給付金他　5,120	
17 備品購入費	△3,520	**16　小学校給食実施事業【学校給食室】**	**△7,849**
19 扶助費	5,120	**12　委託料**	**△7,849**
		1　委託料	△7,849
		給食調理業務委託　△7,849	
		18　学校給食運営事業【学校給食室】	**△64,711**
		10　需用費	**△64,711**
		7　賄材料費	△64,711
		55　学校給食設備充実事業【学校給食室】	**△3,520**
		17　備品購入費	**△3,520**
		1　庁用器具費	△3,520

（款）10　教育費
（項）　6　保健体育費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
10	6	3［学校給食費］								給食用	△3,520
11 災害復旧費			89,500	0	89,500	国庫支出金 市債 一般財源	7,703 47,900 △55,603				
	1 災害応急対策費		89,500	△55,718	33,782	一般財源	△55,718				
		1 災害応急対策費	89,500	△55,718	33,782	一般財源	△55,718	14 工事請負費	△55,718	**50 災害応急対策事業【市民安全政策室】** **14 工事請負費** 1 工事請負費 応急復旧工事	**△55,718** **△55,718** △55,718 △55,718
	2 公共土木施設災害復旧費		0	55,718	55,718	国庫支出金 市債 一般財源	7,703 47,900 115				
		1 公共土木施設災害復旧費	0	55,718	55,718	国庫支出金 市債 一般財源	7,703 47,900 115	14 工事請負費	55,718	**50 災害復旧事業（公共土木施設）【市民安全政策室】** **14 工事請負費** 1 工事請負費 災害復旧工事	**55,718** **55,718** 55,718 55,718
12 公債費			2,797,468	△19,263	2,778,205	一般財源	△19,263				
	1 公債費		2,797,468	△19,263	2,778,205	一般財源	△19,263				
		1 元金	2,579,044	3,968	2,583,012	一般財源	3,968	22 償還金利子及び割引料	3,968	**1 公債費元金償還事務事業【財政経営室】** **22 償還金利子及び割引料** 6 償還金 財務省	**3,968** **3,968** 3,968 3,968
		2 利子	218,424	△23,231	195,193	一般財源	△23,231	22 償還金利子及び割引料	△23,231	**2 公債費利子償還事務事業【財政経営室】** **22 償還金利子及び割引料** 2 利子及び割引料 財務省 市中銀行 地方公共団体金融機構 一時借入金利子	**△23,231** **△23,231** △23,231 △15,320 △5,579 △1,674 △658
13 諸支出金			981,670	2,151,392	3,133,062	国庫支出金 財産収入 寄附金 諸収入 一般財源	3,200 1,504 23,387 1,000,000 1,123,301				
	1 諸費		157,992	11,390	169,382	国庫支出金 一般財源	3,200 8,190				
		2 諸費	157,242	11,390	168,632	国庫支出金 一般財源	3,200 8,190	18 負担金補助及び交付金	10,945	**51 新型コロナウイルス市緊急支援事業（指定管理施設減収補填）** **【総務課】** **18 負担金補助及び交付金** 3 交付金 指定管理施設支援金	**3,200** **10,945** 10,945 10,945
								21 補償補填及び賠償金	△7,745	**21 補償補填及び賠償金**	**△7,745**
								22 償還金利子及び割引料	8,190		

（款）13　諸支出金
（項）　1　諸費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
13	1	2 [諸費]								1 補償金	△7,745
										指定管理施設減収補填	△7,745
										60 国庫交付金等返還事業【介護・医療・年金室】	**110**
										22 償還金利子及び割引料	**110**
										1 償還金	110
										令和元年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金返還金他	110
										61 国庫補助金返還事業【児童相談支援センター】	**637**
										22 償還金利子及び割引料	**637**
										1 償還金	637
										令和元年度児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費補助金返還金	637
										62 国庫補助金返還事業【幼児教育保育室】	**7,443**
										22 償還金利子及び割引料	**7,443**
										1 償還金	7,443
										令和元年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金返還金他	7,443
	2	基金費	787,937	2,140,002	2,927,939	財産収入	1,504				
						寄附金	23,387				
						諸収入	1,000,000				
						一般財源	1,115,111				
		1 財政調整基金費	5,039	3,974	9,013	財産収入	336	24 積立金	3,974	**50 財政調整基金積立事業【財政経営室】**	**3,974**
						寄附金	3,638			**24 積立金**	**3,974**
										2 財政調整基金積立金	3,974
		2 都市施設整備基金費	1	200,177	200,178	財産収入	177	24 積立金	200,177	**50 都市施設整備基金積立事業【財政経営室】**	**200,177**
						一般財源	200,000			**24 積立金**	**200,177**
										3 都市施設整備基金積立金	200,177
		3 公債管理基金費	1	549,677	549,678	財産収入	137	24 積立金	549,677	**50 公債管理基金積立事業【財政経営室】**	**549,677**
						一般財源	549,540			**24 積立金**	**549,677**
										11 公債管理基金積立金	549,677
		4 災害対策基金費	1	6	7	財産収入	6	24 積立金	6	**50 災害対策基金積立事業【市民安全政策室】**	**6**
										24 積立金	**6**
										24 災害対策基金積立金	6
		5 文化施設整備基金費	1	104	105	財産収入	104	24 積立金	104	**50 文化施設整備基金積立事業【人権文化部生涯学習・市民活動室】**	**104**
										24 積立金	**104**
										15 文化施設整備基金積立金	104
		6 福祉基金費	1	26	27	財産収入	26	24 積立金	26	**50 福祉基金積立事業【健康福祉政策室】**	**26**
										24 積立金	**26**
										25 福祉基金積立金	26
		7 未来子ども基金費	4,380	304,708	309,088	財産収入	29	24 積立金	304,708	**50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】**	**304,708**
						寄附金	4,679			**24 積立金**	**304,708**
						一般財源	300,000			18 未来子ども基金積立金	304,708

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
13	2	8 保健福祉総合推進基金費	1,883	1,032	2,915	財産収入	49
						寄附金	983
		9 環境クリーン基金費	3,530	16	3,546	財産収入	16
		10 市立病院医療体制整備基金費	4,654	3,855	8,509	財産収入	39
						寄附金	3,816
		11 公園緑地等整備基金費	1	65,579	65,580	財産収入	8
						一般財源	65,571
		12 みどり推進基金費	165,425	6,476	171,901	財産収入	12
						寄附金	6,464
		13 北大阪急行南北線延伸整備基金費	572,211	1,001,907	1,574,118	財産収入	489
						寄附金	1,418
						諸収入	1,000,000
		14 あんしん消防救急基金費	30,807	647	31,454	財産収入	13
						寄附金	634
		15 学校教育施設整備基金費	1	63	64	財産収入	63
		16 奨学資金給付基金費	1	1,755	1,756	寄附金	1,755

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
24 積立金	1,032	**50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】**	**1,032**
		24 積立金	**1,032**
		13 保健福祉総合推進基金積立金	1,032
24 積立金	16	**50 環境クリーン基金積立事業【環境クリーンセンター】**	**16**
		24 積立金	**16**
		21 環境クリーン基金積立金	16
24 積立金	3,855	**50 市立病院医療体制整備基金積立事業【市立病院】**	**3,855**
		24 積立金	**3,855**
		6 市立病院医療体制整備基金積立金	3,855
24 積立金	65,579	**50 公園緑地等整備基金積立事業【公園緑地室】**	**65,579**
		24 積立金	**65,579**
		19 公園緑地等整備基金積立金	65,579
24 積立金	6,476	**50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】**	**6,476**
		24 積立金	**6,476**
		22 みどり推進基金積立金	6,476
24 積立金	1,001,907	**50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】**	**1,001,907**
		24 積立金	**1,001,907**
		14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	1,001,907
24 積立金	647	**50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】**	**647**
		24 積立金	**647**
		20 あんしん消防救急基金積立金	647
24 積立金	63	**50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】**	**63**
		24 積立金	**63**
		4 学校教育施設整備基金積立金	63
24 積立金	1,755	**50 奨学資金給付基金積立事業【学校生活支援室】**	**1,755**
		24 積立金	**1,755**
		23 奨学資金給付基金積立金	1,755

給　与　費　明　細　書

1　特 別 職

区分		職員数	給与 報酬	給与 給料	給与 期末手当	費 地域手当	費 その他の手当	費 計	共済費	合計	備考
		（人）	（千円）	（千円）	（千円） 年間支給率 （月分）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長　等	4		37,935	17,855 4.40	4,553	127	60,470	10,356	70,826	
	議　員	23	151,631		71,685 4.40			223,316	59,899	283,215	
	その他の特別職	1,538	129,584					129,584	13,634	143,218	
	計	1,565	281,215	37,935	89,540	4,553	127	413,370	83,889	497,259	
補正前	長　等	4		38,472	19,738 4.45	4,618	127	62,955	10,356	73,311	
	議　員	23	151,631		75,775 4.45			227,406	59,899	287,305	
	その他の特別職	1,538	132,822					132,822	13,634	146,456	
	計	1,565	284,453	38,472	95,513	4,618	127	423,183	83,889	507,072	
比較	長　等			△ 537	△ 1,883	△ 65		△ 2,485		△ 2,485	
	議　員				△ 4,090			△ 4,090		△ 4,090	
	その他の特別職		△ 3,238					△ 3,238		△ 3,238	
	計		△ 3,238	△ 537	△ 5,973	△ 65		△ 9,813		△ 9,813	

2　一般職

（1）　総　括

区　分	職員数（人）	給与 報酬（千円）	給与 給料（千円）	給与 職員手当（千円）	費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(910) 1,017	796,565	3,951,527	3,640,851	8,388,943	1,560,711	9,949,654	
補正前	(928) 1,020	903,795	4,019,878	3,717,884	8,641,557	1,603,152	10,244,709	
比　較	(△18) △ 3	△ 107,230	△ 68,351	△ 77,033	△ 252,614	△ 42,441	△ 295,055	

職員手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	時間外及び休日勤務手当（千円）
補正後	99,663	331,339	527,269	80,763	2,249	252,738
補正前	100,944	339,862	535,521	87,609	2,836	289,178
比　較	△ 1,281	△ 8,523	△ 8,252	△ 6,846	△ 587	△ 36,440

区　分	住居手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	退職手当（千円）	単身赴任手当（千円）
補正後	50,217	1,689,724	602,878	4,011
補正前	62,388	1,769,746	525,762	4,038
比　較	△ 12,171	△ 80,022	77,116	△ 27

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　　料	△ 68,351	1　その他の減分	△ 68,351	新陳代謝に係る減分 △ 998　千円 所属会計変更等に係る減分 △ 755　千円 育児休業等に係る減分 △ 66,598　千円	職員数の異動状況 （現に在職する職員数）　（その他）　（計） 補正後　1,017(166)人　(　)人　1,017(166)人 補正前　1,020(166)人　(　)人　1,020(166)人 比　較　△3(　)人　(　)人　△3(　)人
職 員 手 当	△ 77,033	1　その他の増減分	△ 77,033		扶養手当　△ 1,281　千円 管理職手当　△ 8,523　千円 地域手当　△ 8,252　千円 通勤手当　△ 6,846　千円 夜間勤務手当　△ 587　千円 時間外及び休日勤務手当　△ 36,440　千円 住居手当　△ 12,171　千円 期末勤勉手当　△ 80,022　千円 退職手当　77,116　千円 単身赴任手当　△ 27　千円

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	年度	補正区分	全体計 年割額	全体計 左の財 特定財 国府支出金	全体計 左の財 特定財 地方債	前年度末までの支出額	前前年度末までの支出額	前年度末までの支出額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	計画 源内訳 その他	計画 源内訳 一般財源
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	千円
2 総務費	2 徴税費	路線価付設事業（継続費）	令和元年度(2019年度)	補正前	7,412					4,860	2,552	7,412		53.2		7,412
				補正												
				補正後	7,412					4,860	2,552	7,412		81.2		7,412
			令和2年度(2020年度)	補正前	6,524						6,524	6,524		46.8		6,524
				補正	△4,806						△4,806	△4,806				△4,806
				補正後	1,718						1,718	1,718		18.8		1,718
			計	補正前	13,936					4,860	9,076	13,936		100.0		13,936
				補正	△4,806						△4,806	△4,806				△4,806
				補正後	9,130					4,860	4,270	9,130		100.0		9,130
3 民生費	1 社会福祉費	生活介護等基盤整備事業（継続費）	令和2年度(2020年度)	補正前	290,600	123,300	150,500				290,600	290,600		57.0		16,800
				補正	△278,610	△111,400	△150,500				△278,610	△278,610				△16,710
				補正後	11,990	11,900					11,990	11,990		2.4		90
			令和3年度(2021年度)	補正前	219,000	109,500	98,500						219,000	43.0		11,000
				補正	△179,115	△109,500	△62,700						△179,116			△6,915
				補正後	39,885		35,800						39,884	7.8		4,085
			令和4年度(2022年度)	補正前												
				補正	457,725	134,484	224,500						457,725			98,741
				補正後	457,725	134,484	224,500						457,725	89.8		98,741
			計	補正前	509,600	232,800	249,000				290,600	290,600	219,000	100.0		27,800
				補正		△86,416	11,300				△278,610	△278,610	278,609			75,116
				補正後	509,600	146,384	260,300				11,990	11,990	497,609	100.0		102,916

款	項	事業名	年度	補正区分	全体計 年割額	左の財 特定財 国府支出金	左の財 特定財 地方債	画源内訳 その他	画源内訳 一般財源	前前年度末までの支出額	前年度末までの支出額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
					千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
8 土木費	4 都市計画費	箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設整備事業（継続費）	平成26年度(2014年度)	補正前	12,204	2,800			9,404	12,204	12,204		12,204		0.2
				補正											
				補正後	12,204	2,800			9,404	12,204	12,204		12,204		0.2
			平成27年度(2015年度)	補正前	44,516				44,516	44,516	44,516		44,516		0.8
				補正											
				補正後	44,516				44,516	44,516	44,516		44,516		0.8
			平成28年度(2016年度)	補正前	1,811,627	942,500	858,000		11,127	1,722,673	1,722,673	88,954	1,811,627		33.0
				補正											
				補正後	1,811,627	942,500	858,000		11,127	1,722,673	1,722,673	88,954	1,811,627		33.0
			平成29年度(2017年度)	補正前	610,763	395,266	193,200		22,297	420,325	420,325	190,438	610,763		11.2
				補正											
				補正後	610,763	395,266	193,200		22,297	420,325	420,325	190,438	610,763		11.2
			平成30年度(2018年度)	補正前	383,108	18,434	326,500		38,174	382,906	382,906	202	383,108		7.0
				補正											
				補正後	383,108	18,434	326,500		38,174	382,906	382,906	202	383,108		7.0
			令和元年度(2019年度)	補正前	78,406	39,203	35,200		4,003		59,755	18,651	78,406		1.4
				補正											
				補正後	78,406	39,203	35,200		4,003		59,755	18,651	78,406		1.4
			令和2年度(2020年度)	補正前	768,026	287,258	432,200		48,568			768,026	768,026		14.0
				補正	△744,993	△275,742	△421,900		△47,351			△744,993	△744,993		
				補正後	23,033	11,516	10,300		1,217			23,033	23,033		0.4
			令和3年度(2021年度)	補正前	1,030,869	386,430	579,500		64,939					1,030,869	18.8
				補正	46,884	△305,852	317,800		34,936					46,884	
				補正後	1,077,753	80,578	897,300		99,875					1,077,753	19.7
			令和4年度(2022年度)	補正前	744,993	275,742	421,900		47,351					744,993	13.6
				補正	28,939	△190,730	198,000		21,669					28,939	
				補正後	773,932	85,012	619,900		69,020					773,932	14.1
			令和5年度(2023年度)	補正前											
				補正	669,170	247,309	379,500		42,361					669,170	
				補正後	669,170	247,309	379,500		42,361					669,170	12.2
			計	補正前	5,484,512	2,347,633	2,846,500		290,379	2,582,624	2,642,379	1,066,271	3,708,650	1,775,862	100.0
				補正		△525,015	473,400		51,615			△744,993	△744,993	744,993	
				補正後	5,484,512	1,822,618	3,319,900		341,994	2,582,624	2,642,379	321,278	2,963,657	2,520,855	100.0

繰 越 明 許 費 説 明 書

（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）5 財産管理費
（事業名）庁舎管理事業（臨時）

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	庁舎管理事業（臨時）において、教育センターの移転が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
7 報償費	報償金	80			
10 需用費	消耗品費	1,426			
	修繕料	3,768			
12 委託料	委託料	8,221		4,494	
14 工事請負費	工事請負費	26,470			
17 備品購入費	庁用器具費	1,192			
計		41,157		4,494	

（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）12 安全都市推進費
（事業名）新型コロナウイルス市緊急支援事業（市内公共交通整備）

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	新型コロナウイルス市緊急支援事業（市内公共交通整備）において、車両の配備完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
18 負担金補助及び交付金	補助金	161,899		161,899	
計		161,899		161,899	

（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）15 防災対策費
（事業名） 地域防災力向上事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの 補正前	補正後	繰越事由
		千円	千円	千円	地域防災力向上事業において、緊急事態宣言の発令により、防災士養成研修の開催が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
1 報酬	非常勤職員報酬	267			
7 報償費	報償金	257		91	
8 旅費	費用弁償	163			
	特別旅費	60			
10 需用費	消耗品費	314			
	印刷製本費	148			
11 役務費	通信運搬費	338			
	損害保険料	2,966			
18 負担金補助及び交付金	負担金	2,100		312	
	交付金	650			
計		7,263		403	

（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）15 防災対策費
（事業名）新型コロナウイルス市緊急支援事業（避難所環境整備）

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
10 需用費	消耗品費	20,000		11,677	新型コロナウイルス市緊急支援事業（避難所環境整備）において、資器材の配備完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
計		20,000		11,677	

（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）15 防災対策費
（事業名）急傾斜地崩壊対策工事費負担事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	急傾斜地崩壊対策工事費負担事業において、大阪府の工事発注が遅れたことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
10 需用費	印刷製本費	2			
11 役務費	通信運搬費	7			
13 使用料及び賃借料	使用料	3			
18 負担金補助及び交付金	負担金	7,250		4,500	
計		7,262		4,500	

（款）2 総務費
（項）1 総務管理費
（目）15 防災対策費
（事業名）水防整備事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
12 委託料	委託料	77,244		33,697	水防整備事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	299,000		299,000	
計		376,244		332,697	

（款）4 衛生費
（項）1 保健衛生費
（目）2　予防費
（事業名）新型コロナウイルスワクチン接種事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
10 需用費	消耗品費	682		682	新型コロナウイルスワクチン接種事業において、国の事業スケジュールの変更により、接種完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	印刷製本費	432		432	
11 役務費	通信運搬費	2,573		2,571	
	手数料	145			
12 委託料	委託料	56,867		50,973	
計		60,699		54,658	

（款）6 農林水産業費
（項）1 農業費
（目）3　農業振興費
（事業名）農業公社支援事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
10 需用費	光熱水費	563			農業公社支援事業において、貸付が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	修繕料	817			
11 役務費	通信運搬費	75			
	自動車損害保険料	26			
12 委託料	委託料	1,121			
18 備品購入費	機械器具費	7,446			
20 貸付金	貸付金	20,000		10,000	
26 公課費	公課費	38			
計		30,086		10,000	

（款）6 農林水産業費
（項）1 農業費
（目）4　農地費
（事業名）農地施設補修及び改修事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
10 需用費	消耗品費	10			農地施設補修及び改修事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	修繕料	8,021			
14 工事請負費	工事請負費	41,009		34,750	
計		49,040		34,750	

（款）7 商工費
（項）1 商工費
（目）2　商工業振興費
（事業名）休業要請外支援金支給事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	休業要請外支援金支給事業において、大阪府の事業完了が翌年度になることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
10 需用費	印刷製本費	18			
11 役務費	通信運搬費	82			
18 負担金補助及び交付金	交付金	410,000		9,500	
計		410,100		9,500	

（款）7 商工費
（項）1 商工費
（目）2　商工業振興費
（事業名）新型コロナウイルス市緊急支援事業（プレミアム付商品券）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
18 負担金補助及び交付金	補　助　金	38,150		33,530	新型コロナウイルス市緊急支援事業（プレミアム付商品券）において、事業の完了が翌年度になることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
計		38,150		33,530	

（款）8 土木費
（項）2 道路橋りょう費
（目）2　道路維持・交通安全施設整備事業費
（事業名）道路安全対策事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
12 委託料	委託料	56,740		35,363	道路安全対策事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	19,800		15,800	
計		76,540		51,163	

（款）8 土木費
（項）2 道路橋りょう費
（目）2　道路維持・交通安全施設整備事業費
（事業名）橋りょう長寿命化対策事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	橋りょう長寿命化対策事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委託料	委託料	30,470			
14 工事請負費	工事請負費	71,471		49,481	
計		101,941		49,481	

（款）8 土木費
（項）2 道路橋りょう費
（目）2　道路維持・交通安全施設整備事業費
（事業名）道路安全対策事業（Ｒ２国補正３号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	道路安全対策事業（Ｒ２国補正３号）において、国庫支出金が措置されることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	64,139		64,139	
計		64,139		64,139	

（款）8 土木費
（項）2 道路橋りょう費
（目）2　道路維持・交通安全施設整備事業費
（事業名）橋りょう長寿命化対策事業（Ｒ２国補正３号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	橋りょう長寿命化対策事業（Ｒ２国補正３号）において、国庫支出金が措置されることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委託料	委託料	36,822		36,822	
計		36,822		36,822	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）2　公園維持費
（事業名）荒内谷公園改修事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	荒内谷公園改修事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委託料	委託料	11,523			
14 工事請負費	工事請負費	73,377		73,377	
計		84,900		73,377	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）2　公園維持費
（事業名）公園リニューアル事業（Ｒ２国補正３号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	公園リニューアル事業（Ｒ２国補正３号）において、国庫支出金が措置されたことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	48,000		48,000	
計		48,000		48,000	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）5　地域整備推進費
（事業名）箕面船場阪大前駅前地区第１期ＰＦＩ整備事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	箕面船場阪大前駅前地区第１期ＰＦＩ整備事業において、新型コロナウイルス感染拡大による工事中断により、事業完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
18 負担金補助及び交付金	負担金	6,636,661		1,050,362	
計		6,636,661		1,050,362	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）5　地域整備推進費
（事業名）箕面船場阪大前駅前地区第２期ＰＦＩ整備事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	箕面船場阪大前駅前地区第２期ＰＦＩ整備事業において、新型コロナウイルス感染拡大による工事中断により、事業完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
18 負担金補助及び交付金	負担金	973,337		63,124	
計		973,337		63,124	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）5　地域整備推進費
（事業名）新病院周辺まちづくり整備事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
12 委託料	委託料	19,000		19,000	新病院周辺まちづくり整備事業において、事業の完了が翌年度になることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
計		19,000		19,000	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）6　街路事業費
（事業名）都市計画道路整備事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	都市計画道路整備事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
11 役務費	手数料	60		40	
12 委託料	委託料	81,919		38,484	
14 工事請負費	工事請負費	295,265		193,225	
16 公有財産購入費	土地購入費	475,923		121,493	
21 補償補填及び賠償金	補償金	1,516			
計		854,683		353,242	

（款）8 土木費
（項）4 都市計画費
（目）6　街路事業費
（事業名）都市計画道路整備事業（Ｒ２国補正３号）

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	都市計画道路整備事業（Ｒ２国補正３号）において、国庫支出金が措置されることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 委託料	委託料	6,500		6,500	
16 公有財産購入費	土地購入費	155,630		54,576	
21 補償補填及び賠償金	補償金	7,219		5,890	
計		169,349		66,966	

（款）8 土木費
（項）5 住宅費
（目）1　住宅管理費
（事業名）市営住宅改修事業

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
12 委託料	委託料	8,384		7,461	市営住宅改修事業において、関係者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度に使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	98,958		98,958	
計		107,342		106,419	

（款）9 消防費
（項）1 消防費
（目）1　常備消防費
（事業名）常備消防車両購入更新事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	常備消防車両購入更新事業において、車両の配備完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
11 役務費	自動車損害保険料	35		8	
12 委託料	委託料	1,298		261	
17 備品購入費	機械器具費	101,244		12,650	
18 公課費	公課費	214		50	
計		102,791		12,969	

（款）10 教育費
（項）1 教育総務費
（目）3　教育指導費
（事業名）いじめ防止対策事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
1 報酬	非常勤職員報酬	4,010		404	いじめ防止対策事業において、関係者との調整に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
8 旅費	費用弁償	278		278	
11 役務費	通信運搬費	33			
	筆耕翻訳料	1,168		447	
計		5,489		1,129	

（款）10 教育費
（項）1 教育総務費
（目）3　教育指導費
（事業名）新型コロナウイルス緊急対策事業（学校教育）（Ｒ２国補正３号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	新型コロナウイルス緊急対策事業（学校教育）（Ｒ２国補正３号）において、国庫支出金が措置されることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
10 需用費	消耗品費	29,014		29,014	
18 負担金補助及び交付金	交付金	1,386		1,386	
計		30,400		30,400	

（款）10 教育費
（項）1 教育総務費
（目）7　小中一貫校整備費
（事業名）止々呂美小中一貫校増築事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	止々呂美小中一貫校増築事業において、新型コロナウイルス感染拡大による工事中断により、事業完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
10 需用費	消耗品費	2,961		2,961	
12 委託料	委託料	16,886		16,886	
14 工事請負費	工事請負費	532,831		488,963	
17 備品購入費	庁用器具費	4,826		4,826	
計		557,504		513,636	

（款）10 教育費
（項）2 小学校費
（目）1　学校管理費
（事業名）新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正１号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
14 工事請負費	工事請負費	51,602		51,602	新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正１号）において、工事計画の見直しに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
計		51,602		51,602	

（款）10 教育費
（項）3 中学校費
（目）1　学校管理費
（事業名）新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正１号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正１号）において、工事計画の見直しに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	2,650		2,650	
計		2,650		2,650	

（款）10 教育費
（項）5 社会教育費
（目）1　社会教育総務費
（事業名）成人祭開催事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
7 報償費	報償金	96		96	成人祭開催事業において、新型コロナウイルス感染拡大により、開催時期が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
10 需用費	消耗品費	25		25	
	印刷製本費	488		470	
11 役務費	通信運搬費	507		396	
	手数料	88		88	
12 委託料	委託料	5,556		5,556	
13 使用料及び賃借料	使用料	3,896		3,668	
計		10,656		10,299	

（款）10 教育費
（項）6 保健体育費
（目）2　保健体育施設費
（事業名）新型コロナウイルス緊急対策事業（保健スポーツ）（Ｒ２国補正１号）

節	細　節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
12 委託料	委託料	9,950		3,110	新型コロナウイルス緊急対策事業（保健スポーツ）（Ｒ２国補正１号）において、事業の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
14 工事請負費	工事請負費	95,000		95,000	
計		104,950		98,110	

（款）10 教育費
　（項）6 保健体育費
　　（目）2　保健体育施設費
　　（事業名）総合水泳・水遊場整備事業

節	細節	予算額	左のうち その性質上繰り越さなければならないと予想されるもの		繰越事由
			補正前	補正後	
		千円	千円	千円	
8 旅費	普通旅費	8		8	総合水泳・水遊場整備事業において、造成工事の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	特別旅費	173		89	
10 需用費	消耗品費	123			
	印刷製本費	2		2	
11 役務費	通信運搬費	14			
12 委託料	委託料	12,177		16	
14 工事請負費	工事請負費	135,789		135,790	
計		148,286		135,905	

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

ものについての前年度末までの支出額
関する調書

事　　項	補正区分	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
							特定財源			一般財源
			期　間	金　額	期　間	金　額	国府支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
総合運動場管理運営事業	補正前									
	補　正	72,214			令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)	72,214				72,214
	補正後	72,214			令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)	72,214				72,214

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　分	補正区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	補正前	22,907,152	26,481,781	(4,030,100) 10,186,000	1,109,552	39,588,329
	補正			△ 986,600		△ 986,600
	補正後	22,907,152	26,481,781	(4,030,100) 9,199,400	1,109,552	38,601,729
(1) 社会福祉・厚生文化	補正前	751,985	739,502	(96,300) 150,500	88,608	897,694
	補正			△ 150,500		△ 150,500
	補正後	751,985	739,502	(96,300)	88,608	747,194
(3) 道路・街路	補正前	2,237,208	2,712,234	(268,900) 880,600	172,918	3,688,816
	補正			△ 500,000		△ 500,000
	補正後	2,237,208	2,712,234	(268,900) 380,600	172,918	3,188,816
(4) 公園・緑地	補正前	243,428	189,990	84,900	31,049	243,841
	補正			15,000		15,000
	補正後	243,428	189,990	99,900	31,049	258,841
(7) 消防施設	補正前	192,167	286,799	(261,700) 68,000	42,643	573,856
	補正			△ 11,000		△ 11,000
	補正後	192,167	286,799	(261,700) 57,000	42,643	562,856
(11) 社会教育・スポーツ	補正前	482,274	421,312	34,100	42,056	413,356
	補正			△ 11,500		△ 11,500
	補正後	482,274	421,312	22,600	42,056	401,856
(12) その他	補正前	10,176,126	12,342,666	(3,073,200) 7,474,000	206,702	22,683,164
	補正			△ 328,600		△ 328,600
	補正後	10,176,126	12,342,666	(3,073,200) 7,145,400	206,702	22,354,564

（単位　千円）

区　　分	補　正 区　分	前前年度末 現　在　高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 災害復旧債	補正前	279,839	324,971		15,636	309,335
	補　正			47,900		47,900
	補正後	279,839	324,971	47,900	15,636	357,235
(1) 公共土木施設	補正前	257,443	304,471		13,651	290,820
	補　正			47,900		47,900
	補正後	257,443	304,471	47,900	13,651	338,720
3 その他	補正前	16,859,724	16,598,220	1,050,000	1,457,824	16,190,396
	補　正			533,287		533,287
	補正後	16,859,724	16,598,220	1,583,287	1,457,824	16,515,583
(2) 臨時財政対策債	補正前	16,151,648	16,055,358	1,050,000	1,313,389	15,791,969
	補　正			325,187		325,187
	補正後	16,151,648	16,055,358	1,375,187	1,313,389	16,117,156
(3) 減収補てん債	補正前					
	補　正			208,100		208,100
	補正後			208,100		208,100
合　　計	補正前	40,046,715	43,404,972	(4,030,100) 11,236,000	2,583,012	56,088,060
	補　正			△ 405,413		△ 405,413
	補正後	40,046,715	43,404,972	(4,030,100) 10,830,587	2,583,012	55,682,647

注）当該年度中起債見込額欄の（　）は前年度からの繰越分（外書き）である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第４１号議案

令和２年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第２号）

令和２年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 365,565 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 787,233 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 繰　入　金		11,797	△1,164	10,633
	1 他会計繰入金	11,797	△1,164	10,633
2 繰　越　金		1	△1	0
	1 繰　越　金	1	△1	0
3 市　債		783,400	△364,400	419,000
	1 市　債	783,400	△364,400	419,000
歳　入　合　計		1,152,798	△365,565	787,233

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 土地取得費		703,800	△284,700	419,100
	1 土地取得費	703,800	△284,700	419,100
2 公　債　費		448,998	△80,865	368,133
	1 公　債　費	448,998	△80,865	368,133
歳　出　合　計		1,152,798	△365,565	787,233

第 2 表　地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
公共用地先行取得事業	補正前	千円 703,700	普通貸借又は証券発行	%以内 4 (注)	政府その他	年以内 10	年以内 10	半年賦又は年賦、元利均等又は元金均等、その他	必要に応じて繰上償還することができる。
	補正後	419,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

令和２年度

（2020 年度）

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第２号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 繰　　入　　金	11,797	△1,164	10,633
2 繰　　越　　金	1	△1	0
3 市　　債	783,400	△364,400	419,000
4 財　産　収　入	357,600	0	357,600
歳　入　合　計	1,152,798	△365,565	787,233

歳　出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 土地取得費	703,800	△284,700	419,100
2 公債費	448,998	△80,865	368,133
歳出合計	1,152,798	△365,565	787,233

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	△284,700	0	0
0	△79,700	0	△1,165
0	△364,400	0	△1,165

2　歳　　入
(款)　1　繰入金
(項)　1　他会計繰入金

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
1 繰入金			11,797	△1,164	10,633			
	1 他会計繰入金		11,797	△1,164	10,633			
		1 一般会計繰入金	11,797	△1,164	10,633	1 一般会計繰入金	△1,164	**1　一般会計繰入金** △1,164 補正後　10,633,000円－補正前　11,797,000円
2 繰越金			1	△1	0			
	1 繰越金		1	△1	0			
		1 前年度繰越金	1	△1	0	1 前年度繰越金	△1	**1　前年度繰越金** △1 補正後　0円－補正前　1,000円
3 市債			783,400	△364,400	419,000			
	1 市債		783,400	△364,400	419,000			
		1 公共用地先行取得事業債	783,400	△364,400	419,000	1 公共用地先行取得事業債	△364,400	**1　公共用地先行取得事業債** △284,700 補正後　419,000,000円－補正前　703,700,000円 **2　平成２８年度公共用地先行取得事業債借換債** △79,700 補正後　0円－補正前　79,700,000円

(款)　3　市債
(項)　1　市債

3　歳　　出
(款)　1　土地取得費
(項)　1　土地取得費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
1 土地取得費			703,800	△284,700	419,100	市債	△284,700				
	1 土地取得費		703,800	△284,700	419,100	市債	△284,700				
		1 公共用地先行取得事業費	703,800	△284,700	419,100	市債	△284,700	11 役務費	△123	**54 都市計画道路事業用地取得事業【地域活性化室】**	**△284,700**
										11 役務費	**△123**
										3 手数料	△123
								12 委託料	△34,714	**12 委託料**	**△34,714**
										1 委託料	△34,714
								16 公有財産購入費	△245,996	不動産鑑定評価委託他	△34,714
										16 公有財産購入費	**△245,996**
								21 補償補填及び賠償金	△3,867	1 土地購入費	△245,996
										都市計画道路事業用地	△245,996
										21 補償補填及び賠償金	**△3,867**
										1 補償金	△3,867
										建物等移転補償	△3,867
2 公債費			448,998	△80,865	368,133	市債	△79,700				
						一般財源	△1,165				
	1 公債費		448,998	△80,865	368,133	市債	△79,700				
						一般財源	△1,165				
		1 元金	437,300	△79,700	357,600	市債	△79,700	22 償還金利子及び割引料	△79,700	**1 公債費元金償還事業【地域活性化室】**	**△79,700**
										22 償還金利子及び割引料	**△79,700**
										1 償還金	△79,700
										市中銀行	△79,700
		2 利子	11,698	△1,165	10,533	一般財源	△1,165	22 償還金利子及び割引料	△1,165	**1 公債費利子償還事業【地域活性化室】**	**△1,165**
										22 償還金利子及び割引料	**△1,165**
										2 利子及び割引料	△1,165
										市中銀行	△1,165

(款)　2　公債費
(項)　1　公債費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位　千円）

区　　分	補　正 区　分	前前年度末 現　在　高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1　普　通　債	補正前	4,819,600	5,343,500	703,700	357,600	5,689,600
	補　正			△ 284,700		△ 284,700
	補正後	4,819,600	5,343,500	419,000	357,600	5,404,900
(1) 公共用地先行取得事業債	補正前	4,819,600	5,343,500	703,700	357,600	5,689,600
	補　正			△ 284,700		△ 284,700
	補正後	4,819,600	5,343,500	419,000	357,600	5,404,900
合　　計	補正前	4,819,600	5,343,500	703,700	357,600	5,689,600
	補　正			△ 284,700		△ 284,700
	補正後	4,819,600	5,343,500	419,000	357,600	5,404,900

第４２号議案

令和２年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第５号）

令和２年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,400 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 13,785,531 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		3,229,851	△28,777	3,201,074
	1 国民健康保険料	3,229,851	△28,777	3,201,074
4 国庫支出金		3,696	28,777	32,473
	1 国庫補助金	3,696	28,777	32,473
5 府支出金		9,271,392	△167	9,271,225
	1 府補助金	9,271,391	△167	9,271,224
7 繰入金		1,178,030	89,567	1,267,597
	1 他会計繰入金	1,178,030	89,567	1,267,597
歳入合計		13,696,131	89,400	13,785,531

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 国民健康保険事業費納付金		4,262,894	△121	4,262,773
	3 介護納付金分	292,407	△121	292,286
5 保健事業費		145,804	△32,015	113,789
	2 特定健康診査等事業費	106,457	△32,015	74,442
7 諸支出金		43,172	7,461	50,633
	1 償還金及び還付加算金	43,172	7,461	50,633
8 予備費		2,000	114,075	116,075
	1 予備費	2,000	114,075	116,075
歳出合計		13,696,131	89,400	13,785,531

令和２年度

（2020 年度）

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第５号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,229,851	△28,777	3,201,074
2 一部負担金	103	0	103
3 使用料及び手数料	1,714	0	1,714
4 国庫支出金	3,696	28,777	32,473
5 府支出金	9,271,392	△167	9,271,225
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,178,030	89,567	1,267,597
8 諸収入	11,344	0	11,344
歳入合計	13,696,131	89,400	13,785,531

歳　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	223,028	0	223,028	0	0	0	0
2 保険給付費	9,019,230	0	9,019,230	0	0	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	4,262,894	△121	4,262,773	1,911	0	△1,898	△134
4 共同事業拠出金	2	0	2	0	0	0	0
5 保健事業費	145,804	△32,015	113,789	△167	0	0	△31,848
6 基金積立金	1	0	1	0	0	0	0
7 諸支出金	43,172	7,461	50,633	0	0	0	7,461
8 予備費	2,000	114,075	116,075	0	0	0	114,075
歳出合計	13,696,131	89,400	13,785,531	1,744	0	△1,898	89,554

2　歳　　入
(款)　1　国民健康保険料
(項)　1　国民健康保険料

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
1 国民健康保険料			3,229,851	△28,777	3,201,074			
	1 国民健康保険料		3,229,851	△28,777	3,201,074			
		1 一般被保険者国民健康保険料	3,225,275	△28,777	3,196,498	1 医療給付費分現年課料分	△20,709	**1　医療給付費分現年課料分** △20,709 補正後 2,098,029,000円－補正前 2,118,738,000円
						2 後期高齢者支援金分現年課料分	△6,170	**1　後期高齢者支援金分現年課料分** △6,170 補正後　619,614,000円－補正前　625,784,000円
						3 介護納付金分現年課料分	△1,898	**1　介護納付金分現年課料分** △1,898 補正後　205,246,000円－補正前　207,144,000円
4 国庫支出金			3,696	28,777	32,473			
	1 国庫補助金		3,696	28,777	32,473			
		2 災害等臨時特例補助金	0	28,777	28,777	1 災害等臨時特例補助金	28,777	**1　災害等臨時特例補助金** 28,777 28,777×10／10＝28,777
5 府支出金			9,271,392	△167	9,271,225			
	1 府補助金		9,271,391	△167	9,271,224			
		2 府補助金	13,413	△167	13,246	1 保健事業費補助金	△167	**1　保健事業費補助金** △167 補正後　809,000円－補正前　976,000円
7 繰入金			1,178,030	89,567	1,267,597			
	1 他会計繰入金		1,178,030	89,567	1,267,597			
		1 一般会計繰入金	1,178,030	89,567	1,267,597	1 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	37,273	**1　保険料軽減繰入金** 37,273 補正後　588,600,000円－補正前　551,327,000円
						2 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	12,684	**1　保険者支援繰入金** 12,684 補正後　310,226,000円－補正前　297,542,000円
						5 財政安定化支援事業繰入金	35,249	**1　財政安定化支援事業繰入金** 35,249 補正後　64,700,000円－補正前　29,451,000円
						6 その他一般会計繰入金	4,361	**1　その他一般会計繰入金** 4,361 補正後　56,767,000円－補正前　52,406,000円

(款)　7　繰入金
(項)　1　他会計繰入金

3　歳　　出
(款)　3　国民健康保険事業費納付金
(項)　3　介護納付金分

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
3 国民健康保険事業費納付金			4,262,894	△121	4,262,773	国民健康保険料 国庫支出金 一般財源	△1,898 1,911 △134
	3 介護納付金分		292,407	△121	292,286	国民健康保険料 国庫支出金 一般財源	△1,898 1,911 △134
		1 介護納付金分	292,407	△121	292,286	国民健康保険料 国庫支出金 一般財源	△1,898 1,911 △134
5 保健事業費			145,804	△32,015	113,789	府支出金 一般財源	△167 △31,848
	2 特定健康診査等事業費		106,457	△32,015	74,442	府支出金 一般財源	△167 △31,848
		1 特定健康診査等事業費	106,457	△32,015	74,442	府支出金 一般財源	△167 △31,848
7 諸支出金			43,172	7,461	50,633	一般財源	7,461
	1 償還金及び還付加算金		43,172	7,461	50,633	一般財源	7,461
		6 特定健康診査等負担金償還金	1	7,461	7,462	一般財源	7,461
8 予備費			2,000	114,075	116,075	一般財源	114,075
	1 予備費		2,000	114,075	116,075	一般財源	114,075
		1 予備費	2,000	114,075	116,075	一般財源	114,075

節 区分	金額	説明	
	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	△121	**1　介護納付金分事業費納付事業【国民健康保険室】**	**△121**
		18　負担金補助及び交付金	**△121**
		5　拠出金	△121
		介護納付金分　△121	
12 委託料	△32,015	**39　生活習慣病健診実施事業（特定健康診査受診管理）**	**△30,144**
		【国民健康保険室】	
		12　委託料	**△30,144**
		1　委託料	△30,144
		特定健康診査委託他　△30,144	
		40　生活習慣病健診実施事業（特定保健指導）【地域保健室】	**△1,871**
		12　委託料	**△1,871**
		1　委託料	△1,871
		特定保健指導委託　△1,871	
22 償還金利子及び割引料	7,461	**1　諸支出金事業（特定健康診査等負担金償還金）【国民健康保険室】**	**7,461**
		22　償還金利子及び割引料	**7,461**
		1　償還金	7,461
		特定健康診査等負担金返還金　7,461	

(款)　8　予備費
(項)　1　予備費

第４３号議案

令和２年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第４号）

令和２年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 356,338 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 11,732,731 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		2,374,722	△5,111	2,369,611
	1 介護保険料	2,374,722	△5,111	2,369,611
3 国庫支出金		2,314,286	63,751	2,378,037
	1 国庫負担金	1,912,055	11,237	1,923,292
	2 国庫補助金	402,231	52,514	454,745
4 支払基金交付金		2,913,594	6,592	2,920,186
	1 支払基金交付金	2,913,594	6,592	2,920,186
5 府支出金		1,571,347	6,071	1,577,418
	1 府負担金	1,471,025	7,622	1,478,647
	2 府補助金	100,322	△1,551	98,771
6 財産収入		1	56	57
	1 財産運用収入	1	56	57
7 繰入金		2,172,945	△21,903	2,151,042
	1 他会計繰入金	1,788,758	△20,049	1,768,709
	2 基金繰入金	384,187	△1,854	382,333
8 繰越金		23,989	306,874	330,863
	1 繰越金	23,989	306,874	330,863
9 諸収入		5,267	8	5,275
	2 市預金利子	1	8	9
歳入合計		11,376,393	356,338	11,732,731

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		277,948	△18,514	259,434
	1 総務管理費	207,228	△13,800	193,428
	3 介護認定審査会費	62,397	△4,714	57,683
3 地域支援事業費		660,078	△8,058	652,020
	3 包括的支援事業及び任意事業費	273,362	△8,058	265,304
4 基金積立金		1	382,910	382,911
	1 基金積立金	1	382,910	382,911
歳出合計		11,376,393	356,338	11,732,731

令和２年度

（2020 年度）

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第４号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 保　険　料	2,374,722	△5,111	2,369,611
2 使用料及び手数料	242	0	242
3 国　庫　支　出　金	2,314,286	63,751	2,378,037
4 支払基金交付金	2,913,594	6,592	2,920,186
5 府　支　出　金	1,571,347	6,071	1,577,418
6 財　産　収　入	1	56	57
7 繰　入　金	2,172,945	△21,903	2,151,042
8 繰　越　金	23,989	306,874	330,863
9 諸　収　入	5,267	8	5,275
歳　入　合　計	11,376,393	356,338	11,732,731

歳　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	277,948	△18,514	259,434	0	0	0	△18,514
2 保険給付費	10,409,484	0	10,409,484	0	0	0	0
3 地域支援事業費	660,078	△8,058	652,020	△2,638	0	0	△5,420
4 基金積立金	1	382,910	382,911	0	0	56	382,854
5 諸支出金	26,882	0	26,882	0	0	0	0
6 予備費	2,000	0	2,000	0	0	0	0
歳出合計	11,376,393	356,338	11,732,731	△2,638	0	56	358,920

2　歳　　入
(款)　1　保険料
(項)　1　介護保険料

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
1 保険料			2,374,722	△5,111	2,369,611			
	1 介護保険料		2,374,722	△5,111	2,369,611			
		1 第一号被保険者保険料	2,374,722	△5,111	2,369,611	1 現年度分	△5,111	**1　特別徴収保険料　△4,033** 補正後 2,154,933,000円－補正前 2,158,966,000円 **2　普通徴収保険料　△1,078** 補正後　208,678,000円－補正前　209,756,000円
3 国庫支出金			2,314,286	63,751	2,378,037			
	1 国庫負担金		1,912,055	11,237	1,923,292			
		1 介護給付費等負担金	1,912,055	11,237	1,923,292	2 過年度分	11,237	**1　過年度分　11,237** 補正後　11,238,000円－補正前　1,000円
	2 国庫補助金		402,231	52,514	454,745			
		2 地域支援事業交付金	181,564	△3,102	178,462	2 包括的支援事業及び任意事業費交付金	△3,102	**1　現年度分　△3,102** 補正後　102,141,000円－補正前　105,243,000円
		3 保険者機能強化推進交付金	0	25,130	25,130	1 保険者機能強化推進交付金	25,130	**1　保険者機能強化推進交付金　25,130**
		4 介護保険保険者努力支援交付金	0	25,375	25,375	1 介護保険保険者努力支援交付金	25,375	**1　介護保険保険者努力支援交付金　25,375**
		6 介護保険災害等臨時特例補助金	0	5,111	5,111	1 介護保険災害等臨時特例補助金	5,111	**1　介護保険災害等臨時特例補助金　5,111** 8,519×3／5≒5,111
4 支払基金交付金			2,913,594	6,592	2,920,186			
	1 支払基金交付金		2,913,594	6,592	2,920,186			
		1 介護給付費交付金	2,810,560	6,592	2,817,152	2 過年度分	6,592	**1　過年度分　6,592** 補正後　6,593,000円－補正前　1,000円
5 府支出金			1,571,347	6,071	1,577,418			
	1 府負担金		1,471,025	7,622	1,478,647			
		1 介護給付費等負担金	1,471,025	7,622	1,478,647	2 過年度分	7,622	**1　過年度分　7,622** 補正後　7,623,000円－補正前　1,000円
	2 府補助金		100,322	△1,551	98,771			
		1 地域支援事業交付金	100,322	△1,551	98,771	2 包括的支援事業及び任意事業費交付金	△1,551	**1　現年度分　△1,551** 補正後　51,070,000円－補正前　52,621,000円
6 財産収入			1	56	57			

(款)　6　財産収入
(項)

（款）　6　財産収入
（項）　1　財産運用収入

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
6	1 財産運用収入		1	56	57			
		1 基金収益金	1	56	57	1 介護保険給付費準備基金運用収入	56	**1　介護保険給付費準備基金運用収入** 56 補正後　57,000円－補正前　1,000円
7	繰入金		2,172,945	△21,903	2,151,042			
	1 他会計繰入金		1,788,758	△20,049	1,768,709			
		1 一般会計繰入金	1,788,758	△20,049	1,768,709	2 地域支援事業繰入金	△1,551	**2　包括的支援事業及び任意事業費繰入金** △1,551 補正後　51,070,000円－補正前　52,621,000円
						3 職員給与費等繰入金	△18,514	**1　職員給与費等繰入金** △18,514 補正後　256,893,000円－補正前　275,407,000円
						4 低所得者保険料軽減繰入金	16	**2　低所得者保険料軽減繰入金（過年度分）** 16
	2 基金繰入金		384,187	△1,854	382,333			
		1 介護保険給付費準備基金繰入金	384,187	△1,854	382,333	1 介護保険給付費準備基金繰入金	△1,854	**1　介護保険給付費準備基金繰入金** △1,854 補正後　382,333,000円－補正前　384,187,000円
8	繰越金		23,989	306,874	330,863			
	1 繰越金		23,989	306,874	330,863			
		1 前年度繰越金	23,989	306,874	330,863	1 前年度繰越金	306,874	**1　前年度繰越金** 306,874 補正後　330,863,000円－補正前　23,989,000円
9	諸収入		5,267	8	5,275			
	2 市預金利子		1	8	9			
		1 市預金利子	1	8	9	1 市預金利子	8	**1　金融機関預金利子** 8 補正後　9,000円－補正前　1,000円

（款）　9　諸収入
（項）　2　市預金利子

3　歳　　出
(款)　1　総務費
(項)　1　総務管理費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
1 総務費			277,948	△18,514	259,434	一般財源	△18,514				
	1 総務管理費		207,228	△13,800	193,428	一般財源	△13,800				
		1 一般管理費	207,228	△13,800	193,428	一般財源	△13,800	2 給料	△6,094	**3 一般事務経費（人件費）【介護・医療・年金室】**	**△13,800**
										2 給料	**△6,094**
								3 職員手当等	△4,905	2 一般職給	△6,094
										一般職給 △6,094	
								4 共済費	△2,801	**3 職員手当等**	**△4,905**
										4 地域手当	△549
										9 時間外及び休日勤務手当	△1,894
										11 期末勤勉手当	△2,462
										4 共済費	**△2,801**
										3 職員共済組合負担金	△2,801
	3 介護認定審査会費		62,397	△4,714	57,683	一般財源	△4,714				
		1 介護認定審査会費	47,195	△2,337	44,858	一般財源	△2,337	1 報酬	△2,337	**10 介護認定審査会事業【高齢福祉室】**	**△2,337**
										1 報酬	**△2,337**
										3 非常勤職員報酬	△2,337
										介護認定審査会委員 △2,337	
		2 認定調査等費	15,202	△2,377	12,825	一般財源	△2,377	12 委託料	△2,377	**11 認定調査事業【高齢福祉室】**	**△2,377**
										12 委託料	**△2,377**
										1 委託料	△2,377
										要介護認定調査業務委託 △2,377	
3 地域支援事業費			660,078	△8,058	652,020	国庫支出金	△1,087				
						府支出金	△1,551				
						一般財源	△5,420				
	3 包括的支援事業及び任意事業費		273,362	△8,058	265,304	国庫支出金	△1,087				
						府支出金	△1,551				
						一般財源	△5,420				
		1 包括的支援事業費	196,919	△6,312	190,607	国庫支出金	△2,430	2 給料	△1,561	**72 地域包括支援センター運営事業（人件費）【地域包括ケア室】**	**△6,312**
						府支出金	△1,215			**2 給料**	**△1,561**
						一般財源	△2,667	3 職員手当等	△3,103	2 一般職給	△1,561
										一般職給 △1,561	
								4 共済費	△1,648	**3 職員手当等**	**△3,103**
										4 地域手当	△186
										9 時間外及び休日勤務手当	△1,347
										11 期末勤勉手当	△1,570
										4 共済費	**△1,648**
										3 職員共済組合負担金	△1,648
		4 生活支援体制整備事業費	31,966	△464	31,502	国庫支出金	439	3 職員手当等	△464	**74 生活支援体制整備事業（人件費）【地域包括ケア室】**	**△464**
						府支出金	△89			**3 職員手当等**	**△464**
						一般財源	△814			9 時間外及び休日勤務手当	△448
										11 期末勤勉手当	△16
		5 認知症総合支援事業費	21,301	△1,282	20,019	国庫支出金	904	3 職員手当等	△949	**69 認知症総合支援事業（人件費）【地域包括ケア室】**	**△1,282**
						府支出金	△247			**3 職員手当等**	**△949**

(款)　3　地域支援事業費
(項)　3　包括的支援事業及び任意

(款)　3　地域支援事業費
(項)　3　包括的支援事業及び任意事業費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
3	3	5 認知症総合支援事業費				一般財源	△1,939	4 共済費	△333	2 扶養手当	△360
										9 時間外及び休日勤務手当	△426
										10 住居手当	△108
										11 期末勤勉手当	△55
										4 共済費	**△333**
										3 職員共済組合負担金	△333
4 基金積立金			1	382,910	382,911	財産収入	56				
						一般財源	382,854				
	1 基金積立金		1	382,910	382,911	財産収入	56				
						一般財源	382,854				
		1 介護保険給付費準備基金積立金	1	382,910	382,911	財産収入	56	24 積立金	382,910	**50 介護保険給付費準備基金積立事業【介護・医療・年金室】**	**382,910**
						一般財源	382,854			**24 積立金**	**382,910**
										16 介護保険給付費準備基金積立金	382,910

(款)　4　基金積立金
(項)　1　基金積立金

給　与　費　明　細　書

1　特 別 職

区分		職員数	給与			費			共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円) 年間支給率 (月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	長等										
	議員										
	その他の特別職	44	14,482					14,482		14,482	
	計	44	14,482					14,482		14,482	
補正前	長等										
	議員										
	その他の特別職	44	16,819					16,819		16,819	
	計	44	16,819					16,819		16,819	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	44	△ 2,337					△ 2,337		△ 2,337	
	計	44	△ 2,337					△ 2,337		△ 2,337	

2　一般職

（1）　総　括

区　分	職員数（人）	給与 報酬（千円）	給与 給料（千円）	給与 職員手当（千円）	給与費 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(15) 30.6	6,608	112,173	83,107	201,888	40,344	242,232	
補正前	(15) 30.6	6,608	119,828	92,528	218,964	45,126	264,090	
比　較			△ 7,655	△ 9,421	△ 17,076	△ 4,782	△ 21,858	

職員手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外及び休日勤務手当（千円）
補正後	1,800	6,060	14,585	2,851	8,777
補正前	2,160	6,060	15,320	2,851	12,892
比　較	△ 360		△ 735		△ 4,115

区　分	住居手当（千円）	期末勤勉手当（千円）
補正後	2,362	46,672
補正前	2,470	50,775
比　較	△ 108	△ 4,103

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　　料	△ 7,655	1　その他の減分	△ 7,655	所属会計変更等に係る減分 △ 7,655　千円	職員数の異動状況 （現に在職する職員数）　（その他）　（計） 補正後　30.6(15)人　(　)人　30.6(15)人 補正前　30.6(15)人　(　)人　30.6(15)人 比　較　( )人　(　)人　( )人
職 員 手 当	△ 9,421	1　その他の減分	△ 9,421		扶養手当　△ 360　千円 地域手当　△ 735　千円 時間外及び休日勤務手当　△ 4,115　千円 住居手当　△ 108　千円 期末勤勉手当　△ 4,103　千円

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

第４４号議案

令和２年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第１号）

令和２年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,799 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2,432,072 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰　　入　　金		325,209	△12,799	312,410
	1 他 会 計 繰 入 金	325,209	△12,799	312,410
歳　入　合　計		2,444,871	△12,799	2,432,072

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総　　務　　費		36,329	△10,105	26,224
	1 総 務 管 理 費	22,948	△10,105	12,843
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,404,442	△2,694	2,401,748
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,404,442	△2,694	2,401,748
歳　出　合　計		2,444,871	△12,799	2,432,072

令和２年度

（2020 年度）

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第１号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	2,115,906	0	2,115,906
2 使用料及び手数料	152	0	152
3 繰入金	325,209	△12,799	312,410
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	3,603	0	3,603
歳入合計	2,444,871	△12,799	2,432,072

歳　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	36,329	△10,105	26,224	0	0	0	△10,105
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,404,442	△2,694	2,401,748	0	0	0	△2,694
3 諸支出金	3,600	0	3,600	0	0	0	0
4 予備費	500	0	500	0	0	0	0
歳出合計	2,444,871	△12,799	2,432,072	0	0	0	△12,799

2　歳　　入
(款)　3　繰入金
(項)　1　他会計繰入金

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
			千円	千円	千円		千円	千円
3 繰入金			325,209	△12,799	312,410			
	1 他会計繰入金		325,209	△12,799	312,410			
		1 一般会計繰入金	325,209	△12,799	312,410			
						1 保険基盤安定繰入金	△2,694	**1　保険料軽減繰入金** **△2,694** 補正後　285,841,000円－補正前　288,535,000円
						2 職員給与費等繰入金	△10,105	**1　職員給与費等繰入金** **△10,105** 補正後　26,569,000円－補正前　36,674,000円

(款)　3　繰入金
(項)　1　他会計繰入金

3　歳　　出
(款)　1　総務費
(項)　1　総務管理費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円		千円
1 総務費			36,329	△10,105	26,224	一般財源	△10,105				
	1 総務管理費		22,948	△10,105	12,843	一般財源	△10,105				
		1 一般管理費	22,948	△10,105	12,843	一般財源	△10,105	2 給料	△4,015	**1 一般事務経費（一般管理費）【介護・医療・年金室】**	**△10,105**
										2 給料	**△4,015**
								3 職員手当等	△4,158	2 一般職給	△4,015
										一般職給	△4,015
								4 共済費	△1,932	**3 職員手当等**	**△4,158**
										3 管理職手当	△765
										4 地域手当	△577
										11 期末勤勉手当	△2,816
										4 共済費	**△1,932**
										3 職員共済組合負担金	△1,932
2 後期高齢者医療広域連合納付金			2,404,442	△2,694	2,401,748	一般財源	△2,694				
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		2,404,442	△2,694	2,401,748	一般財源	△2,694				
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,404,442	△2,694	2,401,748	一般財源	△2,694	18 負担金補助及び交付金	△2,694	**1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・医療・年金室】**	**△2,694**
										18 負担金補助及び交付金	**△2,694**
										4 納付金	△2,694
										保険基盤安定納付金	△2,694

(款)　2　後期高齢者医療広域連合
(項)　1　後期高齢者医療広域連合

給　与　費　明　細　書

1　一般職

（1）　総　括

区　分	職員数（人）	給与 報酬（千円）	給与 給料（千円）	給与 職員手当（千円）	給与 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	（1） 1		6,916	3,780	10,696	2,022	12,718	
補正前	（　） 3		10,931	7,938	18,869	3,954	22,823	
比　較	（1） △ 2		△ 4,015	△ 4,158	△ 8,173	△ 1,932	△ 10,105	

職員手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	時間外及び休日勤務手当（千円）	期末勤勉手当（千円）
補正後	78	315	874	103	423	1,987
補正前	78	1,080	1,451	103	423	4,803
比　較		△ 765	△ 577			△ 2,816

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

（２）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明	備　　考
給　　料	△ 4,015	1　その他の減分	△ 4,015	所属会計変更等に係る減分 △ 4,015　千円	職員数の異動状況 （現に在職する職員数）　（その他）　（計） 補正後　1（ 1 ）人　（　）人　1（ 1 ）人 補正前　3（　）人　（　）人　3（　）人 比　較　△2（ 1 ）人　（　）人　△2（ 1 ）人
職 員 手 当	△ 4,158	1　その他の減分	△ 4,158		管理職手当　△ 765　千円 地域手当　△ 577　千円 期末勤勉手当　△ 2,816　千円

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

第４５号議案

令和２年度箕面市病院事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和２年度箕面市病院事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収			入	
第１款	病院事業収益	9,074,593 千円	129,500 千円	9,204,093 千円
第２項	医業外収益	176,285 千円	129,500 千円	305,785 千円
支			出	
第１款	病院事業費用	10,012,797 千円	33,470 千円	10,046,267 千円
第１項	医業費用	9,757,218 千円	33,470 千円	9,790,688 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収			入	
第１款	資本的収入	214,441 千円	19,000 千円	233,441 千円
第４項	国庫補助金		19,000 千円	19,000 千円

第４条　予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
（1）職員給与費		5,631,273 千円	31,470 千円	5,662,743 千円
	医業費用	5,617,166 千円	31,470 千円	5,648,636 千円

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

予算に関する説明書

令和2年度　箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第4号)

収益的収入及び支出

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			千円 9,074,593	千円 129,500	千円 9,204,093	
	2 医業外収益		176,285	129,500	305,785	
		3 国庫補助金	6,000	129,500	135,500	

支　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			千円 10,012,797	千円 33,470	千円 10,046,267	
	1 医業費用		9,757,218	33,470	9,790,688	
		1 給与費	5,617,166	31,470	5,648,636	
		3 経費	1,624,747	2,000	1,626,747	

資本的収入及び支出

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			千円 214,441	千円 19,000	千円 233,441	
	4 国庫補助金			19,000	19,000	
		1 国庫補助金		19,000	19,000	

令和2年度　箕面市病院事業予定キャッシュ･フロー計算書

（単位：千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1．業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 938,204	96,030	△ 842,174
小計	△ 373,591	96,030	△ 277,561
業務活動によるキャッシュ・フロー　①	△ 380,617	96,030	△ 284,587
2．投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金等による収入		19,000	19,000
投資活動によるキャッシュ・フロー　②	△ 275,901	19,000	△ 256,901
3．財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー　③	600,358		600,358
4．資金の増加額　④＝①+②+③	△ 56,160	115,030	58,870
5．資金期首残高	300,927		300,927
6．資金期末残高	244,767	115,030	359,797

給与費明細書

1　総　括

区　分	職員数		給与費				法定福利費	合　計
	特別職（人）	一般職（人）	報　酬（千円）	給　料（千円）	手　当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	1	(171) 535	277,886	2,000,663	2,504,995	4,783,544	853,954	5,637,498
補正前	1	(171) 535	273,106	2,000,663	2,478,305	4,752,074	853,954	5,606,028
比　較	0	(0) 0	4,780	0	26,690	31,470	0	31,470

手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	特殊勤務手当（千円）	宿日直手当（千円）
補正後	46,702	96,408	276,717	41,797	583,852	11,688
補正前	46,702	96,408	276,717	41,797	557,162	11,688
比　較	0	0	0	0	26,690	0

区　分	夜間勤務手当（千円）	時間外及び休日勤務手当（千円）	住居手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	退職給与金（千円）
補正後	50,331	241,770	48,346	986,886	120,498
補正前	50,331	241,770	48,346	986,886	120,498
比　較	0	0	0	0	0

注1）職員数は、常勤職員数であり、（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

注2）法定福利費及び期末勤勉手当には、賞与引当金繰入額を含む。

2　給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 （千円）	増減事由別内訳	（千円）	説明	備考	
手当	26,690	1 その他の増加分	26,690	26,690 千円	特殊勤務手当	26,690 千円

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）
1 病院事業収益	9,074,593	129,500	9,204,093		
2 医業外収益	176,285	129,500	305,785		
3 国庫補助金	6,000	129,500	135,500		
国庫補助金	6,000	129,500	135,500	新型コロナ入院受入医療機関緊急支援事業補助金	129,500 新規計上

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）
1 病院事業費用	10,012,797	33,470	10,046,267		
1 医業費用	9,757,218	33,470	9,790,688		
1 給与費	5,617,166	31,470	5,648,636		
手当等	2,039,334	26,690	2,066,024	特殊勤務手当	583,852　26,690 増
報酬	273,106	4,780	277,886	会計年度任用職員	275,216　4,780 増
3 経費	1,624,747	2,000	1,626,747		
報償費	201,061	2,000	203,061	救急当直応援医師謝礼	102,265　2,000 増

資本的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）
1 資本的収入	214,441	19,000	233,441		
4 国庫補助金		19,000	19,000		
1 国庫補助金		19,000	19,000		
国庫補助金		19,000	19,000	新型コロナ入院受入医療機関緊急支援事業補助金	19,000 新規計上

第４６号議案

令和２年度箕面市病院事業会計補正予算（第５号）

第１条　令和２年度箕面市病院事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区　　分）		（既決予定量）	（補正予定量）	（　　計　　）
（２）　年間患者数	入院	102,353 人	△21,397 人	80,956 人
	外来	179,820 人	△16,877 人	162,943 人
（３）　一日平均患者数	入院	280 人	△58 人	222 人
	外来	740 人	△69 人	671 人

第３条　予算第３条本文に「なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減収に伴う資金不足の発生に対応するため、特別減収対策企業債 402,000 千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
		収	入	
第１款	病院事業収益	9,204,093 千円	114,934 千円	9,319,027 千円
第１項	医業収益	8,879,620 千円	△1,254,191 千円	7,625,429 千円
第２項	医業外収益	305,785 千円	1,369,125 千円	1,674,910 千円

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
		収	入	
第１款	資本的収入	233,441 千円	46,973 千円	280,414 千円
第３項	負担金	540 千円	700 千円	1,240 千円
第５項	府補助金		46,273 千円	46,273 千円
		支	出	
第１款	資本的支出	404,484 千円	700 千円	405,184 千円
第１項	建設改良費	283,442 千円	700 千円	284,142 千円

第５条　予算第５条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
	千円							
特別減収対策事業	402,000	普通貸借（証書借入）又は証券発行	年４％以内	政府 地方公共団体 金融機構他	10年以内	3年以内	半年賦又は年賦 元利均等又は元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融資条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

予算に関する説明書

令和2年度　箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第5号)

収益的収入及び支出

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			千円 9,204,093	千円 114,934	千円 9,319,027	
	1 医業収益		8,879,620	△ 1,254,191	7,625,429	
		1 入院収益	6,052,235	△ 1,042,513	5,009,722	
		2 外来収益	2,568,728	△ 140,789	2,427,939	
		3 その他医業収益	258,657	△ 70,889	187,768	
	2 医業外収益		305,785	1,369,125	1,674,910	
		2 他会計負担金	28,472	16,694	45,166	
		4 府補助金	20,014	721,125	741,139	
		7 他会計補助金		631,306	631,306	

資本的収入及び支出

収　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			千円 233,441	千円 46,973	千円 280,414	
	3 負担金		540	700	1,240	
		1 他会計負担金	540	700	1,240	
	5 府補助金			46,273	46,273	
		1 府補助金		46,273	46,273	

支　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			千円 404,484	千円 700	千円 405,184	
	1 建設改良費		283,442	700	284,142	
		2 固定資産購入費	241,842	700	242,542	

令和2年度　箕面市病院事業予定キャッシュ･フロー計算書

（単位：千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1．業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 842,174	114,934	△ 727,240
小計	△ 277,561	114,934	△ 162,627
業務活動によるキャッシュ・フロー　①	△ 284,587	114,934	△ 169,653
2．投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 282,902	△ 700	△ 283,602
国庫補助金等による収入	19,000	46,273	65,273
一般会計からの繰入金による収入	540	700	1,240
投資活動によるキャッシュ・フロー　②	△ 256,901	46,273	△ 210,628
3．財務活動によるキャッシュ・フロー			
その他の企業債による収入		402,000	402,000
財務活動によるキャッシュ・フロー　③	600,358	402,000	1,002,358
4．資金の増加額　④＝①+②+③	58,870	563,207	622,077
5．資金期首残高	300,927		300,927
6．資金期末残高	359,797	563,207	923,004

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 病院事業収益	9,204,093	114,934	9,319,027			
1 医業収益	8,879,620	△ 1,254,191	7,625,429			
1 入院収益	6,052,235	△ 1,042,513	5,009,722			
入院収益	6,052,235	△ 1,042,513	5,009,722	入院収益 入院患者見込数	5,009,722 	1,042,513 減 80,956 人
2 外来収益	2,568,728	△ 140,789	2,427,939			
外来収益	2,568,728	△ 140,789	2,427,939	外来収益 外来患者見込数	2,427,939 	140,789 減 162,943 人
3 その他医業収益	258,657	△ 70,889	187,768			
室料差額収益	181,918	△ 57,408	124,510	室料差額収益	124,510	57,408 減
初診料加算金	14,415	△ 5,708	8,707	初診料加算金	8,707	5,708 減
公衆衛生活動収益	8,963	△ 3,055	5,908	妊婦一般健診	5,224	3,055 減
受託検査施設利用収益	7,844	△ 2,008	5,836	受託検査施設利用収益	5,836	2,008 減
その他医業収益	35,832	△ 2,710	33,122	診断書交付手数料	21,303	2,710 減
2 医業外収益	305,785	1,369,125	1,674,910			
2 他会計負担金	28,472	16,694	45,166			
一般会計負担金	28,472	16,694	45,166	新型コロナウイルス市緊急支援事業費負担金	24,310	16,694 増
4 府補助金	20,014	721,125	741,139			
府補助金	20,014	721,125	741,139	産科医分娩手当導入促進補助金	240	170 減
				新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業補助金	15,957	7,389 増
				帰国者・接触者外来等設備補助金	71	新規計上
				入院病床確保事業費補助金	653,013	新規計上
				入院医療機関設備等整備補助金	2,572	新規計上
				検査機関等設備整備補助金	480	新規計上
				救急・周産期・小児医療体制確保補助金	49,238	新規計上
				年末年始発熱患者診療体制確保協力金	2,400	新規計上
				感染症患者年末年始受入協力補助金	6,000	新規計上
				緩和ケア普及啓発補助金	132	新規計上
7 他会計補助金		631,306	631,306			
一般会計補助金		631,306	631,306	新型コロナウイルス市緊急支援事業補助金	631,306	新規計上

資本的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）	
1 資本的収入	233,441	46,973	280,414			
3 負担金	540	700	1,240			
1 他会計負担金	540	700	1,240			
一般会計負担金	540	700	1,240	医療機器整備等負担金	1,240	700 増
5 府補助金		46,273	46,273			
1 府補助金		46,273	46,273			
府補助金		46,273	46,273	帰国者・接触者外来等設備補助金	842	新規計上
				入院医療機関設備等整備補助金	8,998	新規計上
				重点医療機関設備整備補助金	12,489	新規計上
				検査機関等設備整備補助金	7,342	新規計上
				救急・周産期・小児医療体制確保補助金	16,602	新規計上

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）	
1 資本的支出	404,484	700	405,184			
1 建設改良費	283,442	700	284,142			
2 固定資産購入費	241,842	700	242,542			
器械備品費	215,958	700	216,658	高額医療機器	61,630	700 増

第４７号議案

令和２年度箕面市水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和２年度箕面市水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区　　分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（　　計　　）
（４）主要な建設改良事業			
ア　改　良　事　業	1,270,386 千円	△320,611 千円	949,775 千円

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収		入	
第１款　水道事業収益	3,090,832 千円	104,793 千円	3,195,625 千円
第１項　営　業　収　益	2,702,230 千円	4,199 千円	2,706,429 千円
第２項　営 業 外 収 益	388,602 千円	100,594 千円	489,196 千円
支		出	
第１款　水道事業費用	2,774,737 千円	6,373 千円	2,781,110 千円
第１項　営　業　費　用	2,699,822 千円	△6,120 千円	2,693,702 千円
第２項　営 業 外 費 用	45,906 千円	12,493 千円	58,399 千円

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,253,336 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,142,156 千円」に、「建設改良積立金 461,277 千円」を「建設改良積立金 379,243 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 112,464 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,318 千円」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収		入	
第１款　資 本 的 収 入	456,049 千円	△209,431 千円	246,618 千円
第１項　企　　業　　債	360,000 千円	△155,000 千円	205,000 千円
第２項　府　交　付　金	60,485 千円	△54,431 千円	6,054 千円
支		出	
第１款　資 本 的 支 出	1,709,385 千円	△320,611 千円	1,388,774 千円

第１項　建 設 改 良 費　　1,348,191 千円　△320,611 千円　1,027,580 千円

第５条　予算第５条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
改良事業	補正前	千円 360,000	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年４％ 以内	政府 地方公共団体 金融機構 他	３０年 以内	５年 以内	半年賦 又は 年賦 元利均等 又は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期間及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。
	補正	△155,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	205,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

予算に関する説明書

令和2年度箕面市水道事業会計補正予算(第 4 号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 水道事業収益			3,090,832	104,793	3,195,625	
	1 営業収益		2,702,230	4,199	2,706,429	
		2 受託工事収益	19,994	△ 6,426	13,568	消火栓改良工事及び配水管等修繕工事収益
		3 その他営業収益	217,659	10,625	228,284	手数料及び公共下水道事業会計等からの負担金
	2 営業外収益		388,602	100,594	489,196	
		1 納付金	106,678	100,594	207,272	給水装置及び給水設備設置に係る口径別納付金

支　　出　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 水道事業費用			2,774,737	6,373	2,781,110	
	1 営業費用		2,699,822	△ 6,120	2,693,702	
		3 受託工事費	28,109	△ 6,120	21,989	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
	2 営業外費用		45,906	12,493	58,399	
		3 消費税及び地方消費税	3,836	12,493	16,329	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

収　　入　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的収入			456,049	△ 209,431	246,618	
	1 企業債		360,000	△ 155,000	205,000	
		1 企業債	360,000	△ 155,000	205,000	建設改良費に充てる企業債
	2 府交付金		60,485	△ 54,431	6,054	
		1 府交付金	60,485	△ 54,431	6,054	府交付金

支　　出　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的支出			1,709,385	△ 320,611	1,388,774	
	1 建設改良費		1,348,191	△ 320,611	1,027,580	
		1 改良費	1,270,386	△ 320,611	949,775	改良事業に要する経費

令和2年度　箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（単位　千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	218,147	109,337	327,484
業務活動によるキャッシュ・フロー①	837,262	109,337	946,599
2　投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 1,250,802	114,012	△ 1,136,790
国庫補助金等による収入	60,485	△ 54,431	6,054
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 1,148,738	59,581	△ 1,089,157
3　財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	360,000	△ 155,000	205,000
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 42,262	△ 155,000	△ 197,262
4　資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 353,738	13,918	△ 339,820
5　資金期首残高	2,261,793		2,261,793
6　資金期末残高	1,908,055	13,918	1,921,973

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明			（千円）
1 水道事業収益	3,090,832	104,793	3,195,625				
1 営業収益	2,702,230	4,199	2,706,429				
2 受託工事収益	19,994	△ 6,426	13,568				
受託工事収益	16,065	△ 6,426	9,639	消火栓改良工事収益	9,639	6,426	減
3 その他の営業収益	217,659	10,625	228,284				
他会計負担金	201,049	10,625	211,674	新型コロナウイルス市緊急支援事業費負担金	109,475	10,625	増
2 営業外収益	388,602	100,594	489,196				
1 納付金	106,678	100,594	207,272				
納付金	106,678	100,594	207,272	口径別納付金	207,272	100,594	増

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明			（千円）
1 水道事業費用	2,774,737	6,373	2,781,110				
1 営業費用	2,699,822	△ 6,120	2,693,702				
3 受託工事費	28,109	△ 6,120	21,989				
工事請負費	15,300	△ 6,120	9,180	消火栓改良工事	9,180	6,120	減
2 営業外費用	45,906	12,493	58,399				
3 消費税及び地方消費税	3,836	12,493	16,329				
消費税及び地方消費税	3,836	12,493	16,329	消費税及び地方消費税	16,329	12,493	増

資本的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説　明（千円）
1 資本的収入	456,049	△ 209,431	246,618	
1 企業債	360,000	△ 155,000	205,000	
1 企業債	360,000	△ 155,000	205,000	
企業債	360,000	△ 155,000	205,000	企業債（地方公共団体金融機構） 205,000 155,000 減
2 府交付金	60,485	△ 54,431	6,054	
2 府交付金	60,485	△ 54,431	6,054	
府交付金	60,485	△ 54,431	6,054	府交付金 6,054 54,431 減

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説　明（千円）
1 資本的支出	1,709,385	△ 320,611	1,388,774	
1 建設改良費	1,348,191	△ 320,611	1,027,580	
1 改良費	1,270,386	△ 320,611	949,775	
工事請負費	918,551	△ 320,611	597,940	配水管布設及び施設改良工事（増補改良工事、負担金工事） 597,940 320,611 減

第４８号議案

令和２年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和２年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区　　分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（　　計　　）
（４）主要な建設改良事業			
ア　汚水建設改良事業	107,232 千円	△7,000 千円	100,232 千円
イ　雨水建設改良事業	32,749 千円	7,000 千円	39,749 千円
ウ　流域下水道建設負担事業	101,893 千円	4,822 千円	106,715 千円

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
	収	入	
第１款　下水道事業収益	2,665,250 千円	38,399 千円	2,703,649 千円
第１項　営　業　収　益	1,747,752 千円	△20,387 千円	1,727,365 千円
第２項　営 業 外 収 益	917,498 千円	58,786 千円	976,284 千円
	支	出	
第１款　下水道事業費用	2,539,412 千円	△1,493 千円	2,537,919 千円
第１項　営　業　費　用	2,389,976 千円	△7,500 千円	2,382,476 千円
第２項　営 業 外 費 用	138,031 千円	6,007 千円	144,038 千円

第４条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 437,963 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 432,509 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 24,557 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 19,599 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 13,406 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 12,910 千円」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
	収	入	
第１款　資 本 的 収 入	174,583 千円	10,276 千円	184,859 千円
第３項　負　　担　　金	49,783 千円	10,276 千円	60,059 千円
	支	出	
第１款　資 本 的 支 出	612,546 千円	4,822 千円	617,368 千円

第１項　建 設 改 良 費	256,674 千円	4,822 千円	261,496 千円

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

予算に関する説明書

令和2年度　箕面市公共下水道事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益的収入及び支出

収　　入　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 下水道事業収益			2,665,250	38,399	2,703,649	
	1 営業収益		1,747,752	△ 20,387	1,727,365	
		2 他会計負担金	184,073	△ 20,387	163,686	一般会計からの負担金
	2 営業外収益		917,498	58,786	976,284	
		1 他会計負担金	153,452	3,171	156,623	一般会計からの負担金
		9 雑収益	41	55,615	55,656	流域下水道事業費負担金精算金

支　　出　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 下水道事業費用			2,539,412	△ 1,493	2,537,919	
	1 営業費用		2,389,976	△ 7,500	2,382,476	
		1 汚水管渠費	91,527	△ 2,500	89,027	汚水管渠の維持管理に要する費用
		2 雨水管渠費	47,397	△ 5,000	42,397	雨水管渠の維持管理に要する費用
	2 営業外費用		138,031	6,007	144,038	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	68,102	△ 1,000	67,102	企業債等利息
		3 消費税及び地方消費税	69,928	7,007	76,935	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

収　　入　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的収入			174,583	10,276	184,859	
	3 負担金		49,783	10,276	60,059	
		1 他会計負担金	49,782	10,276	60,058	一般会計からの負担金

支　　出　　(単位　千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 資本的支出			612,546	4,822	617,368	
	1 建設改良費		256,674	4,822	261,496	
		1 汚水建設改良費	107,232	△ 7,000	100,232	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	32,749	7,000	39,749	雨水建設改良事業に要する経費
		3 流域下水道建設負担金	101,893	4,822	106,715	流域下水道建設事業に対する大阪府への負担金

令和2年度　箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（単位　千円）

区　　分	既決予定額	補正予定額	計
1　業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	112,419	40,401	152,820
業務活動以外の流動資産の増減額	37,737	△ 1,000	36,737
業務活動によるキャッシュ・フロー①	796,855	39,401	836,256
2　投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 237,938	△ 949,601	△ 1,187,539
国庫補助金等による収入	43,328	438,117	481,445
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 200,357	△ 511,484	△ 711,841
3　財務活動によるキャッシュ・フロー			
一般会計負担金による収入	49,254	6,080	55,334
財務活動に伴う流動資産の増減額		116,900	116,900
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 68,102	1,000	△ 67,102
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 268,620	123,980	△ 144,640
4　資金の増加額④＝①＋②＋③	327,878	△ 348,103	△ 20,225
5　資金期首残高	4,545,661		4,545,661
6　資金期末残高	4,873,539	△ 348,103	4,525,436

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）	
1 下水道事業収益	2,665,250	38,399	2,703,649			
1 営業収益	1,747,752	△ 20,387	1,727,365			
2 他会計負担金	184,073	△ 20,387	163,686			
雨水処理負担金	184,073	△ 20,387	163,686	雨水処理負担金	163,686	20,387 減
2 営業外収益	917,498	58,786	976,284			
1 他会計負担金	153,452	3,171	156,623			
水洗便所普及費負担金	5,422	86	5,508	水洗便所普及費負担金	5,508	86 増
高度処理維持管理負担金	25,456	△ 5,000	20,456	高度処理維持管理負担金	20,456	5,000 減
その他一般会計負担金	108,666	8,085	116,751	その他一般会計負担金（児童手当）	536	116 増
				新型コロナウイルス市緊急支援事業費負担金	83,769	7,969 増
4 雑収益	41	55,615	55,656			
その他雑収益	4	55,615	55,619	流域下水道維持管理負担金精算金	55,616	55,615 増

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明	（千円）	
1 下水道事業費用	2,539,412	△ 1,493	2,537,919			
1 営業費用	2,389,976	△ 7,500	2,382,476			
1 汚水管渠費	91,527	△ 2,500	89,027			
委託料	24,325	△ 2,500	21,825	下水道施設清掃業務委託	10,775	2,500 減
2 雨水管渠費	47,397	△ 5,000	42,397			
委託料	10,243	△ 5,000	5,243	下水道施設清掃業務委託	2,130	5,000 減
2 営業外費用	138,031	6,007	144,038			
1 支払利息及び企業債取扱諸費	68,102	△ 1,000	67,102			
雨水企業債利息	21,308	△ 1,000	20,308	企業債利息（地方公共団体金融機構）	8,064	1,000 減
3 消費税及び地方消費税	69,928	7,007	76,935			
消費税及び地方消費税	69,928	7,007	76,935	消費税及び地方消費税	76,935	7,007 増

資本的収入及び支出

収　入

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 資本的収入	174,583	10,276	184,859			
2 国庫交付金	19,700	0	19,700			
1 国庫交付金	19,700	0	19,700			
汚水国庫交付金	19,200	△ 3,000	16,200	汚水国庫交付金	16,200	3,000 減
雨水国庫交付金	500	3,000	3,500	雨水国庫交付金	3,500	3,000 増
3 負担金	49,783	10,276	60,059			
1 他会計負担金	49,782	10,276	60,058			
雨水企業債償還金負担金	19,838	6,688	26,526	雨水企業債償還金	26,246	6,618 増
				雨水企業債償還金（特例措置分）	280	70 増
建設改良負担金	29,944	3,588	33,532	雨水建設改良負担金	32,139	3,588 増

支　出

款・項・目・節	既決予定額（千円）	補正予定額（千円）	計（千円）	説明		（千円）
1 資本的支出	612,546	4,822	617,368			
1 建設改良費	256,674	4,822	261,496			
1 汚水建設改良費	107,232	△ 7,000	100,232			
委託料	88,930	△ 7,000	81,930	下水道管路点検・実施設計業務委託	60,306	7,000 減
2 雨水建設改良費	32,749	7,000	39,749			
委託料	11,263	7,000	18,263	下水道計画策定業務委託	8,320	7,000 増
3 流域下水道建設負担金	101,893	4,822	106,715			
猪名川流域下水道建設負担金	83,141	14,198	97,339	猪名川流域下水道建設負担金	97,339	14,198 増
安威川流域下水道建設負担金	18,752	△ 9,376	9,376	安威川流域下水道建設負担金	9,376	9,376 減

第４９号議案

令和２年度箕面市競艇事業会計補正予算（第４号）

第１条　令和２年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度箕面市競艇事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
支　　出			
第１款　競艇事業費用	64,146,360 千円	1,000,000 千円	65,146,360 千円
第２項　営 業 外 費 用	1,551,000 千円	1,000,000 千円	2,551,000 千円

令和３年２月２５日提出

箕面市長　　上　島　一　彦

予算に関する説明書

令和2年度箕面市競艇事業会計補正予算(第4号)実施計画

収益的支出

支　　出　　（単位　千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　考
1 競艇事業費用			64,146,360	1,000,000	65,146,360	
	2 営業外費用		1,551,000	1,000,000	2,551,000	
		1 繰出金	1,500,000	1,000,000	2,500,000	一般会計繰出金

令和2年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（単位　千円）

区　　分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,058,310	△ 1,000,000	58,310
業務活動によるキャッシュ・フロー①	1,119,643	△ 1,000,000	119,643
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 137,095	0	△ 137,095
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	982,548	△ 1,000,000	△ 17,452
5 資金期首残高	6,047,427	0	6,047,427
6 資金期末残高	7,029,975	△ 1,000,000	6,029,975

予算参考資料

実 施 計 画 内 訳 書

収益的支出

支　出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説　　明 (千円)
1 競艇事業費用	64,146,360	1,000,000	65,146,360	
2 営業外費用	1,551,000	1,000,000	2,551,000	
1 繰出金	1,500,000	1,000,000	2,500,000	
一般会計繰出金	1,500,000	1,000,000	2,500,000	一般会計繰出金　2,500,000　1,000,000　増

第５０号議案

令和３年度箕面市一般会計補正予算（第１号）

令和３年度箕面市の一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 594,784 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 60,194,784 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年２月２５日提出

箕面市長　上　島　一　彦

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 国　庫　支　出　金		12,528,214	587,691	13,115,905
	2 国　庫　補　助　金	923,106	40,892	963,998
	4 国　庫　交　付　金	3,163,705	546,799	3,710,504
16 府　支　出　金		6,416,537	7,084	6,423,621
	3 府　委　託　金	85,935	7,084	93,019
21 諸　収　入		2,911,094	9	2,911,103
	5 雑　入	1,124,878	9	1,124,887
歳　入　合　計		59,600,000	594,784	60,194,784

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総　務　費		6,054,369	15,099	6,069,468
	1 総　務　管　理　費	5,071,378	15,099	5,086,477
4 衛　生　費		4,128,691	69,037	4,197,728
	1 保　健　衛　生　費	1,974,502	69,037	2,043,539
10 教　育　費		7,650,590	510,648	8,161,238
	1 教　育　総　務　費	1,563,992	510,648	2,074,640
歳　出　合　計		59,600,000	594,784	60,194,784

令和３年度

（2021 年度）

箕面市一般会計補正予算（第１号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

歳　入

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
1 市税	22,859,000	0	22,859,000
2 地方譲与税	257,000	0	257,000
3 利子割交付金	36,000	0	36,000
4 配当割交付金	168,000	0	168,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法人事業税交付金	80,000	0	80,000
7 地方消費税交付金	2,370,000	0	2,370,000
8 環境性能割交付金	60,000	0	60,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地方特例交付金	447,470	0	447,470
11 地方交付税	1,100,000	0	1,100,000
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
13 分担金及び負担金	1,018,309	0	1,018,309
14 使用料及び手数料	647,842	0	647,842
15 国庫支出金	12,528,214	587,691	13,115,905
16 府支出金	6,416,537	7,084	6,423,621
17 財産収入	340,241	0	340,241
18 寄附金	1,001	0	1,001
19 繰入金	4,742,092	0	4,742,092
20 繰越金	1,000	0	1,000
21 諸収入	2,911,094	9	2,911,103
22 市債	3,498,000	0	3,498,000
歳入合計	59,600,000	594,784	60,194,784

歳　出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	435,661	0	435,661	0	0	0	0
2 総務費	6,054,369	15,099	6,069,468	15,099	0	0	0
3 民生費	22,891,212	0	22,891,212	0	0	0	0
4 衛生費	4,128,691	69,037	4,197,728	69,028	0	9	0
5 労働費	64,322	0	64,322	0	0	0	0
6 農林水産業費	133,657	0	133,657	0	0	0	0
7 商工費	198,819	0	198,819	0	0	0	0
8 土木費	9,099,035	0	9,099,035	0	0	0	0
9 消防費	1,649,221	0	1,649,221	0	0	0	0
10 教育費	7,650,590	510,648	8,161,238	510,648	0	0	0
11 災害復旧費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424	0	0	0	0
13 諸支出金	4,237,999	0	4,237,999	0	0	0	0
14 予備費	50,000	0	50,000	0	0	0	0
歳出合計	59,600,000	594,784	60,194,784	594,775	0	9	0

2　歳　　入
(款) 15　国庫支出金
(項)　2　国庫補助金

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
			千円	千円	千円		千円		千円
15 国庫支出金			12,528,214	587,691	13,115,905				
	2 国庫補助金		923,106	40,892	963,998				
		3 衛生費国庫補助金	659,382	40,892	700,274	1 保健衛生費補助金	40,892	4　感染症対策事業費補助金 補正後　697,595,000円－補正前　656,703,000円	40,892
	4 国庫交付金		3,163,705	546,799	3,710,504				
		1 総務費国庫交付金	4,601	376,583	381,184	1 総務管理費交付金	376,583	1　地方創生臨時交付金	376,583
		4 教育費国庫交付金	279	170,216	170,495	2 小学校費交付金	43,868	2　学校施設環境改善交付金（Ｒ２国補正３号）	43,868
						3 中学校費交付金	126,348	2　学校施設環境改善交付金（Ｒ２国補正３号）	126,348
16 府支出金			6,416,537	7,084	6,423,621				
	3 府委託金		85,935	7,084	93,019				
		6 衛生費府委託金	0	7,084	7,084	1 保健衛生費委託金	7,084	1　ＰＣＲ検査センター運営事業委託金	7,084
21 諸収入			2,911,094	9	2,911,103				
	5 雑入		1,124,878	9	1,124,887				
		2 弁償金	808,117	9	808,126	2 実費弁償金	9	5　任期付短時間勤務職員等雇用保険料個人負担金 補正後　6,924,000円－補正前　6,915,000円	9

(款) 21　諸収入
(項)　5　雑入

3 歳　出
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
2 総務費			6,054,369	15,099	6,069,468	国庫支出金	15,099
	1 総務管理費		5,071,378	15,099	5,086,477	国庫支出金	15,099
		12 安全都市推進費	61,752	15,099	76,851	国庫支出金	15,099
4 衛生費			4,128,691	69,037	4,197,728	国庫支出金	61,944
						府支出金	7,084
						諸収入	9
	1 保健衛生費		1,974,502	69,037	2,043,539	国庫支出金	61,944
						府支出金	7,084
						諸収入	9
		1 保健衛生総務費	246,412	28,136	274,548	国庫支出金	21,052
						府支出金	7,084
		2 予防費	1,532,858	40,901	1,573,759	国庫支出金	40,892
						諸収入	9

節 区分	節 金額	説明	
	千円		千円
18 負担金補助及び交付金	15,099	**57 新型コロナウイルス市緊急支援事業（市内公共交通事業者支援）**	**15,099**
		【交通政策室】	
		18 負担金補助及び交付金	**15,099**
		3 交付金	15,099
		緊急支援金 15,099	
1 報酬	459	**51 ＰＣＲ検査センター運営事業【地域保健室】**	**7,084**
		1 報酬	**459**
3 職員手当等	102	5 会計年度任用職員報酬	459
		事務補助員 459	
4 共済費	60	**3 職員手当等**	**102**
		9 時間外及び休日勤務手当	102
8 旅費	13	**4 共済費**	**60**
		7 社会保険料	38
10 需用費	247	11 協会けんぽ負担金	22
		8 旅費	**13**
11 役務費	24	1 費用弁償	13
		10 需用費	**210**
12 委託料	6,231	1 消耗品費	210
		11 役務費	**9**
18 負担金補助及び交付金	21,000	1 通信運搬費	9
		12 委託料	**6,231**
		1 委託料	6,231
		場内整理誘導業務委託他 6,231	
		52 新型コロナウイルス市緊急支援事業（地域保健）【地域保健室】	**21,052**
		10 需用費	**37**
		1 消耗品費	8
		4 印刷製本費	29
		封筒 29	
		11 役務費	**15**
		1 通信運搬費	15
		18 負担金補助及び交付金	**21,000**
		3 交付金	21,000
		緊急支援金 21,000	
1 報酬	3,054	**52 新型コロナウイルスワクチン接種事業【地域保健室】**	**40,901**
		1 報酬	**3,054**

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科目 款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
			千円	千円	千円		千円
4	1	2 [予防費]					
10 教育費			7,650,590	510,648	8,161,238	国庫支出金	510,648
	1 教育総務費		1,563,992	510,648	2,074,640	国庫支出金	510,648
		8 学校共通施設費	0	510,648	510,648	国庫支出金	510,648

節 区分	金額	説明	
	千円		千円
4 共済費	350	2 委員報酬	54
		予防接種事故調査委員 54	
8 旅費	234	5 会計年度任用職員報酬	3,000
		事務補助員 3,000	
10 需用費	1,221	**4 共済費**	**350**
		7 社会保険料	350
12 委託料	11,612	**8 旅費**	**234**
		1 費用弁償	234
13 使用料及び賃借料	23,430	**10 需用費**	**1,221**
		1 消耗品費	200
17 備品購入費	1,000	2 燃料費	21
		4 印刷製本費	1,000
		予防接種予診票 1,000	
		12 委託料	**11,612**
		1 委託料	11,612
		予防接種委託他 11,612	
		13 使用料及び賃借料	**23,430**
		1 使用料	23,430
		17 備品購入費	**1,000**
		2 機械器具費	1,000
		救急蘇生セット 1,000	
14 工事請負費	510,648	**50 新型コロナウイルス緊急対策事業（学校施設管理）（Ｒ２国補正３号**	**510,648**
		）【学校施設管理室】	
		14 工事請負費	**510,648**
		1 工事請負費	510,648
		衛生環境改善工事 510,648	

給　与　費　明　細　書

1　特 別 職

区分		職員数	給与 報酬	給与 給料	給与 期末手当	費 地域手当	費 その他の手当	費 計	共済費	合計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円) 年間支給率 (月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	長　等	4		37,344	19,516 4.40	4,482	127	61,469	10,330	71,799	
	議　員	23	170,286		74,924 4.40			245,210	56,868	302,078	
	その他の特別職	1,560	128,184					128,184	13,634	141,818	
	計	1,587	298,470	37,344	94,440	4,482	127	434,863	80,832	515,695	
補正前	長　等	4		37,344	19,516 4.40	4,482	127	61,469	10,330	71,799	
	議　員	23	170,286		74,924 4.40			245,210	56,868	302,078	
	その他の特別職	1,560	128,130					128,130	13,634	141,764	
	計	1,587	298,416	37,344	94,440	4,482	127	434,809	80,832	515,641	
比　較	長　等										
	議　員										
	その他の特別職		54					54		54	
	計		54					54		54	

2　一般職

（1）　総　括

区　分	職員数（人）	給与 報酬（千円）	給与 給料（千円）	給与 職員手当（千円）	給与 計（千円）	共済費（千円）	合計（千円）	備考
補正後	(866) 1,043	862,638	3,975,632	3,545,225	8,383,495	1,601,314	9,984,809	
補正前	(861) 1,043	859,179	3,975,632	3,545,123	8,379,934	1,600,904	9,980,838	
比　較	(5)	3,459		102	3,561	410	3,971	

職員手当の内訳

区　分	扶養手当（千円）	管理職手当（千円）	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	夜間勤務手当（千円）	時間外及び休日勤務手当（千円）
補正後	101,526	319,944	529,882	84,900	2,330	274,813
補正前	101,526	319,944	529,882	84,900	2,330	274,711
比　較						102

区　分	住居手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	退職手当（千円）	単身赴任手当（千円）
補正後	66,982	1,764,294	396,354	4,200
補正前	66,982	1,764,294	396,354	4,200
比　較				

注）　職員数欄の（　）内は、短時間勤務職員数（外書き）である。

（2）　給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
職員手当	102	1　その他の増加分	102		時間外及び休日勤務手当　102　千円